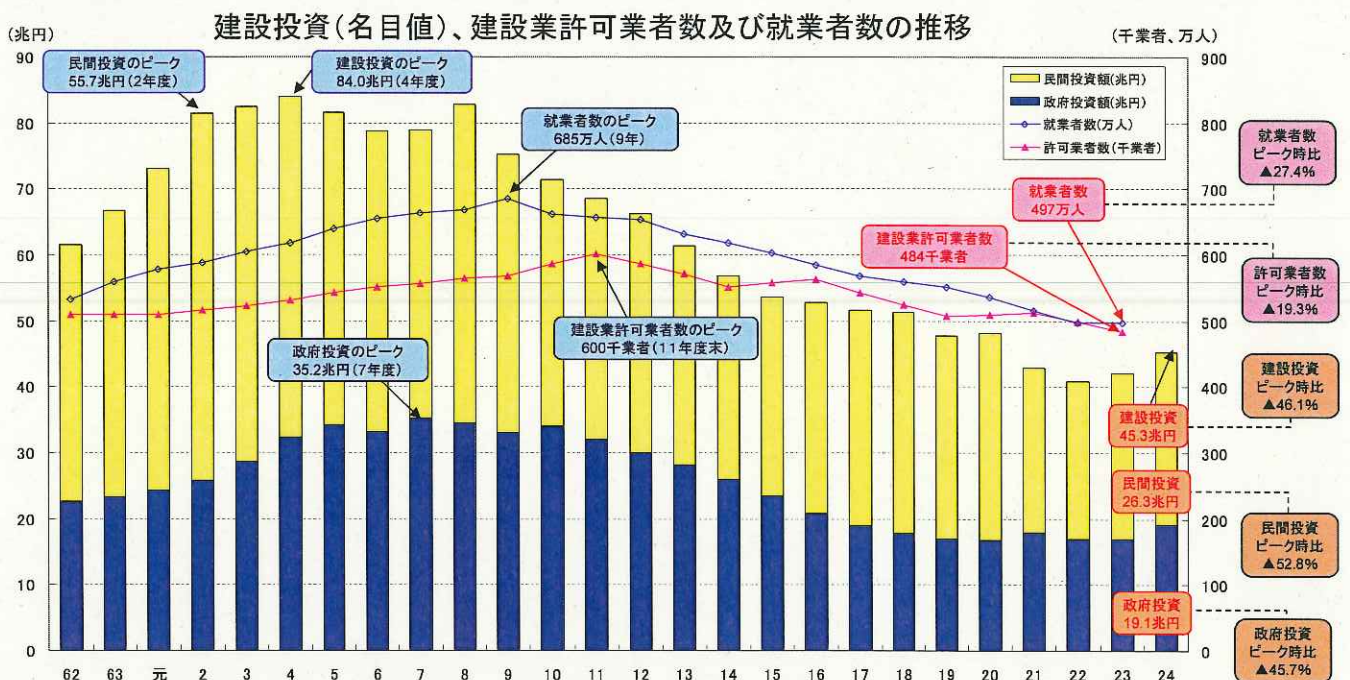


工事の入札・契約について



建設投資の推移 ～建設投資(名目値),建設業者数及び就業者数の推移～

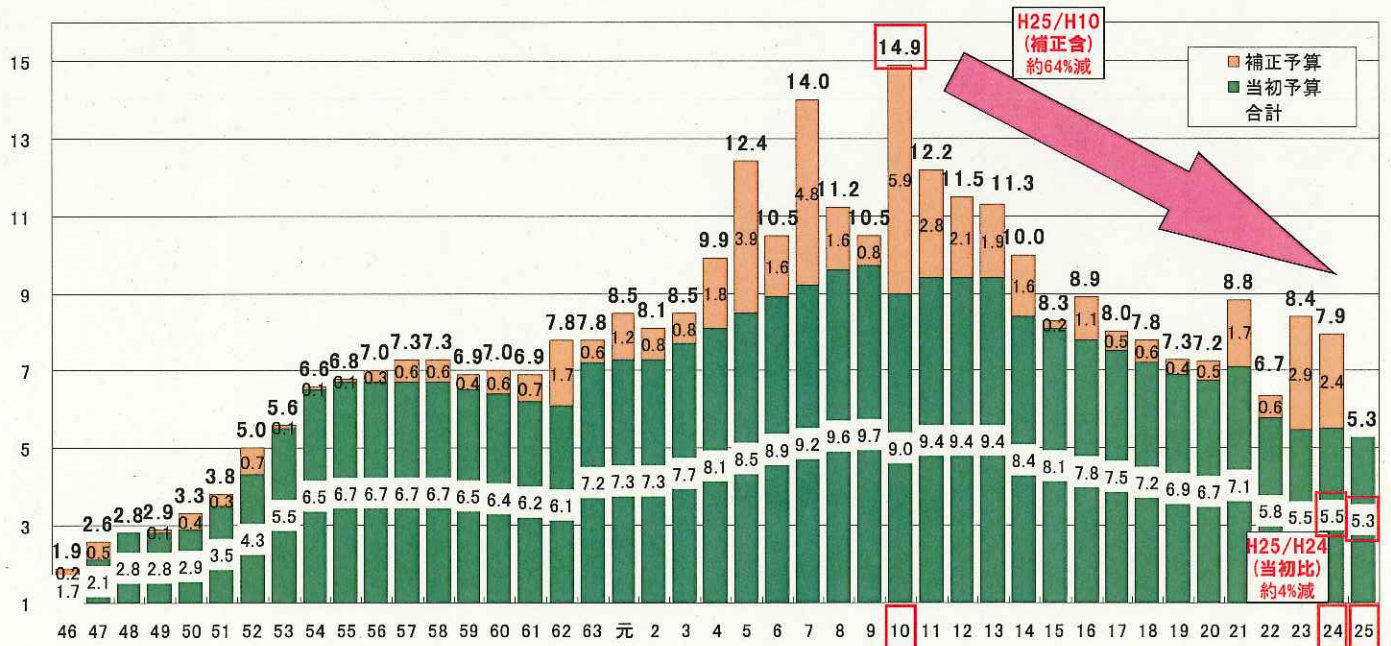
- ◇建設投資額:平成24年度投資額(見通し)は平成23年度(見込み)に比べ微増の45.3兆円でピーク時(4年度)の約半分
- ◇建設業許可業者数:平成23年度の建設業許可業者数は48.4万業者で、11年度60万業者に比べ約19%減少
- ◇建設業就業者数:平成23年(平均)の建設業就業者数は497万人で、9年(平均)の685万人と比べ約27%減少



出典:国土交通省「建設投資見通し」「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
 注1:投資額については平成21年度までは実績、22・23年度は見込み、24年度は見通し
 注2:建設業許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3:就業者数は年平均

公共事業関係費の推移

◇公共事業関係費は、平成10年度の14.9兆円をピークに年々減少傾向。平成25年度は5.3兆円でピーク時の約36%。
 ◇平成25年度当初予算は、対前年に対して約4%(H24:5.5兆円→H25:5.3兆円)の減。

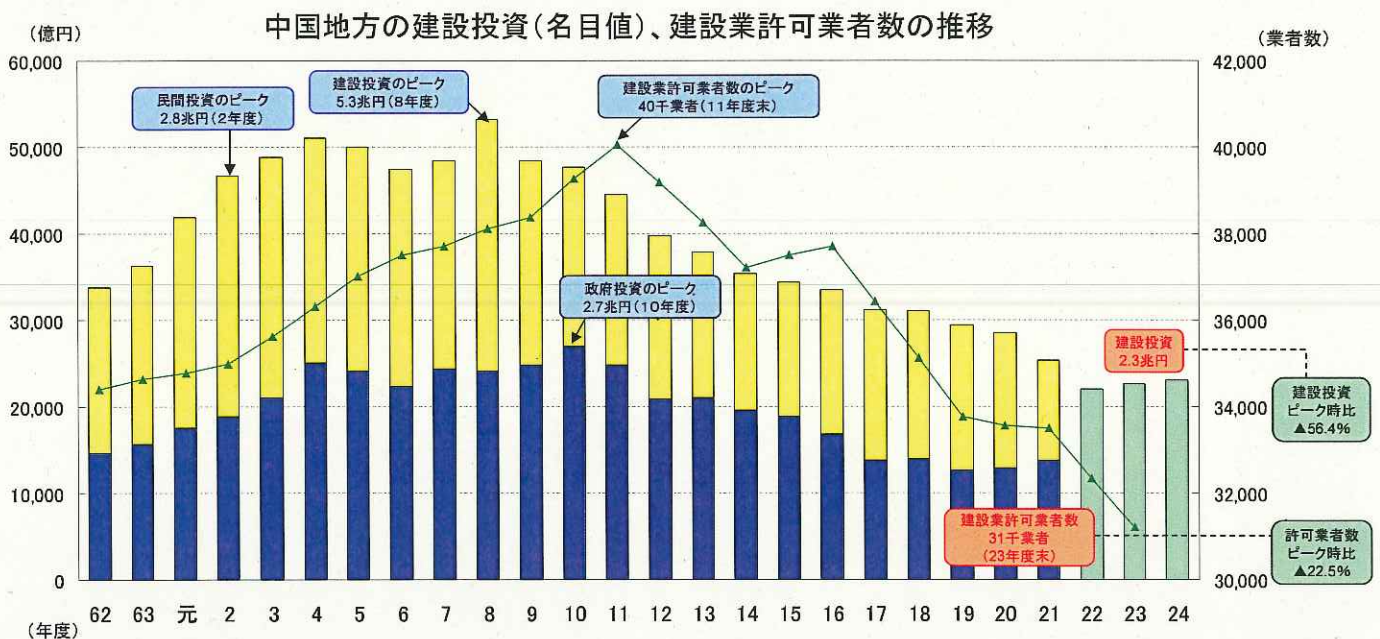


注：平成23年度及び平成24年度は、地域自主戦略交付金（公共事業関係費相当分）を含む。
 平成25年度は、地域自主戦略交付金の廃止に伴う移行額6,395億円が含まれる。
 平成25年度は、国有林野事業特別会計の一般会計化に伴い計上されることとなった直轄事業負担金29億円を除く東日本大震災復興特別会計（平成23年度は一般会計）のうち、全国防災を含む。

出典：財務省HPより

建設投資の推移 ~中国地方の建設投資と建設業許可業者数の推移~

◇建設投資額：平成24年度投資額(見通し)は、約2.3兆円でピーク時(8年度)の約44%
 ◇建設業許可業者数：平成23年度の建設業者数は3.1万業者で、11年度4.0万業者に比べ約23%減少



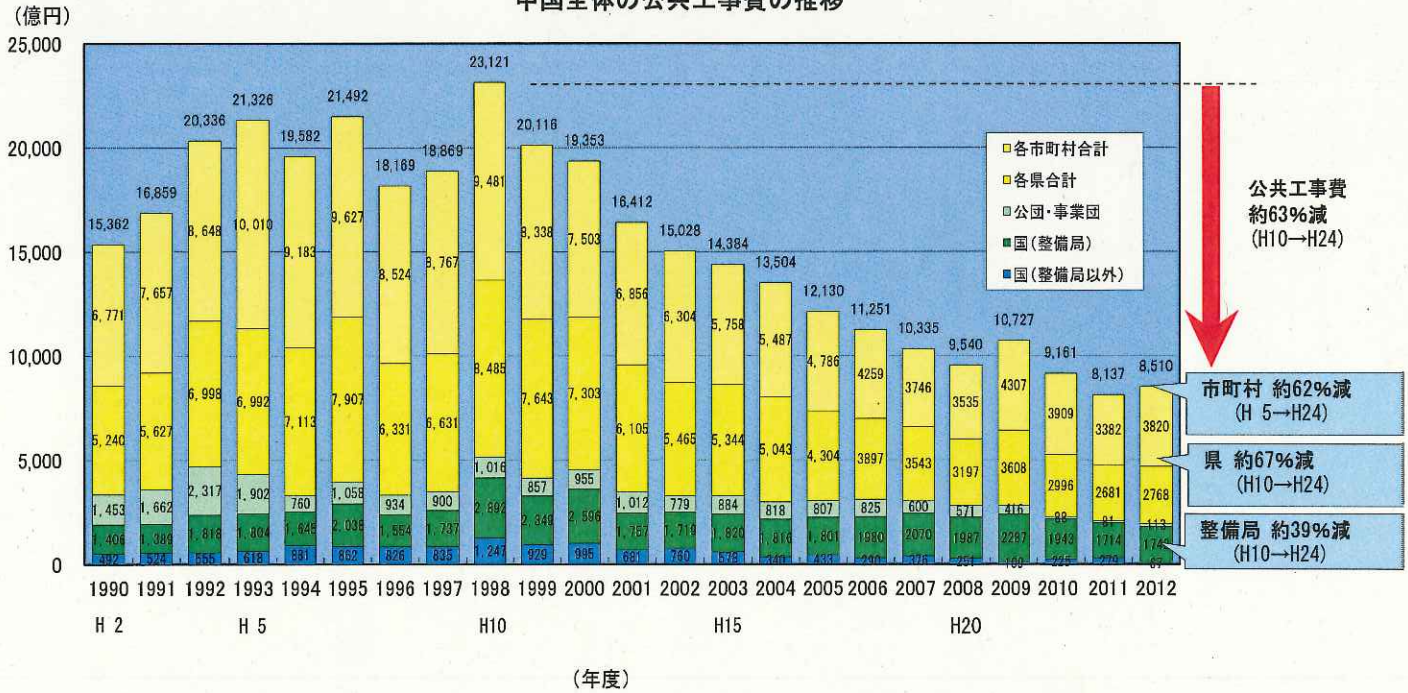
出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」
 注1：投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し
 注2：建設業許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

＜中国地方＞
 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国地方の公共工事費の推移

◇中国地方整備局管内の公共工事費は、平成10年度の23,121億円をピークに減少
 ◇平成24年度の公共工事費は、ピーク時の約36%、8,510億円となっている。

中国全体の公共工事費の推移



2012(H24年度)は見込み

公共工事費
約63%減
(H10→H24)

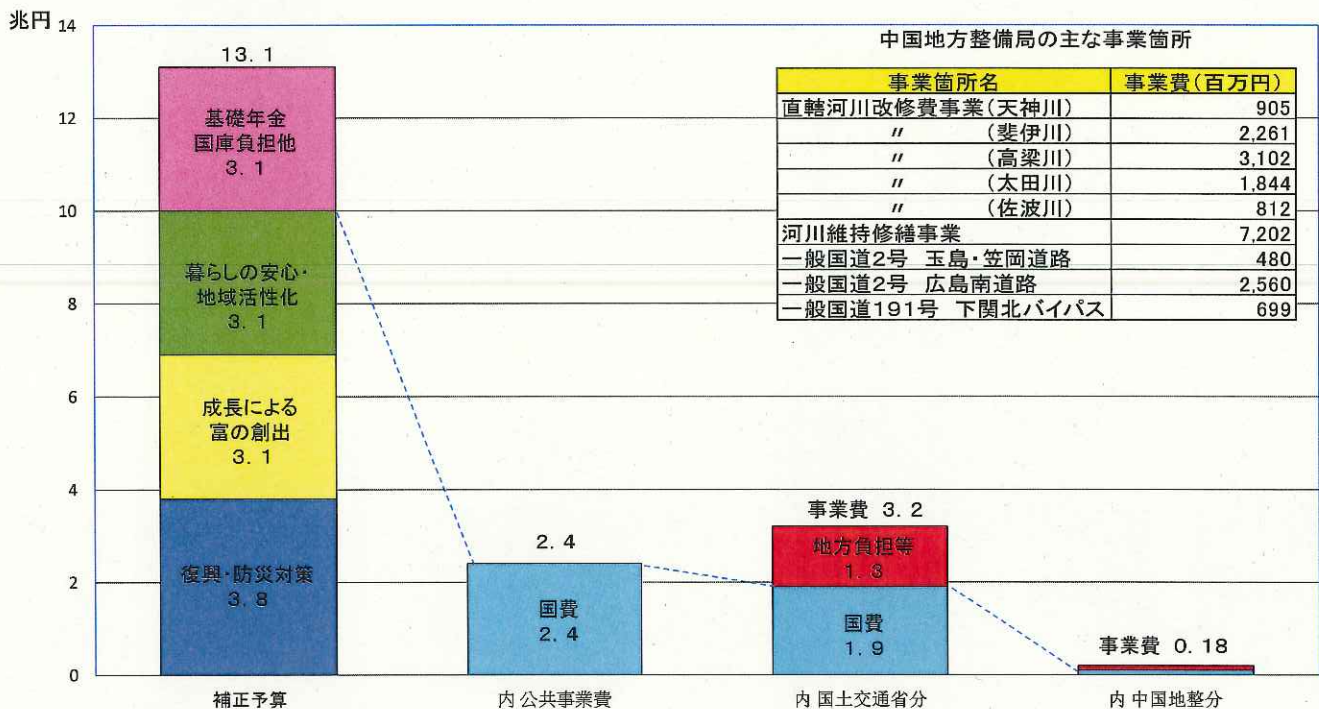
市町村 約62%減
(H5→H24)

県 約67%減
(H10→H24)

整備局 約39%減
(H10→H24)

平成24年度 補正予算案 (国費)

◇ H24年度の補正予算案は総額13.1兆円(国費)。地方自治体、民間企業の支出を合わせた事業費は約20兆円。
 ◇ そのうち公共事業費は2.4兆円(国費)。

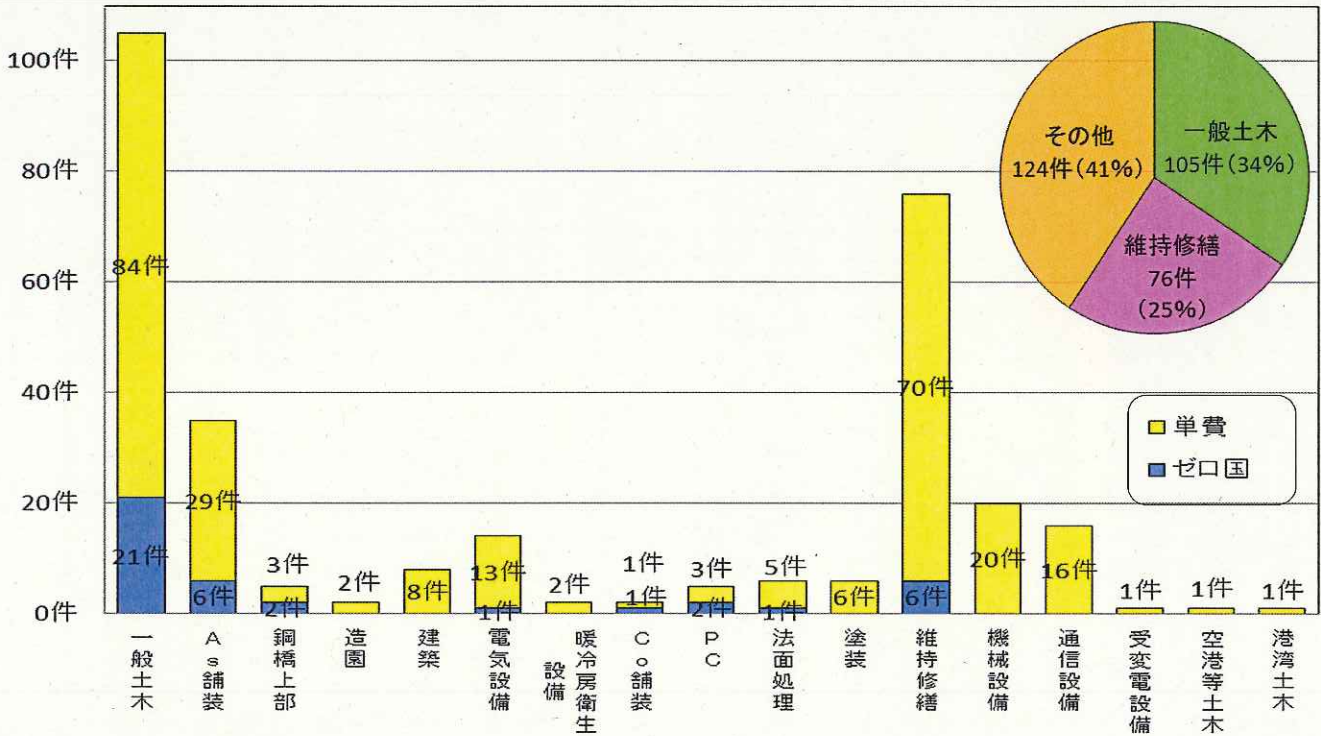


出典:財務省、国土交通省

平成24年度補正予算発注予定工事の概要

◇平成24年度補正予算で305件の発注を予定。

- ・一般土木工事 105件(約34%) ・維持修繕工事 76件(約25%) ・その他工事 124件(約41%)
- ・3億円以上の分任支出負担行為担当官発注工事を6件発注予定。



※予定は平成24年度補正予算での発注予定工事(非公表を含まない)

直轄河川改修事業 (天神川) てんじんがわ 事業費905百万円 (水系全体) 国土交通省

●復興・防災対策
○命と暮らしを守るインフラ再構築

事業推進

平成24年7月に発生した九州の豪雨災害等を踏まえた堤防の緊急点検結果において、堤防の浸透に対する安全性及び水衝部等の河岸侵食に対する安全性が低いとされた箇所や、流下能力不足とされた箇所に対して緊急的に対策を実施します。天神川では、倉吉市大原地区等において河岸侵食防止対策として護岸整備等を実施します。



平成10年10月洪水 河岸侵食箇所 (三朝町)



対策事例 (侵食対策のための低水護岸)

期待される整備効果

洪水により河岸侵食が進行した場合には、堤防決壊等の重大な災害が発生する可能性があります。ひとたび堤防が決壊した場合、宅地側へ洪水がはん蓋し、家屋損壊・浸水等の甚大な被害が発生するおそれがあります。

当該地区において、河岸侵食防止対策を実施することで、堤防決壊等の重大な災害を防止し、洪水のはん蓋による浸水被害の防止・軽減が図られます。

直轄河川改修事業(斐伊川) ひいかわ 事業費2,261百万円(水系全体)

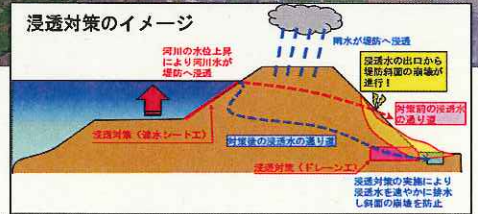
●復興・防災対策

○命と暮らしを守るインフラ再構築

事業推進

平成24年7月に発生した九州の豪雨災害を踏まえた堤防の緊急点検結果において、堤防の浸透に対する安全性及び水衝部等の河岸侵食に対する安全性が低いとされた箇所や、流下能力不足とされた箇所に対して緊急的に対策を実施します。

斐伊川では、出雲市下出西地区等において、浸透対策として遮水シート、ドレーン工等を実施します。



期待される整備効果

斐伊川は、宅地側の地盤高が川底より低い「天井川」で、斐伊川沿川には低平地が広がっています。当該地区は、堤防の浸透に対する安全性が不足しており、堤防が決壊した場合、宅地側へ洪水がはん溢し、家屋損壊・浸水等の甚大な被害が発生するおそれがあります。

当該地区において、堤防の浸透対策を実施することで、堤防決壊等の重大な災害を防止し、洪水のはん溢による浸水被害の防止・軽減が図られます。

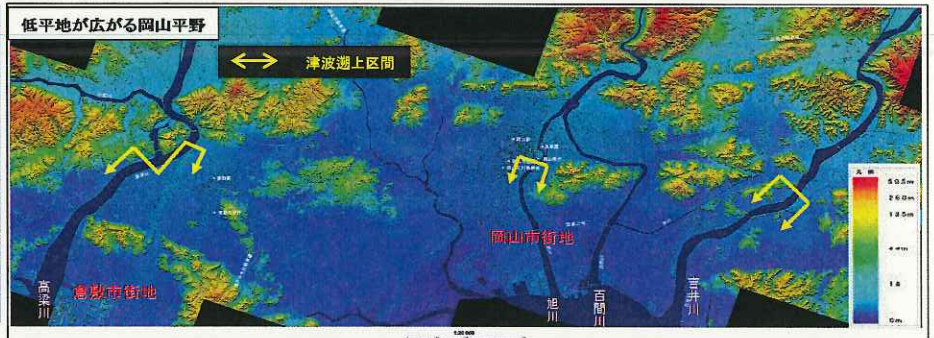
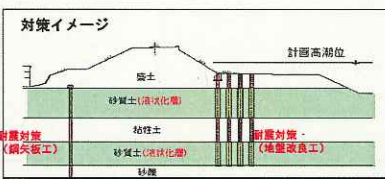
直轄河川改修事業(高梁川) たかはしがわ 事業費3,102百万円(水系全体)

●復興・防災対策

○命と暮らしを守るインフラ再構築

事業推進

南海トラフ地震等の大規模地震に備え、堤防のかさ上げや堤防・水門等の耐震・液状化対策、水門等の遠隔操作化等を実施します。高梁川においては、津波遡上区間の倉敷市水島地区等において、堤防の耐震対策等を実施します。



期待される整備効果

高梁川等の河口部は干拓で形成された朔望平均満潮位以下のゼロメートル地帯が広がっており、地震による液状化現象によって、堤防が被災した場合、津波や満潮時に河川水の氾濫により広範囲にわたり二次被害が発生するおそれがあります。

このため、平成23年3月の「東日本大震災」を契機として、平成23年度より津波遡上区間において優先的に「レベル2地震動」に対する耐震照査を実施し、堤防等の耐震対策に着手しています。

当該地区において、堤防の耐震対策を実施することで、地震による堤防の沈下や崩壊を防止・抑制し、河川水のはん溢による市街地への二次被害の防止・軽減が図られます。

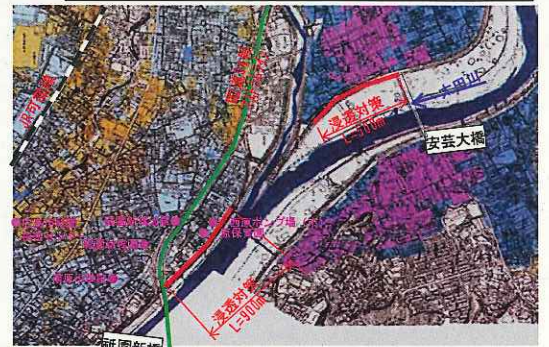
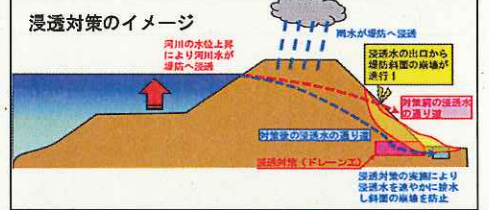
直轄河川改修事業(太田川) 事業費1,844百万円(水系全体)

●復興・防災対策

○命と暮らしを守るインフラ再構築

事業推進

平成24年 7月に発生した九州の豪雨災害等を踏まえた堤防の緊急点検結果において、堤防の浸透に対する安全性及び水衝部等の河岸侵食に対する安全性が低いとされた箇所や、流下能力不足とされた箇所に対して緊急的に対策を実施します。
太田川では、広島市安佐南区川内地区等において、堤防の浸透対策としてドレーン工等を実施します。



期待される整備効果

当該地区は、堤防の浸透に対する安全性が不足しており、堤防が決壊した場合、陰陽を南北に結ぶ主要交通網の国道54号やアストラムライン(新交通)をはじめ、広島市内中心部へのアクセス網として、一日の利用者が2万3千人を超えるJR可部線がはん濫域に存在しており、その浸水被害は甚大です。

当該地区において、堤防の浸透対策を実施することで、堤防決壊等の重大な災害を防止し、洪水のはん濫による浸水被害の防止・軽減が図られます。

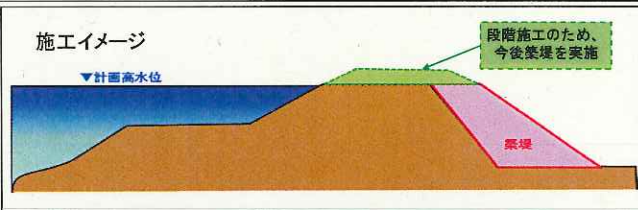
直轄河川改修事業(佐波川) 事業費 812百万円(水系全体)

●復興・防災対策

○命と暮らしを守るインフラ再構築

事業推進

平成24年 7月に発生した九州の豪雨災害等を踏まえた堤防の緊急点検結果において、堤防の浸透に対する安全性及び水衝部等の河岸侵食に対する安全性が低いとされた箇所や、流下能力不足とされた箇所に対して緊急的に対策を実施します。
佐波川では、防府市奈美地区等において、流下能力対策として堤防整備等を実施します。



期待される整備効果

当該地区において、堤防整備等の実施により、奈美地区上流端から小野大橋上流付近までの一連の区間において、計画高水位までの堤防高及び必要な堤防幅が確保されます。

これにより、堤防の決壊等の重大な被害の発生等を抑制することで、当該地区の浸水被害の軽減が図られます。

たましま かさおか
一般国道2号 玉島・笠岡道路 事業費480百万円

●成長による富の創出

○基幹的交通インフラ等の整備推進

事業推進

一般国道2号玉島・笠岡道路は、慢性的に発生する交通混雑の緩和、交通安全の確保、地域経済の発展を目的とした、倉敷市玉島 阿賀崎から浅口市金光町佐方に至る延長4.5kmの道路です。

今回の補正予算の充当により、畑池高架橋床版工事を推進し、平成26年度の全線供用(暫定)に向け、より一層の事業の推進を図ります。

<p>位置図</p>	<p>現道状況</p> <p>H22.8撮影</p> <p>写真①国道2号唐船交差点付近</p>	<p>進捗状況写真</p> <p>H25.2撮影</p> <p>写真②浅口市金光町大谷東地区</p>	<p>H25.2撮影</p> <p>写真③浅口市金光町大谷西地区</p>
<p>期待される整備効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ●『主要渋滞箇所の緩和・解消』 並行する国道2号に岡山県道路交通渋滞対策部会で抽出された主要渋滞箇所(国道2号唐船交差点等2箇所)が存在しており、玉島・笠岡道路の整備により緩和・解消が期待されます。 ●『生活環境の改善・保全』 玉島・笠岡道路の整備により、浅口市金光町佐方付近の昼間および夜間の騒音の改善が期待されます。 ●『安全な生活環境の確保』 並行する国道2号では、死傷事故率が全国平均を超えている箇所が複数存在しており、玉島・笠岡道路の整備により、死傷事故件数の削減が期待されます。 <p>写真④浅口市金光町佐方地区</p>			

●:主要渋滞箇所

ひろしまみなみ
一般国道2号 広島南道路 事業費2,560百万円

●成長による富の創出

○基幹的交通インフラ等の整備推進

事業推進

一般国道2号広島南道路は、広島都市圏における道路交通の円滑化、都市機能の向上を図ること等を目的とした、安芸郡海田町日の出町から広島市西区商工センター4丁目に至る延長14.8kmの道路です。

平成14年度までに、宇品地区から出島地区までの延長1.3kmが供用(一般部4/4車線)しており、平成22年4月には広島高速3号線の供用に合わせ、出島地区及び吉島地区の延長0.7km(一般部)が供用しました。

今回の補正予算の充当により、江波地区改良工事等を推進し、平成25年度の部分供用(暫定)(広島市中区光南～西区観音新町)に向け、より一層の事業の推進を図ります。



期待される整備効果



- 『主要渋滞箇所の緩和・解消』
 並行する市道霞庚午線に広島県道路交通渋滞対策部会で抽出された主要渋滞箇所(霞庚午橋西詰交差点等7箇所)が存在しており、広島南道路の整備により緩和・解消が期待されます。
- 『安全な生活環境の確保』
 並行する国道2号では、死傷事故率が全国平均を超えている箇所が複数存在しており、広島南道路の整備により、死傷事故件数の削減が期待されます。
- 『生活環境の改善・保全』
 広島南道路の整備により、広島市中区住吉町付近の昼間および夜間の騒音の改善が期待されます。

●:主要渋滞箇所

一般国道191号 下関北バイパス 事業費699百万円

●成長による富の創出

○基幹的交通インフラ等の整備推進

一般国道191号下関北バイパスは、一般国道191号の交通混雑の緩和及び交通安全の確保を目的とし、下関市筋川町から下関市安岡駅前二丁目に至る延長6.8kmの道路です。平成17年度までに、延長2.1kmが供用しています。

今回の補正予算の充当により、綾羅木高架橋床版工事を推進し、平成26年度の全線供用に向け、より一層の事業の推進を図ります。

事業推進

位置図



現道状況



写真①交通混雑状況(山の田交差点)

進捗状況写真



写真②綾羅木地区(綾羅木高架橋)



期待される整備効果

●『主要渋滞箇所の緩和・解消』

並行する国道191号に山口県道路交通渋滞対策部会で抽出された主要渋滞箇所(国道191号山の田交差点等3箇所)が存在しており、下関北バイパスの整備により緩和・解消が期待されます。

●『生活環境の改善・保全』

下関北バイパスの整備により、下関市稗田中町付近の昼間および夜間の騒音の改善が期待されます。

●『安全な生活環境の確保』

並行する国道191号では、死傷事故率が全国平均を超えている箇所が複数存在しており、下関北バイパスの整備により、死傷事故件数の削減が期待されます。

水島港航路拡幅事業(岡山県) 事業費330百万円

●暮らしの安心・地域活性化

○公共交通の活性化など地域経済・産業の活力向上に資する取組の推進

水島港は、我が国の基幹産業が集積する水島臨海工業地帯を擁し、中・四国第1位の取扱貨物量を誇る港湾です。玉島西航路は、水深7.5m、幅員150mの航路で、自動車運搬船、コンテナ船、貨物船など年間約1600隻の船舶が利用しています。

このような状況のなか、近年、内貿の自動車運搬船の大型化が急速に進んでおり、玉島西航路は大型船の入港に必要な規定の航路幅を確保できていないことから、大型船が入港できない状況となっています。

このため、大型船の入港に必要な航路幅(250m)を確保するための航路の拡幅整備を推進します。

事業推進



水島港玉島地区

玉島ハーバ
アイランド

玉島西航路(24年度補正で措置することで25年度完了予定)

期待される整備効果

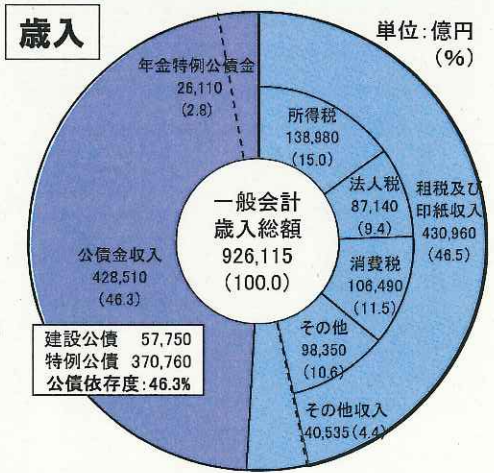
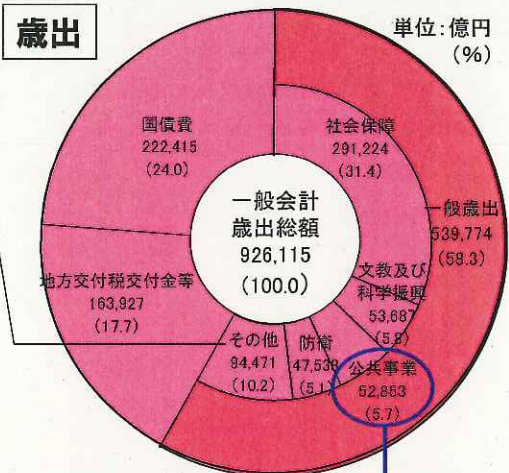
本事業により、船舶の大型化への対応が可能となり、大型船舶の入港による物流コストの削減が図られること等を通じ、港湾背後に立地する主要企業の産業競争力の強化、地域産業の活性化及び経済振興に寄与します。

◇ H25年度予算は対前年度比1.025(2.3兆円増)の92.6兆円。公共事業費は地域自主戦略交付金の廃止による移行で前年度と同程度。

単位: 億円 (%)

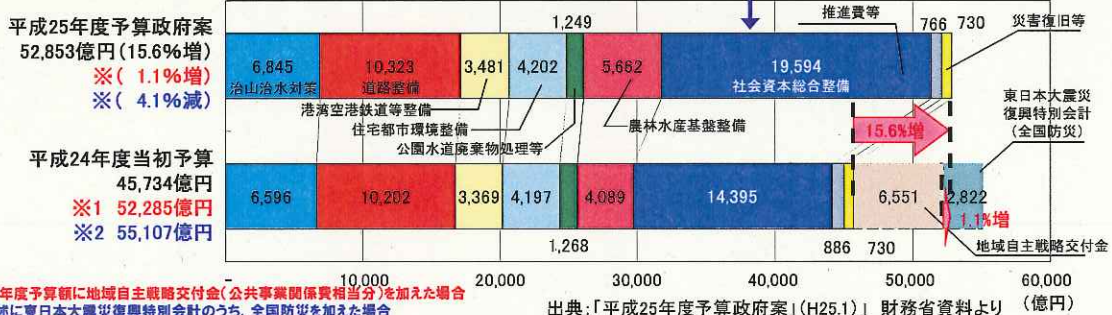
エネルギー対策	8,496 (0.9)
食料安定供給	10,539 (1.1)
恩給	5,045 (0.5)
経済協力	5,150 (0.6)
中小企業対策	1,811 (0.2)
その他の事項経費	59,931 (6.5)
予備費	3,500 (0.4)

注: 計数等は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。



◇ **公共事業関係費(国全体)**
公共事業関係費(平成25年度予算政府案)については、地域自主戦略交付金の廃止に伴い、社会資本整備総合交付金へ戻ったことにより、15.6%の増。

●公共事業関係費(H24当初予算とH25予算政府案の比較)

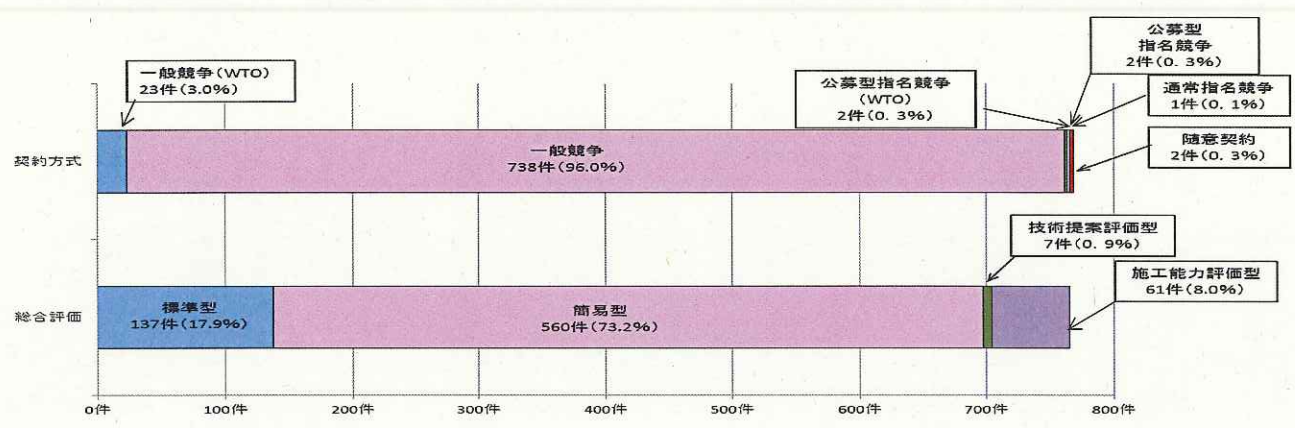


平成24年度の入札・契約状況

1. 平成24年度の入札・契約の状況

◇ 平成24年度は、引き続き「品確法」及び「入札談合の再発防止対策」に基づき、一般競争入札及び総合評価方式に取り組んできたところである。

- **一般競争入札(H25年2月末時点)**
 - 全発注工事件数に対する割合は768件中761件 [参考: 23年度全体で100%(961件)]
 - 全発注金額に対する割合はほぼ97%(940億円) [参考: 23年度全体で100%(1,212億円)]
- **総合評価方式(H25年2月末時点)**
 - 全発注工事件数に対する割合は768件中765件 [参考: 23年度全体で100%(961件)]
 - 全発注金額に対する割合はほぼ100%(969億円) [参考: 23年度全体で100%(1,212億円)]

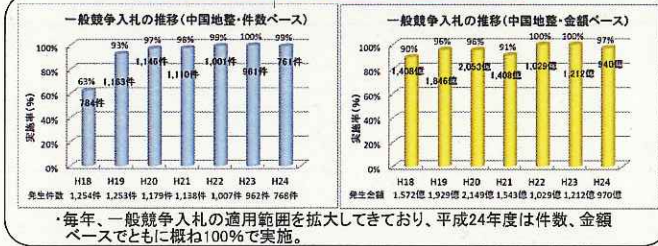


※対象は、港湾空港関係を含む平成24年4月～平成25年2月末までに契約された工事。

平成24年度の入札・契約状況

一般競争入札・総合評価方式の実施状況 (H18~24年度) (平成24年度データは、平成24年2月末現在)

一般競争入札の実施状況



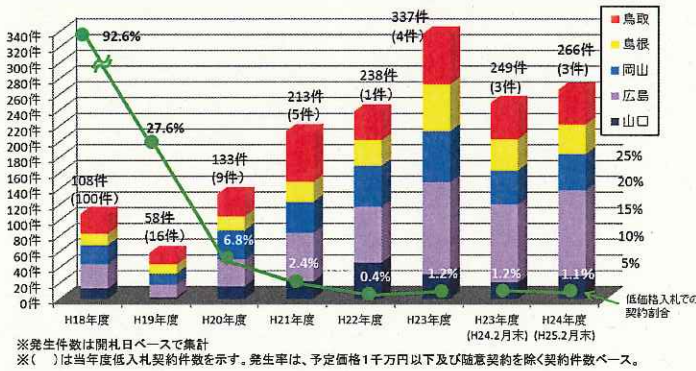
総合評価方式の実施状況



2. 低価格入札の発生状況

- ◇低価格入札の発注件数は、平成18年度に低入札工事の契約件数が最も頻発したが、施工体制確認型総合評価方式及び特別重点調査の適用拡大により、平成19年度の発注件数は概ね半減した。しかし、近年の公共事業予算減少に伴う競争激化から、H20年度から平成23年度にかけて再び増加傾向を示している。
- ◇平成25年2月末の発注件数(266件)は、平成24年2月末よりも多い。低価格入札での契約については、平成22年度の1件以後やや増加し、平成24年度は3件となっている。

中国地方整備局における年度別低入札発生件数(県別発生件数)



発生年度	(単位:件)			
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度 H25.2末現在
鳥取	64/276 (23.2%)	36/152 (23.7%)	64/158 (40.5%)	44/115 (38.3%)
島根	26/246 (10.6%)	33/271 (12.2%)	60/267 (22.5%)	38/157 (24.2%)
岡山	39/131 (29.8%)	52/109 (47.7%)	65/116 (56.0%)	46/104 (44.2%)
広島	62/351 (17.7%)	71/343 (20.7%)	117/312 (37.5%)	109/244 (44.7%)
山口	22/104 (21.2%)	46/117 (39.3%)	31/89 (34.8%)	29/81 (35.8%)
発生件数	213/1,105 (19.3%)	238/992 (24.0%)	337/942 (35.8%)	266/701 (37.9%)

発生件数/発注件数
(): 発生率

入札・契約状況の推移

3. 落札率及び応札率の現状 (H25年2月末までに契約した工事)

- ◇平成24年度に発注した768工事の平均落札率は89.2%、平均応札率は91.6%となっている。
- ◇平成23年度に比べて、平均落札率は0.1% (H23: 89.3%→H24: 89.2%)、平均応札率では0.2% (H23: 91.8%→H24: 91.6%)、低くなっている。
- ◇工事の平均応札者数は平成22年度以降、減少傾向である。

	平成22年度										
	全体	一般土木		As舗装	鋼橋上部	建築	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
		本官	分任官								
平均落札率	89.6%	86.4%	89.3%	87.3%	88.0%	91.8%	86.6%	91.8%	87.6%	87.7%	86.1%
落札者数	(1,010社)	(7社)	(360社)	(56社)	(10社)	(30社)	(18社)	(270社)	(35社)	(11社)	(7社)
平均応札率	92.2%	88.6%	92.2%	89.0%	90.8%	87.7%	88.6%	94.4%	90.1%	93.6%	88.7%
応札者数	(6,182社)	(122社)	(2,490社)	(685社)	(133社)	(210社)	(121社)	(1,128社)	(188社)	(62社)	(44社)
平均応札者	(6.1社)	(17.4社)	(6.9社)	(12.2社)	(13.3社)	(7.0社)	(6.7社)	(4.2社)	(5.4社)	(5.6社)	(6.3社)

	平成23年度										
	全体	一般土木		As舗装	鋼橋上部	建築	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
		本官	分任官								
平均落札率	89.3%	86.9%	88.7%	87.8%	86.9%	94.2%	86.5%	90.1%	87.6%	87.5%	87.2%
落札者数	(961社)	(17社)	(303社)	(59社)	(13社)	(25社)	(29社)	(269社)	(33社)	(6社)	(5社)
平均応札率	91.8%	87.8%	91.5%	89.4%	89.3%	98.8%	86.7%	91.0%	90.1%	87.1%	86.9%
応札者数	(4,887社)	(268社)	(1,854社)	(459社)	(114社)	(81社)	(270社)	(948社)	(178社)	(38社)	(47社)
平均応札者	(5.1社)	(15.6社)	(6.1社)	(7.8社)	(8.8社)	(3.2社)	(8.3社)	(3.5社)	(5.4社)	(6.3社)	(9.4社)

	平成24年度(平成25年2月末現在)										
	全体	一般土木		As舗装	鋼橋上部	建築	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
		本官	分任官								
平均落札率	89.2% ↓	86.7% ↓	87.9% ↓	87.5% ↓	87.7% ↑	94.2% →	86.4% ↓	90.7% ↑	87.1% ↓	87.8% ↑	86.7% ↓
落札者数	(768社)	(7社)	(260社)	(30社)	(12社)	(16社)	(20社)	(228社)	(30社)	(9社)	(5社)
平均応札率	91.6% ↓	87.5% ↓	90.5% ↓	89.7% ↑	89.0% ↓	100.5% ↑	88.9% ↑	93.2% ↑	90.1% →	88.7% ↑	87.4% ↑
応札者数	(3,507社)	(123社)	(2,031社)	(227社)	(112社)	(55社)	(165社)	(824社)	(183社)	(58社)	(36社)
平均応札者	(4.6社)	(10.0社)	(7.8社)	(7.1社)	(10.1社)	(2.8社)	(8.8社)	(2.7社)	(5.7社)	(7.4社)	(7.2社)

※矢印は、対23年度比較

4. 加算点取得率の現状 [工種別]

◇平成24年度に発注した工事の加算点取得率は応札者全体で59.3%となっている(落札者全体で61.8%)
 ◇平成23年度に比べて、応札者全体で2.7%(H23:56.6%→H24:59.3%)高くなっている。
 落札者全体で2.0%(H23:59.8%→H24:61.8%)高くなっている。

◆加算点取得率の推移 (応札者)

	全体	うち主要工種									
		一般土木	As舗装	鋼橋上部	建築	電気設備	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
H22	44.1%	49.8%	54.2%	51.1%	38.3%	28.4%	53.3%	42.7%	52.3%	39.1%	43.9%
H23	56.6%	62.0%	58.5%	62.8%	43.3%	29.9%	66.9%	45.7%	59.1%	34.7%	51.1%
H24(H25.2末)	59.3% ↑	61.8% ↓	66.3% ↑	64.1% ↑	44.1% ↑	41.6% ↑	70.5% ↑	52.1% ↑	66.4% ↑	71.1% ↑	64.1% ↑

◆加算点取得率の推移 (落札者のみ)

	全体	うち主要工種									
		一般土木	As舗装	鋼橋上部	建築	電気設備	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
H22	46.8%	56.8%	60.2%	61.1%	43.2%	30.5%	61.3%	51.2%	74.3%	65.9%	78.0%
H23	59.8%	64.9%	65.7%	74.0%	47.7%	35.3%	74.6%	54.6%	79.1%	70.1%	81.0%
H24(H25.2末)	61.8% ↑	68.9% ↑	68.3% ↑	76.7% ↑	48.6% ↑	39.7% ↑	75.8% ↑	59.0% ↑	71.3% ↓	73.0% ↑	87.7% ↑

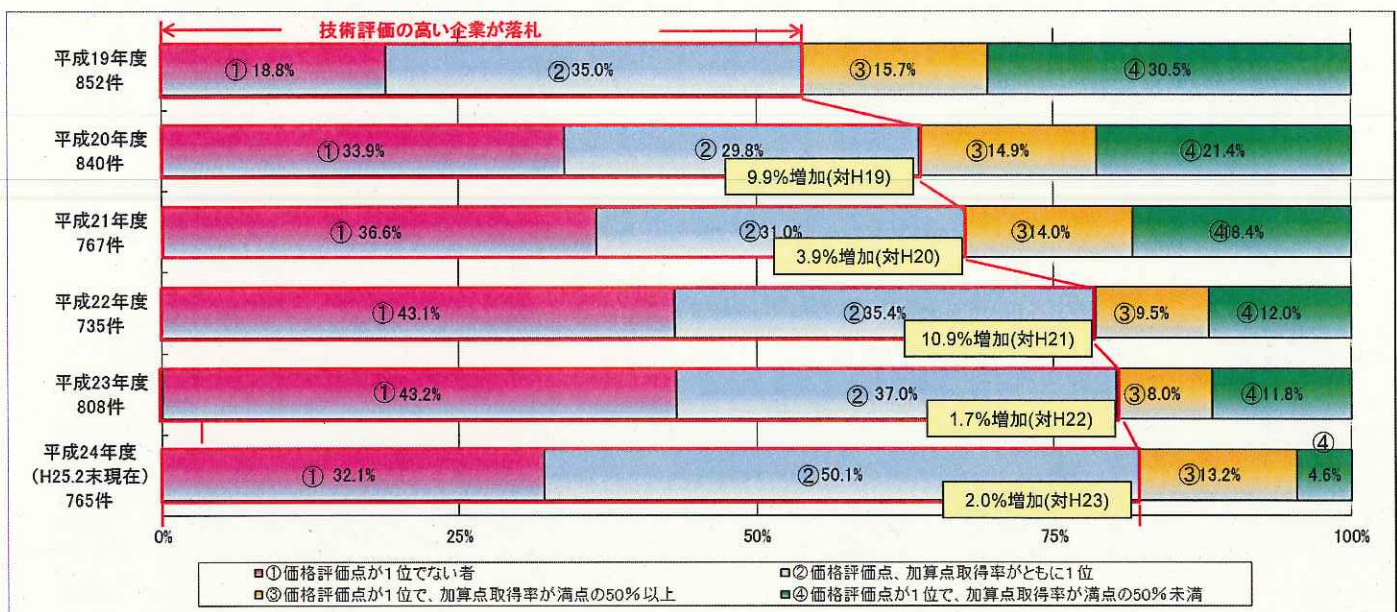
※矢印は、対H23年度比較

総合評価方式の結果分析

◇総合評価方式の結果分析 (H22~H24年度)

1) 落札者の状況 (全体)

◇技術評価点が上位の企業が落札した割合(分類①)は、平成18年度から平成23年度までは年々増加していたが、平成24年度は減少。
 ◇技術評価点の高い企業が落札した割合(分類①~②の累計)は、平成18年度から平成24年度まで年々増加。



※1社応札のものは除く

①技術評価結果について競争参加者へ提供する情報の充実【書面による問い合わせ対応:結果】

◇H23においては通知企業1810社に対し質問提出企業が305社(16.9%)であったが、H24では通知企業1316社に対し質問提出企業が114社(8.7%)と減少。
 ◇延べ質問数はH23は549件に対し、H24は147件に減少。
 ◇H24における主な質問内容は、『「・」「ー」通知の理由』※に関する質問が最も多い。

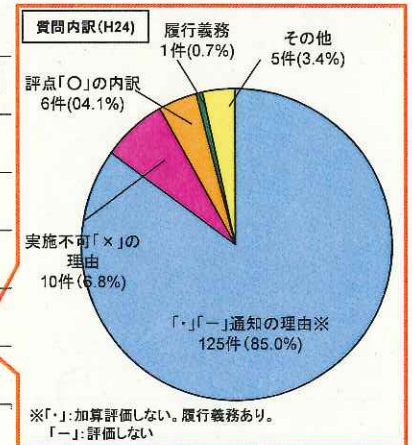
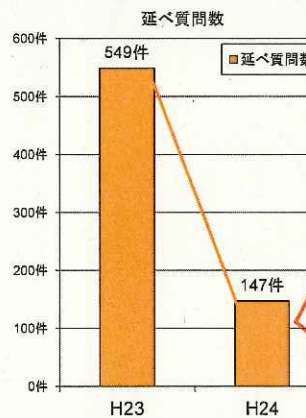
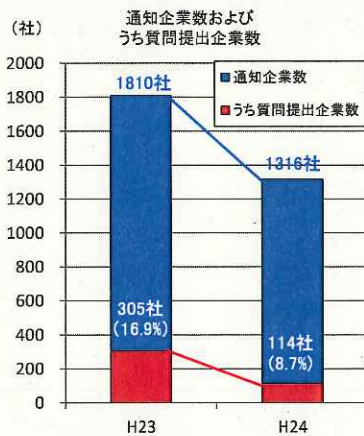
※「・」:加算評価しない。履行義務あり。
 「ー」:評価しない



	対象工事発注件数	通知企業数	うち質問提出企業数		主な質問内容					
			うち質問提出企業数	延べ質問数	「・」「ー」通知の理由	実施不可「×」の理由	評点「○」の内訳	履行義務	その他	
H23実績	175	1810	305	549	78.3%	1.3%	2.6%	2.0%	17.9%	
H24実績	144	1316	114	147	85.0%	6.8%	4.1%	0.7%	3.4%	

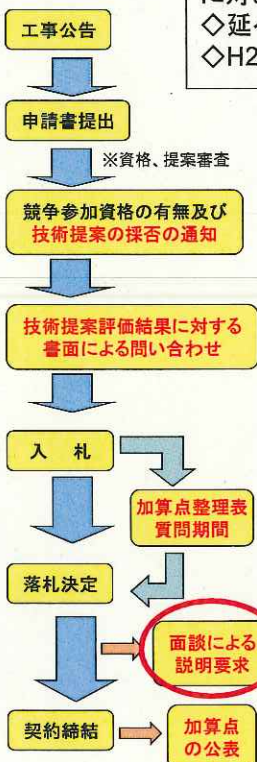
※H23実績 H23.4.1~H24.2.29

※H24実績 H24.4.1~H25.2.28



②技術評価結果について競争参加者へ提供する情報の充実【落札決定後の面談対応:結果】

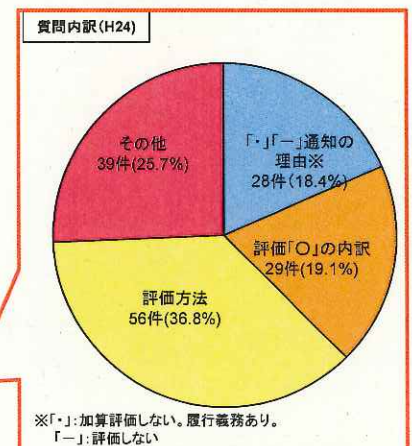
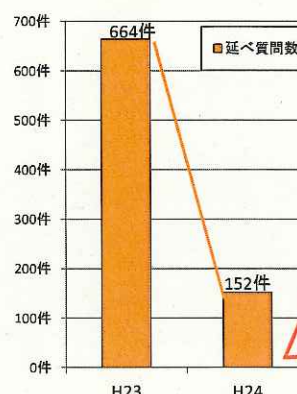
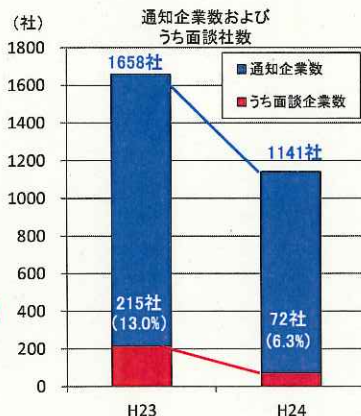
◇H23においては通知企業1658社に対し面談企業が215社(13.0%)であったが、H24では通知企業1141社に対し面談企業が72社(6.3%)と減少。
 ◇延べ質問数はH23は664件に対し、H24は152件に減少。
 ◇H24における主な質問内容は、『評価方法』に関する質問が最も多い。



	対象工事発注件数	通知企業数	面談社数	延べ質問数	主な質問内容					
					「・」「ー」通知の理由	実施不可「×」の理由	評点「○」の内訳	履行義務	評価方法	その他
H23実績	155	1658	215	664	20.9%	0.2%	13.6%	0.5%	51.7%	13.3%
H24実績	124	1141	72	152	18.4%	0.0%	19.1%	0.0%	36.8%	25.7%

※H23実績 H23.4.1~H24.2.29

※H24実績 H24.4.1~H25.2.28



競争参加資格要件の見直し

1, 発注標準の見直し

※H25・26競争参加資格審査において、一般土木工事及び建築工事のC・D等級を統合
 ※併せて技術的難易度に伴う指名基準を本省通達に基づく運用に変更

総合評価落札方式の見直し

1, 二極化(案)の全面試行

2, 施工計画(施工能力評価型I型)で求める内容を“〇〇に対する施工上配慮すべき事項”から“〇〇に対する施工計画”に見直しを行う。

3, 総合評価項目(別紙「総合評価項目・方法の見直し」のとおり)

入札説明書等の改善

1, 簡易スケジュール表の添付

※入札・契約手続きの確認を容易にするため、簡易なスケジュール表を入札説明書に添付

2, 歩掛見積様式の交付

※作業の軽減、誤記入の防止等のため、「歩掛見積書」のオリジナルデータを交付

総合評価項目・方法の見直し

◇平成25年度は、下記の項目について内容の見直しを行う【新規:1項目、見直し:8項目】

No	項目	背景	見直し概要	
1	技術提案の評価を細分化【見直し】	必須	特定の工事の技術提案において、満点評価割合が高く、評価に差が生じにくくなっている。	・技術提案の評価を3段階から優評価を細分化し、更なる競争性を確保。 ・トンネル工事、PC工事を対象とする。
2	港湾空港関係工事実績の評価【追加】	必須	同じ中国地方整備局管内でありながら、港湾・空港関係の工事実績は評価対象外としている。	港湾空港関係工事の工事成績及び表彰実績を評価対象とする。
3	他地整工事実績の成績評価【追加】	必須	全国展開を行っている企業の実績についても中国地方整備局管内の工事実績以外は、評価対象外としている。	・同種工事の工事成績について他地整実績を評価対象とする。 ・PC工事、鋼橋上部工事、AS舗装工事を対象とする。
4	工事成績の評価方法【見直し】	必須	工事成績評価の更なる公平性を確保する。	得点区分をより細分化した工事成績評価に見直しを行う。
5	若手技術者の雇用を評価【新規】	選択	建設業就業者の3人に1人が55歳以上、29歳以下は8人に1人と高齢化が進行している。さらに建設業の入職率は年々減少傾向にある。	若手技術者(29歳以下)を雇用した企業を評価する。
6	災害活動の実績評価【追加】	選択	・「中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)認定制度」において平成25年2月19日に76社を認定。また今後も年2回の認定を行う予定。 ・地域内における災害活動に限定していたため、地整外等での活動実績が評価されていない。	・事業継続(BCP)認定業者を評価対象とする。 ・整備局又は工事発注事務所が災害協定に基づき指示した災害支援活動の場合は、地域外での活動であっても評価対象とする。
7	地元企業活用促進型の配点【見直し】	選択	満点評価の割合が高く、評価に差が生じにくくなっている。	試行結果も踏まえ、配点見直し及び対象工事の拡大を行う。
8	現場従事技能者評価型【見直し】	選択	対象工事を3億円未満、工事難易度Ⅱ以下に限定していた。	・名称を“現場従事技術者”⇒“現場従事技能者”に変更する。 ・試行対象工事の対象職種(5職種)及び対象工事規模(予定価格3億円未満)を全ての職種・全工事に拡大(制限を廃止)する。
9	現場担当技術者評価型の配点【見直し】	選択	現行は、2人配置で1点の加点(1人配置での加点は無し)	試行結果も踏まえ、配点見直しを行う。

入札落札方式と工事種別毎の等級区分

予定価格 ▲	H24中国運用		H25中国運用		負担行為 担当官	一般土木	アスファルト	鋼橋上部	造園	電気設備	その他 ※ランク無し
		一般競争入札(政府調達協定対象)		一般競争入札			建築				暖冷房 衛生設備
5.8億円	5.8億円		5.8億円		本官 (局長)	Aランク 7.2億円				Aランク	Co舗装 PC 法面処理 木造建築 機械設備 塗装
					H24補正の 特例(分任官)	Bランク 3億円	Aランク	Aランク	Aランク		維持修繕 しゅんせつ グラウト 杭打ち さく井
					分任官 (事務所長) ただし官庁官 籍に係るもの は2.0億円未満	Cランク 3億円				Bランク	プレハブ建築 通信設備 受変電設備
0.6億円	0.6億円		0.6億円				1.2億円				
	原則、全て一般競争入札		原則、全て一般競争入札				Bランク	Bランク	0.5億円	0.5億円	
									Bランク	0.25億円	Cランク

(港湾空港関係を除く工事)

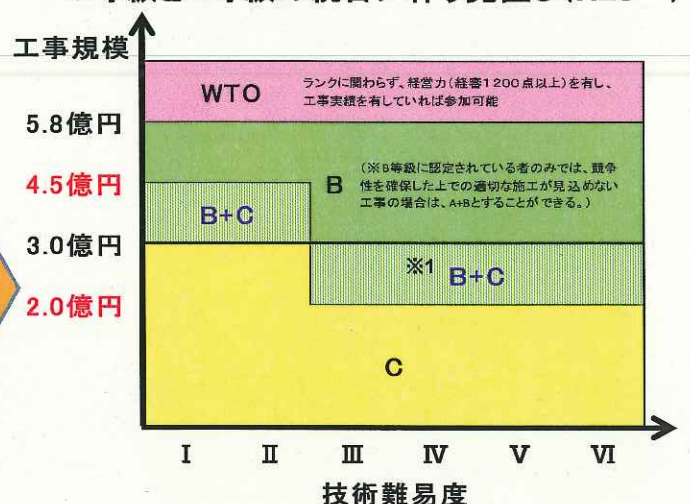
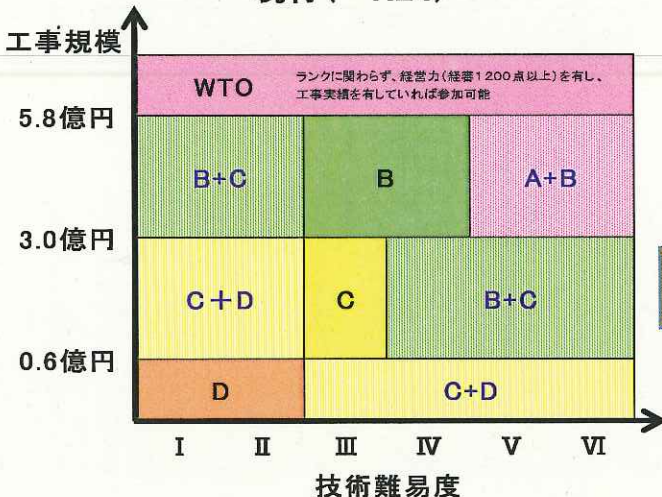
発注標準と地域要件

- ◇競争参加資格要件は、工事種別毎に予定価格に対応する等級区分により定める。
- ◇地域要件は、工事規模、工事内容等を勘案のうえ設定する。(整備局管内、県内、生活圏内等)
- ◇なお、予定価格が3億円未満の維持修繕工事、一般土木工事等において、緊急時の初動体制の確保や地域への精通度を考慮する必要がある工事については、当該工事施工箇所周辺地域における本店に限定することができるものとする。

《一般土木工事、建築工事における特例》

現行(~H24)

C等級とD等級の統合に伴う見直し(H25~)



※1 技術難易度Ⅲの工事については、C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はC等級のみとできるものとする

現状	簡易型	標準型	高度技術提案型
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合
提案内容	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	高度な施工技術等に係る提案 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
評価方法	点数化して評価		
ヒアリング	必要に応じて実施		
予定価格	設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成
	II型	I型	III型 II型 I型



見直し案

見直し案	← 施工能力を評価する		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →	
	施工能力評価型(仮称)	技術提案評価型(仮称)	施工能力評価型(仮称)	技術提案評価型(仮称)
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合 部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
評価方法	実績で評価	可・不可の二段階で評価	施工上の工夫等に係る提案 部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 点数化
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施 WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須 必須※2
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成
予定価格	標準案に基づき作成		S型	A III型 A II型 A I型

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

競争参加者に求める施工計画

◇施工能力評価型(I型)で求める施工計画は、標準以上の提案を求めているものではないが、従来方式の簡易型と同様の提案が多く見られるため「施工上配慮すべき事項」→「施工計画」に修正

【施工能力評価型(I型)】

発注者が示す仕様に基づき施工する上で、特に重要と考えられる工種における「~~施工上配慮すべき事項~~施工計画」についての記述を求め、適切で確実な施工を行う能力を有しているか確認をするものである。

したがって、**標準以上の提案をもとめているものではない。**

◆施工計画書に記載する着目点(~~施工上配慮すべき事項~~施工計画)は、1項目とする。



施工計画の記述が発注者が示す仕様の範囲内で現場条件等を踏まえ、適切であれば「可」、不適切あるいは未記載であれば「不可」(競争参加資格を認めないこと)として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。

【失格とする場合の例】

- ①設計内容や設計条件(設計図書、特記仕様書等)に変更を伴う記載の場合
- ②工事の内容と無関係な記載である場合
- ③基準や指針と不整合な記載である場合
- ④関係法令に違反する場合
- ⑤未記載又は一部未記載で内容の確認が出来ない場合
- ⑥未提出の場合

【技術提案評価型】

施工上の工夫等に関する「具体的な施工計画」の提出を求めその実現性や安全性等について審査を行う。

また、定量的な項目だけでは提案に対する多面的評価が困難となる恐れがあるため、定量的な評価項目を求める場合には定性的な評価項目も併せて設定することを基本とする。

- 総合的なコストの縮減に関する技術提案
- 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- 社会的要請への対応に関する技術提案

◆技術提案の指定テーマは、1テーマを原則とするが、必要に応じて2テーマとすることができる。

◆指定テーマに対する技術提案は、各テーマ毎に最大5つを基本とする。



技術提案の評価は総合評価の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載であれば失格(競争参加資格を認めないこと)とする。

【失格とする場合の例】

- ①最低限求めた事項が記載されていなかった場合
- ②記載内容が極一部に限られ、技術力の有無が確認できない場合
- ③標準案の一部又は全部を変更して施工計画を提出する場合において、変更された技術提案の1以上の提案が「否」となった場合

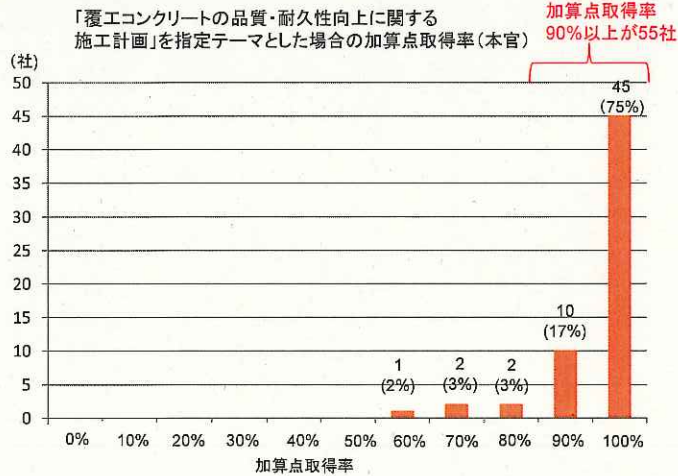
【技術提案項目の加算点取得率の状況】

◇特定の工事(トンネル、PC上部工事)において、満点が多くなっており、価格競争と同様となっている。

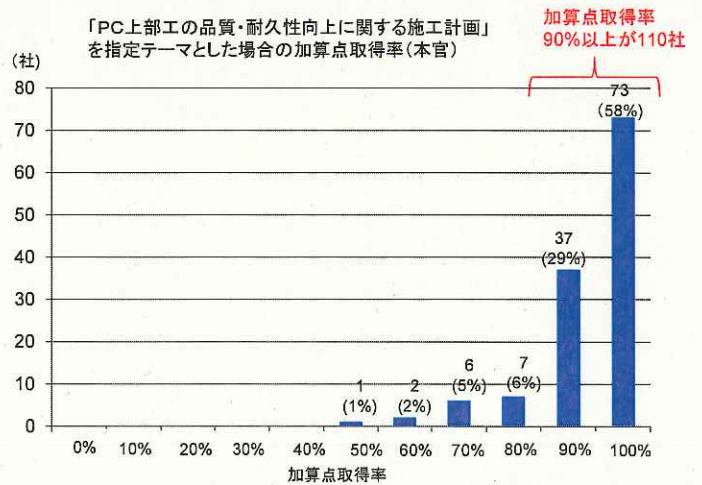
◇トンネル上部工事「覆エコンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」を指定テーマとした場合、加算点取得率が90%以上が55社(92%)となっており、満点の社は全60社中45社(75%)を占める。

◇PC上部工事「PC上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」を指定テーマとした場合、加算点取得率が90%以上が110社(87%)となっており、満点の社は全126社中73社(58%)を占める。

【トンネル工事】



【PC上部工事】



技術提案の評価を細分化【見直し】

【見直しの考え方】

◇トンネル工事・PC工事については、技術提案の評価を3段階から優評価を細分化し(4段階)、更なる競争性を確保(試行)

現状		
項目		加算点
優	○	6.0
良	△	3.0
可	・	0.0
評価しない	—	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可



見直し案		
項目		加算点
優	◎	6.0
	○	4.5
良	△	3.0
可	・	0.0
評価しない	—	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

1提案の満点が6点の場合

- ◇企業及び配置予定技術者の工事成績、表彰等の評価において港湾空港関係も評価対象とする。
- ◇PC工事、鋼橋上部工事、As舗装工事については、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注工事の同種工事の工事成績を評価対象とする。

《企業の工事成績、表彰等の評価》

- ◇ **企業の工事成績【平成25年度より港湾空港関係の評価】**
 - ・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）で、過去2年間に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均を評価
 [なお、PC工事、鋼橋上部工事、As舗装工事は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注工事の同種工事の成績を評価対象とする]
 - ・過去2年間に実績がない場合は、**過去4年間**にさかのぼり、完成した当該種別工事の工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均を評価
- ◇ **企業の表彰【平成25年度より港湾空港関係の評価】**
 - ・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における**過去2年間**での工事成績優秀企業認定制度の表彰の有無を評価
 - ・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における**過去2年間**に完成した工事に対する優良工事施工団体表彰又は安全管理優良請負者表彰又は下請企業表彰の有無を評価
 - ・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における**過去2年間**に完成した工事に対する下請企業表彰を受けた下請企業を本工事において一次下請けとして活用する場合の有無を評価

《配置予定技術者の工事成績、表彰等の評価》

- ◇ **配置予定技術者の工事成績【平成25年度より港湾空港関係の評価】**
 - ・**過去8年間**に完成した中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人及び**担当技術者**の評定点を評価を評価
 [なお、PC工事、鋼橋上部工事、As舗装工事は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注工事を評価対象とする]
- ◇ **配置予定技術者の表彰【平成25年度より港湾空港関係の評価】**
 - ・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における**過去4年間**に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰の有無を評価

成績評定点に応じた比例配分配点【見直し】

- ◇最高点を85点以上とすることにより更なる公平性を確保。
- ◇競争参加資格要件の65点には、加算点を与えない。

《企業・技術者の工事成績の評価》

工事成績が平均75点の企業と平均79点の企業が同一加算点の評価

工事成績評定点に応じて加算点を配分し、更なる公平性を確保

最高点を85点以上とし、競争参加資格要件の65点には加算点を与えないように見直しを行う。

～H22：企業の工事成績

項目	加算点
80点以上	4.0
75点以上80点未満	3.0
70点以上75点未満	2.0
65点以上70点未満	1.0
実績無し	0.0

H23～H24：企業の工事成績

項目	加算点
80点以上	4.0
66点～79点	1.2～3.8
65点	1.0
実績無し	0.0

見直し(H25～)：企業の工事成績

項目	加算点
85点以上	4.0
66点～84点	0.2～3.8
65点・実績無し	0.0

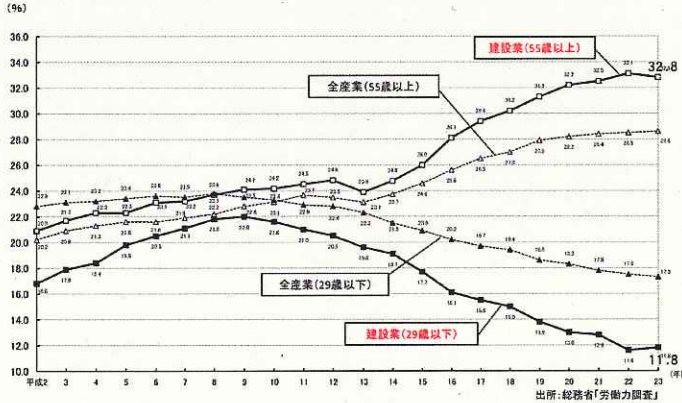
▶配置予定技術者の同種工事の工事成績評定点も比例配分とする。

若手技術者の雇用を評価【新規】

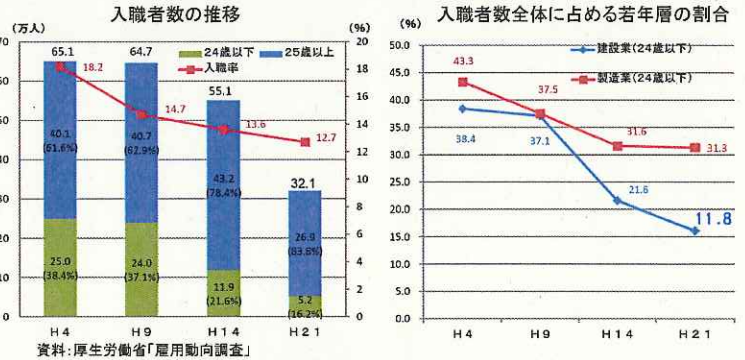
【背景】

- ◇建設業就業者は3人に1人が55歳以上、29歳以下は8人に1人と高齢化が進行している。
- ◇建設業の入職率は年々減少傾向にあり、若年層(24歳以下)の入職者数は、6人に1人となっている。
- ◇このような状況を鑑み、若年層の確保に向け、若手技術者の雇用を総合評価落札方式で評価する試行に取り組む。

建設業就業者の年齢構成の推移



建設業における入職状況



【現行】

地元新卒者の雇用評価

評価項目	配点
過去2年間の地域内における高校、高専、大学等の新卒者の雇用	有 1.0点 無 0.0点

【見直し】

若手技術者の雇用評価(追加)

評価項目	配点
平成23年4月1日以降の若手技術者(満年齢29歳以下)の雇用	1.0点
平成23年4月1日以降の地域内における高校、高専、大学等の新卒者の雇用(上記以外)	0.5点
無し	0.0点

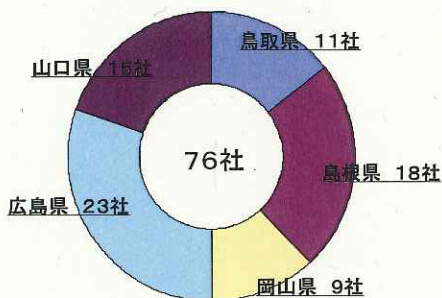
地域建設業の事業継続計画(BCP)【見直し】

- ◇平成25年2月19日に「中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)認定制度」において76社を認定
- ◇平成25年度より総合評価落札方式へのインセンティブ付与

【スケジュール】

スケジュール	平成23年度			平成24年度												平成25年度												備考				
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	1	2	3
検討会	★			★																												
周知期間																																
募集・審査																															4月、10月に申し込み受付	
認定(審査会)																															平成25年度からは年2回認定	

【認定状況】



【現行】

(配点例)

評価項目	配点
地域内における過去10年間に災害対応協定等に基づく支援活動等の実績有り	1.0点
過去2年間の災害対応協定締結有り	0.5点
無し	0.0点

【見直し】

(配点例)

評価項目	配点
過去10年間に災害対応協定等に基づく支援活動等の実績有り	1.0点
BCP計画認定又は、災害対応協定締結有り	0.5点
無し	0.0点

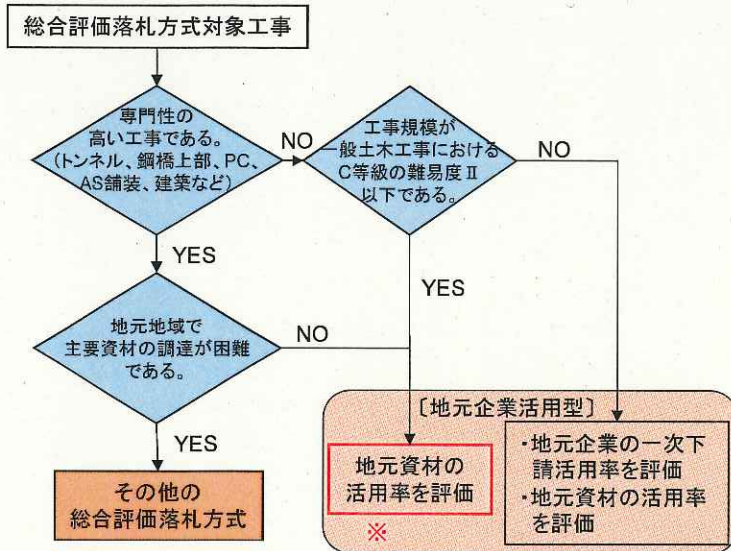
※整備局又は工事発注事務所が災害協定に基づき指示した災害支援活動の場合は、地域外での活動であっても評価対象とする。

◇地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社の地域への精通度や貢献度等について適切に評価する“地元企業活用審査型総合評価落札方式”を試行する。

1. 対象工事

地元の下請企業活用や地元地域で資材調達可能な工事において試行する。

《選定フロー》



※一般土木工事におけるC等級の難易度Ⅱ以下の場合、評価項目に「地元企業の一次下請活用率」を設定しても差が付かないため単独評価を追加

2. 評価項目の考え方

- ①地元企業の一次下請活用率を評価
一次下請予定金額の総額に対する地元企業の一次下請予定金額の割合について評価する。
- ②地元資材の活用率を評価
主要資材の購入予定金額（一次下請購入予定分を含む）の総額に対する地元へ本店が所在する企業からの主要資材の購入予定金額の割合について評価する。
なお、地元へ生産拠点を有するプラント等で出荷される資材（AS合材、生コンクリート、コンクリート二次製品等）については、地元へ本店が所在する企業と同様な扱いとする。
※評価は、「地域精通度・貢献度等」の中で行う。

3. 配点の考え方

(配点例)

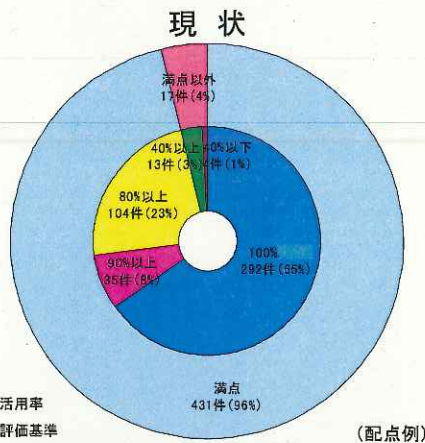
	評価基準	配点
①一次下請活用率 【内は一般土木Cランクの場合】	80%【100%】以上	2.0
	60%【90%】以上	1.0
	40%【80%】以上	0.5
	40%【80%】未満	0.0
②地元資材活用率	75%以上	1.0
	75%未満	0.0

	評価基準	配点
①一次下請活用率	100%	1.0
	90%以上	0.5
	90%未満	0.0
②地元資材活用率	90%以上	1.0
	90%未満	0.0

地元企業活用促進型 総合評価落札方式の配点見直し【見直し】

一次下請活用率

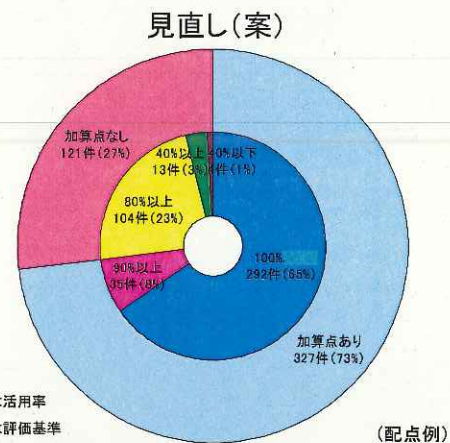
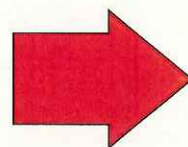
- ◇平成23年度に地元企業活用促進型（一次下請活用）を適用した工事（51件）について一次下請活用率を調査した。（競争参加資格申請者数448者）
- ◇現状では、申請者のほとんど（96%）が加算点の満点を獲得している。さらに60%以上の者は、地元企業（一次下請）の活用率が100%となっている。
- ◇上記の状況を踏まえ更なる地元企業（一次下請）活用を促進するとともに加算点による差別化を図るため評価基準の見直しを行う。
- ※申請者の概ね7～8割の者に加算点となる水準に見直し。



※内側の円は活用率
※外側の円は評価基準

評価基準(活用率)	配点
80%【100%】以上	2.0点
60%【90%】以上	1.0点
40%【80%】以上	0.5点
40%【80%】未満	0.0点

※【】内は一般土木Cランクの場合



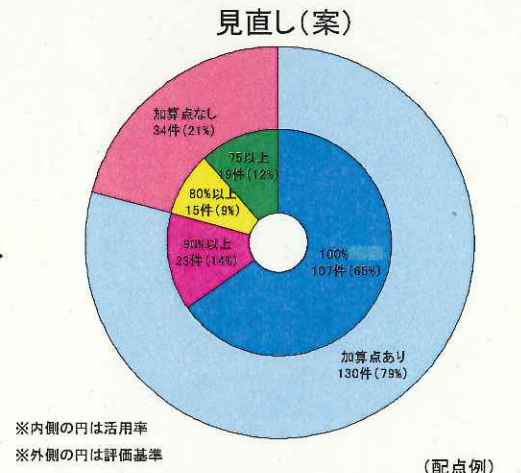
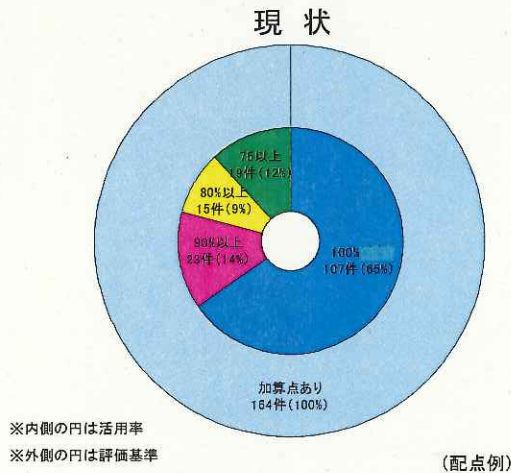
※内側の円は活用率
※外側の円は評価基準

評価基準(活用率)	配点
100%	1.0点
90%以上	0.5点
90%未満	0.0点

※一般土木Cランクの区別は行わない

地元資材活用率

- ◇平成23年度に地元企業活用促進型(地元資材活用)を適用した工事(17件)について地元資材活用率を調査した。(競争参加資格申請者数164者)
 - ◇現状では、申請者の全員(100%)が加算点を獲得している。さらに60%以上の者は、地元企業(地元資材)の活用率が100%となっている。
 - ◇上記の状況を踏まえ更なる地元企業(地元資材)活用を促進するとともに加算点による差別化を図るため評価基準の見直しを行う。
- ※申請者の概ね7~8割の者に加算点となる水準に見直す。



現場従事技能者評価型総合評価落札方式の試行【見直し】

- ◇概要
 - ・下請協力企業を含めた主任・監理技術者以外の**現場従事技能者**の配置状況を評価することで、施工現場の生産性向上や工事目的物の**品質の確保向上**を目指す。
 - ・平成22年度より試行(平成25年度より対象職種を拡大)。
- ◇対象工事
 - 専門的な技能者を配置することにより、工事の品質確保が期待できる工事
 - 3億円未満の一般土木工事(H24まで) ⇒ 平成25年度より全ての工事種別を対象**

■評価方法

《対象技能》

- ①登録基幹技能者 → H22より、とび・土工、機械土工、鉄筋、型枠、配管を対象
H25より全ての登録基幹技能者講習修了者を対象とする。
 - ②建設マスター → H22より、土工、とび工、コンクリート工、鉄筋工、大工、配管工、建設機械運転工を対象
H25より全ての建設マスター顕彰者を対象とする。
- ※対象工事の主要工種を勘案し、求める対象技能者を選定するものとする。

《評価点》

上記、建設技能等を有する場合に評価。
※1人(0.5点)最大2名(1.0点)まで評価
(1人の者が複数登録していても評価は1人分)

《職種・中国地方登録者数》

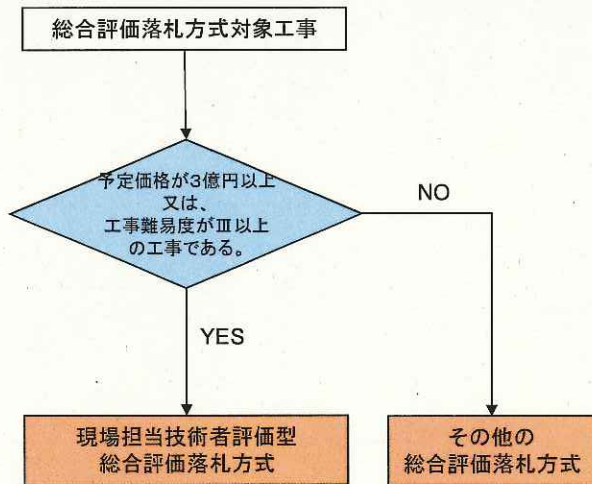
	職種数	中国地方登録者数
登録基幹技能者	30	3,169
建設マスター	68	406

◇受注者が現場担当技術者を複数名配置することにより、現場における品質管理、出来形管理、安全管理等への関与を高め、工事事故や粗雑工事の防止を含めた工事全体の品質確保を図ることを目的に”現場担当技術者評価型”をH24.10より試行。

1. 対象工事

予定価格が3億円以上の工事または、工事難易度がⅢ以上の工事において試行する。
(工事内容を勘案し、工事難易度がⅡの工事でも試行することも可能とする。)

《選定フロー》



2. 評価項目の考え方

- ▶ 元請けとしての現場担当技術者の配置人数に着目し評価する。
- ▶ 現場代理人と監理(主任)技術者が兼務する場合は認めない(評価しない)。
- ▶ 評価対象となる担当技術者は、監理(主任)技術者を専任で配置すべき期間と同じ期間の配置が可能であること。
- ▶ 企業の能力等の中で評価する。

3. 配点の考え方

(配点例)

評価項目	評価基準	配点	
企業の能力等	現場担当技術者の活用	現場担当技術者を2名以上の配置を予定している。	1.0点
	当該現場における現場担当技術者の配置予定人数	配置予定なし。	0.0点

評価項目	評価基準	配点	
企業の能力等	現場担当技術者の活用	現場担当技術者を2名以上の配置を予定している。	1.0点
	当該現場における現場担当技術者の配置予定人数	現場担当技術者を1名の配置を予定している。(H25見直し)	0.5点
		配置予定なし。	0.0点

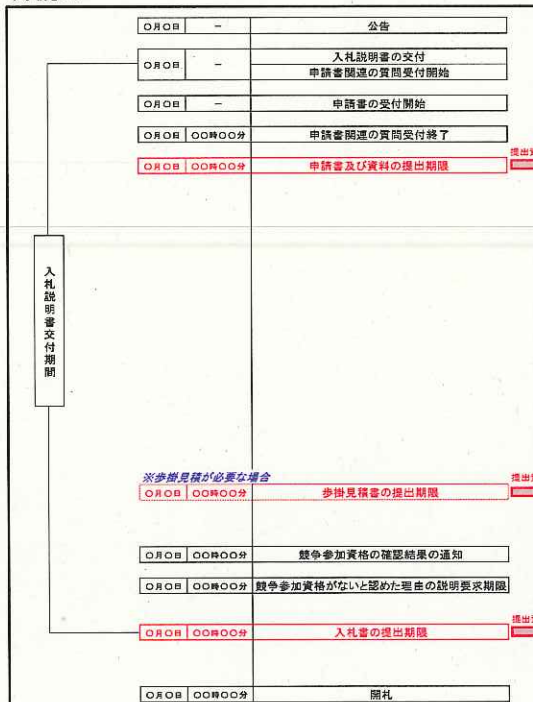
簡易スケジュール表の添付

◇入札・契約手続きの確認を容易にするため、簡易なスケジュール表を入札説明書に添付

〇〇工事の入札に関する手続きフロー・提出資料チェックリスト

1. 本工事の入札に関する手続きについては、以下の「手続きフロー」のとおりです。
2. 申請書等の提出資料については、以下の「提出資料チェックリスト」により提出書類が添付されていることを御確認下さい。
3. 申請期限に遅れたり、申請方式に誤りがある場合、原則無効となりますので、以下の表を必ず確認してお間違いないようご提出をお願いします。
4. 申請内容の詳細につきましては、入札公告、入札説明書をよく確認のうえ、申請してください。

◇手続きフロー



◇提出資料チェックリスト

№	No.	提出資料名	提出様式	入札説明書の掲載	注意事項
□	1	競争参加資格確認申請書	別添様式1-1		別添様式1-1を提出していただき、競争参加資格を有していること、競争参加資格を有しない場合は競争参加資格を有しないこと、(FAX不可)
□	2	施工実績を記載した書面	別添様式2	B. (D) 1)	
□	3	配置予定技術者の資格等を記載した書面	別添様式3	B. (D) 2)	
□	4	品質保証契約書の写し		B. (D) 4)	
□	5	完成検査確認通知書の写し		B. (D) 10)	
□	6	地域内に本支店営業所を有することが確認できる資料			
□	7	認定書の写し		B. (D) 5)	
□	8	表彰状の写し		B. (D) 6), 7)	
□	9	学歴履歴証明書の写し		B. (D) 8)	
□	10	下請企業を有することが確認できる書面	別添様式5-1	B. (D) 9)	
□	11	現場担当技術者の配置計画	別添様式5	B. (D) 11)	
□	12	其他の取替又は受買実績を確認できる資料	別添様式6	B. (D) 12)	
□	13	元請として完成引継ぎした工事業主実態	別添様式7	B. (D) 13)	
□	14	品質対価認定を申請していることが確認できる資料	別添様式7	B. (D) 13)	
□	15	地元企業活用計画書	別添様式7	B. (D) 13)	
□	16	情報化施工技術活用を記載した書面	別添様式19	B. (D) 15)	
□	17	施工計画表 資料一覧	別添様式1-2		別添様式1-2を提出していただき、競争参加資格を有していること、競争参加資格を有しない場合は競争参加資格を有しないこと、(FAX不可)ファイル形式と紙形式の両方で提出してください。
□	18	施工計画	別添様式4	B. (D) 3)	

№	No.	提出資料名	提出様式	入札説明書の掲載	備考
□	1	歩掛見積書(仮概)	別添様式1-3		別添様式1-3を提出していただき、競争参加資格を有していること、競争参加資格を有しない場合は競争参加資格を有しないこと、(FAX不可)ファイル形式と紙形式の両方で提出してください。
□	2	歩掛見積書	別添様式16	B. (D) 2)	

№	No.	提出資料名	提出様式	入札説明書の掲載	備考
□	1	入札書			競争参加資格を有していること、競争参加資格を有しない場合は競争参加資格を有しないこと、(FAX不可)
□	2	工事費内訳書	別添様式8	14.	

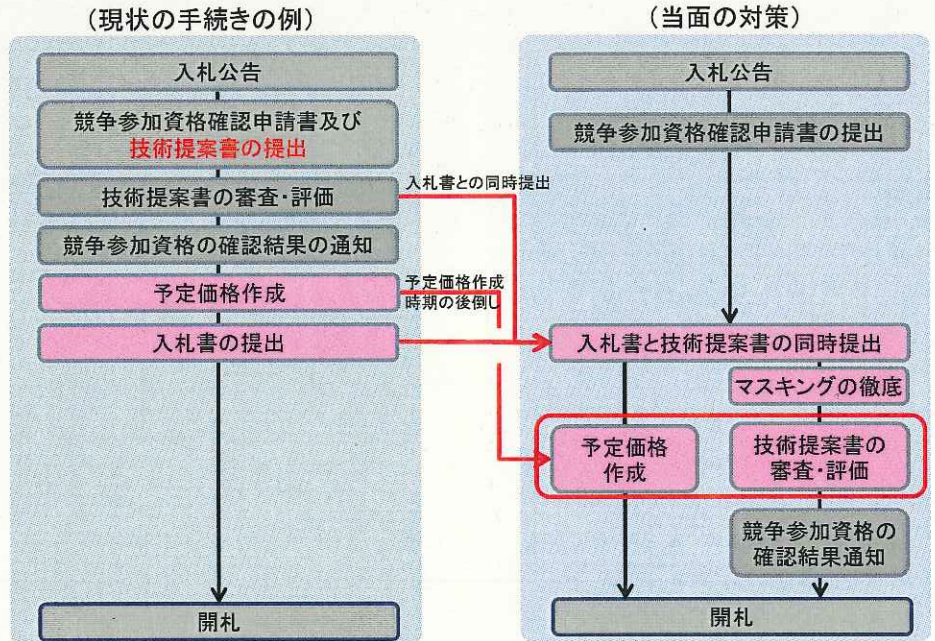
1※「提出様式」「入札説明書の適用」については、適宜修正のこと。

1※日時の記載に当たっては、入札公告、入札説明書との整合を図ること。

入札契約手続きの見直し概要

- ◇高知県内の入札談合事案への対応として、平成24年10月17日付けで「当面の再発防止対策」が決定された。
- ◇平成24年11月22日に開催された「第2回高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」において入札契約手続きの見直しが報告された。
 - ・事務所が発注する一般土木工事を対象（他の工事種別の試行もあり）。
 - ・総合評価落札方式のうち施工能力評価型、簡易型、標準型（II型）を対象。
 - ・1月末以降に公告する工事のうち各事務所で1件以上を試行。

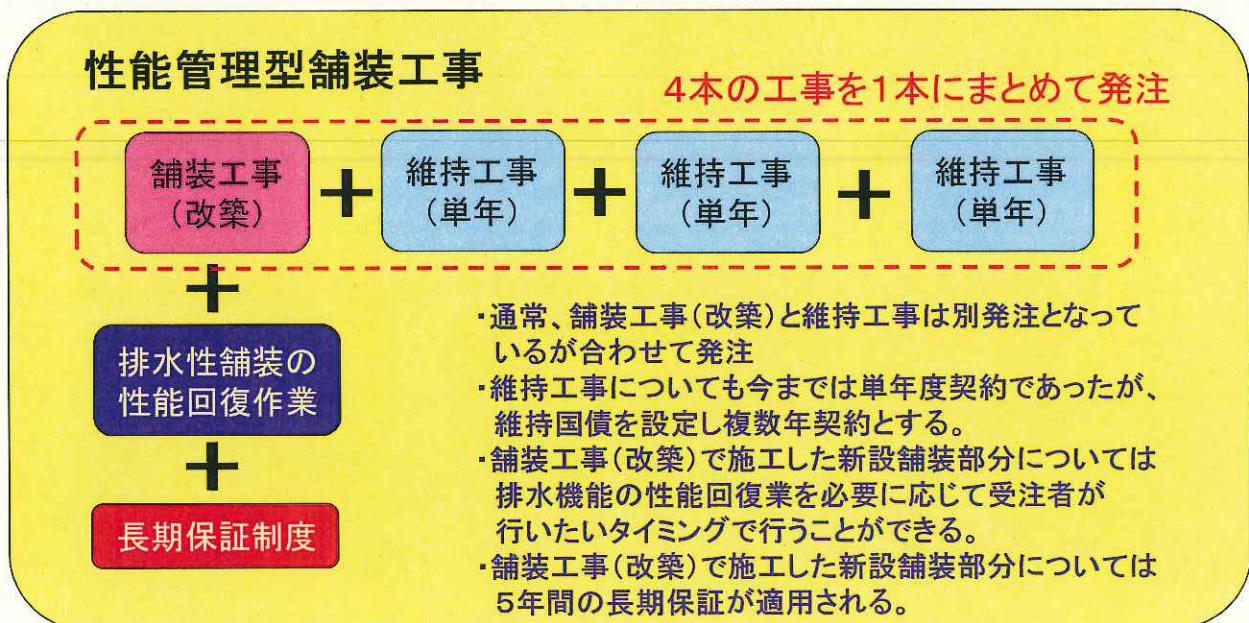
- 入札書と技術提案書の同時提出
 - ・競争参加資格確認申請書と技術資料等は、別々に提出する。
 - ・技術資料等と入札書は同時提出とする。
 - ・入札説明書の交付と同時に見積に必要な図面、数量、仕様書等の交付を行う。
- 電子入札システムの当面の対応
 - ・一部資料の提出は、紙となる。
 - （紙提出⇒技術提案採否の問合せ、競争参加資格なし理由の説明要求）
 - ・競争参加資格確認申請書を受理したことの確認としてシステムでは「競争参加資格“有”」の通知処理を行う。（電子入札システム機能の読替）
 - ・競争参加資格がないと認めた者のみにFAXで通知する。（競争参加資格が“有”の者に対する通知は行わない。）
 - ・試行を踏まえ電子入札システムを改修予定。



性能管理型舗装工事について

① 性能管理型舗装工事の概要

道路の新設舗装工事と維持管理工事を一体で発注することにより、施工者のノウハウや創意工夫を活かした効率的でキメ細かな施工及び維持管理により、舗装の品質・耐久性向上を図ります。



② 工事概要

工事名：H24～H27 姫路鳥取線保守・長尾影石地区舗装工事
工期：H25年3月1日～H28年3月31日（H24～H27国債）
発注者：中国地方整備局 鳥取河川国道事務所
請負者：大成ロテック（株）
請負金額：733,267,500円（税込み）※当初契約額
工事範囲：鳥取南維持出張所管内（姫路鳥取線：L=35.2km、国道373号：L=18.5km）

③ 性能管理期間と性能管理目標値

性能管理期間 供用後3年
性能管理目標値
 (1) 浸透水量 770ml/15秒

性能管理事項	性能管理目標値	処置
浸透水量	770ml/15秒 未滿	違約金 回復処置

④ 保証期間と保証基準値

保証期間 供用後5年
保証基準値
 (1) わだち掘れ量 12mm以下
 (2) ひび割れ率 10%以下

保証事項	保証基準値	処置
わだち掘れ量	12mmを超え40mm未滿	違約金
	40mm以上	回復処置
ひび割れ率	10%を超え40%未滿	違約金
	40%以上	回復処置

⑤ 免責事項

- 免責事項**
- (1) 天災（異常高温、異常低温を含む）
 - (2) 交通事故
 - (3) 路面表示部
 - (4) 交差点前後
 - (5) 盛土の沈下による影響がある場合
 - (6) その他、不測の事態等

新たな取り組み(維持管理の効率化)

道路維持工事における『性能規定発注方式』の試行

道路維持工事の効率化を図るために、民間の自主性を尊重した新しい契約方式(複数年・性能規定型契約)を試行

- ① 単年度契約 → 複数年契約
- ② 仕様規定(仕様書に基づき行う契約) → 性能規定(サービス水準を確保する契約)

従来

新しい発注方式

維持工事



パッチング処理



シール材注入

複数年
年度
契約
実施

+

性能規定

請負者は、施工方法や材料等の指示を受けずに、サービス水準に基づき自主判断で実施

自主管理

自らパトロール等により道路管理を実施



パトロール等で異常を発見



路面補修(パッチング処理)

請負者のメリット

- 自主管理による計画的な執行
- 複数年契約による経営の安定化
- 自主管理による提出書類の簡素化

発注者のメリット

- 請負者の自主管理により工事監督の削減
- 提出書類の簡素化による業務の効率化

新たな取り組み(維持管理の効率化)

道路維持工事における『性能規定発注方式』の試行

■ 試行工事の概要

工事名：H25・26 頓原維持工事
 工期：H25年4月1日～H27年3月31日（H25・26 国債）
 発注者：中国地方整備局 松江国道事務所
 請負者：(株) 都間土建
 請負金額：210,000千円（税込み）※当初契約額
 工事範囲：頓原維持出張所管内（国道54号：L=61.0km） **性能規定：全線（除草・除雪）**

工事名：H25・26 岡南保守工事
 工期：H25年4月1日～H27年3月31日（H25・26 国債）
 発注者：中国地方整備局 岡山国道事務所
 請負者：東亜道路工業（株）
 請負金額：268,000千円（税込み）※当初契約額
 工事範囲：岡南維持出張所管内（国道2号：L=30.3km、国道30号：21.0km、国道180号：5.6km） **性能規定：全線（巡回・除草）**

■ 性能規定実施項目とサービス水準

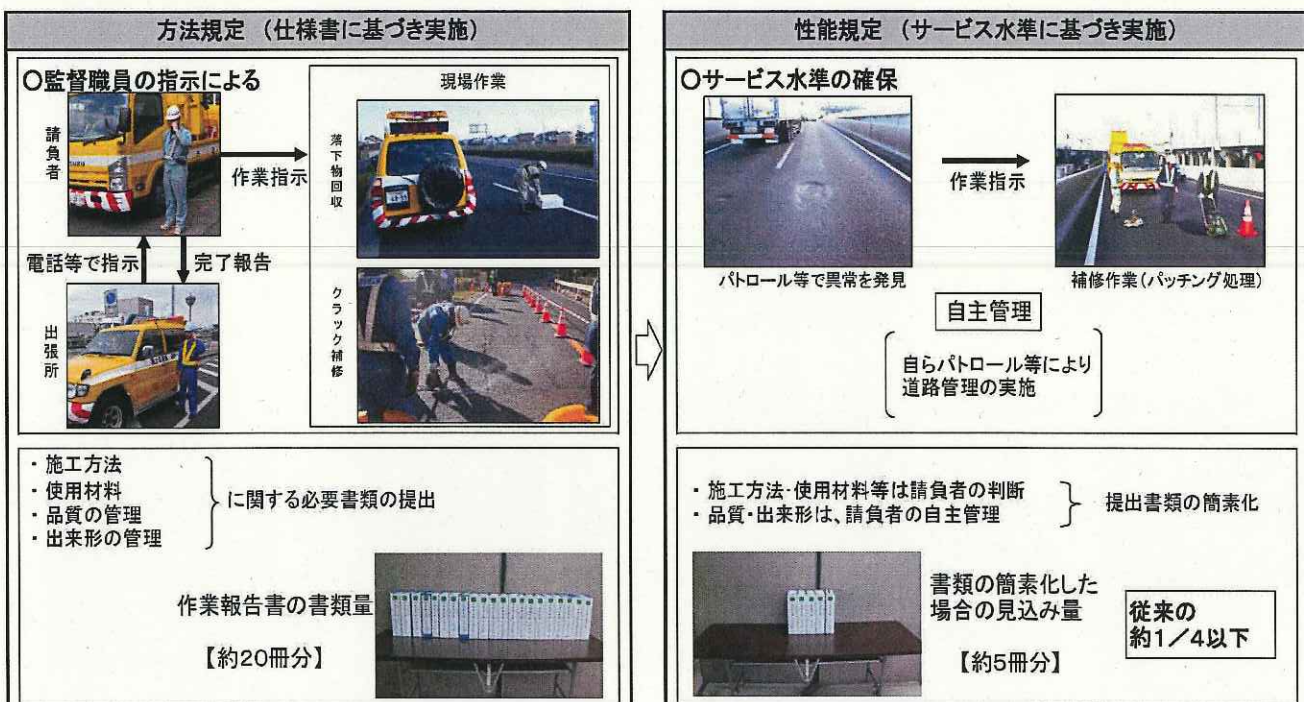
- ・巡回（通常巡回）
 車道部においてポットホール及び落下物等がないよう適切な路面管理を行う。
 （知り得たときから6時間以内に処理を行う。）
- ・除草
 自動車からの視距を確保するため雑草等の繁茂を抑制する。
 （雑草等の丈が案内標識、視線誘導標の標示部分下端より高くないこと。）
- ・除雪
 車道部において、異常降雪時を除き常時2車線以上の幅員を確保する。
※試行のため、巡回の回数を除いて契約変更の対象とする。

新たな取り組み(維持管理の効率化)

まとめ

道路維持工事における『性能規定発注方式』の試行【期待される効果】

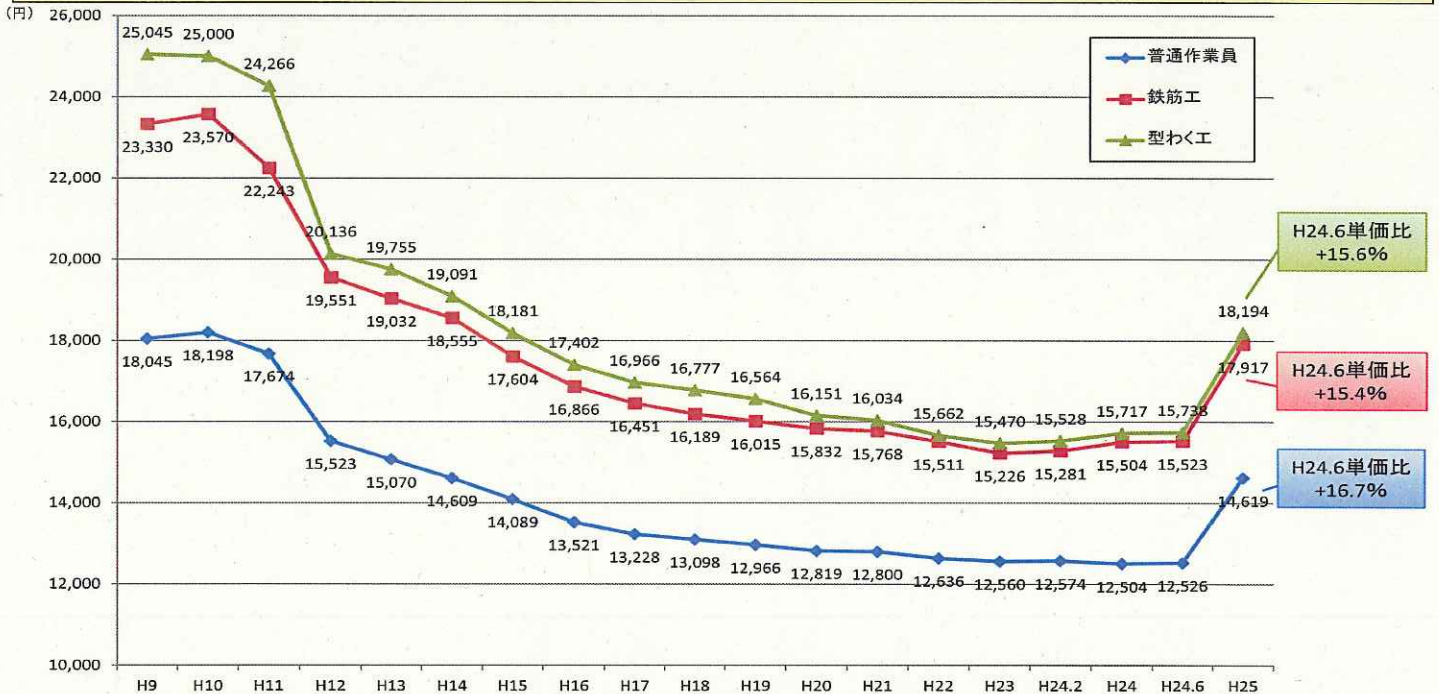
発注者のメリット・請負者の自主管理により工事監督の削減 ・提出書類の削減による業務の効率化



平成25年度公共工事設計労務単価は、対前年度比+15.1%(全国全職種平均)上昇

■単価設定のポイント

- ① 技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫状況を適切に反映
- ② 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- ③ 被災地等の入札不調の増加状況に応じ機動的に単価を引き上げる新たな仕組みを導入(入札不調の状況に応じ3ヶ月毎に見直すよう措置)



1. 平成25年度 土木工事標準歩掛改定内容

・土木工事標準歩掛209工種のうち平成25年度改定する工種は78工種

種別	主な改定内容	備考
全面改定 【3工種】	トンネル工(NATM)【発破工法】 ・ドリルジャンボ(掘削機)の大型化 ・トンネル吹付機の規格変更(空気圧縮機搭載) ・日当たり掘進長(掘進速度)の増加	H10年度改定
	道路除雪工 ・除雪ドーザ(運搬排雪)に助手を追加 ・助手の職種区分を明確化	H10年度改定
	地すべり防止工(集排水ボーリング工) ・据付撤去機械の変更 (トラッククレーン4.9t→クローラクレーン4.9t)	H6年度改定
一部改定 【75工種】	施工機械の排ガス基準値及び保有区分の改定	34工種
	記載事項(フロー、諸雑費)の見直し	10工種
	仮設材賃料などの年度改定	2工種
	施工パッケージに移行	20工種
	歩掛廃止(件数が少ない工種)	9工種

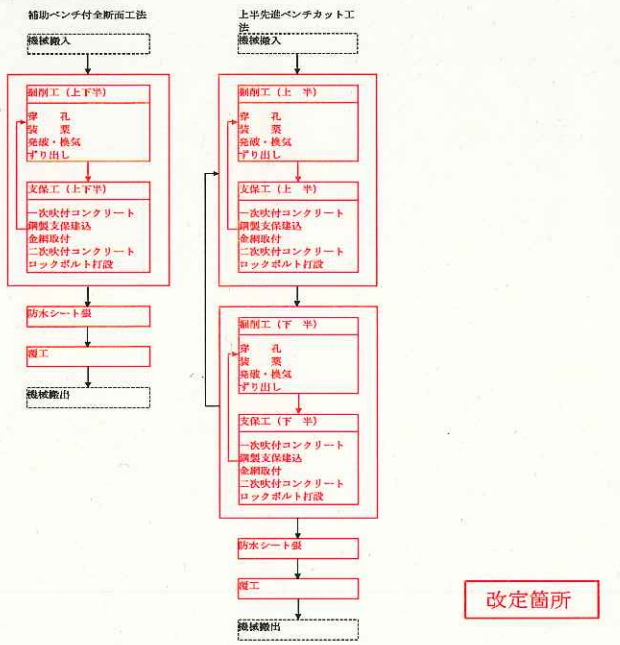
1-① トンネル工(NATM)〔発破工法〕 改定概要

工種名：トンネル工(NATM)〔前回改定：平成10年度〕

工法概要

トンネル工(NATM:New Austrian Tunneling Method)とは、掘削直後に吹付コンクリート、ロックボルト等を地山に密着して施工し、地山と一体化した支保構造を作ることによって、地山が本来持っている支保能力を積極的に利用する工法であり、山岳トンネルの標準的な施工法である。

施工フロー



見直しの理由

- ・適用範囲に変化があった(岩区分Bを除外)
- ・機械の規格に変化が見られた(大型化、多機能化)
- ・機械の変化に伴い労務工数の変化が見られた

施工状況



1-① トンネル工(NATM)〔発破工法〕 改定概要

工種名：トンネル工(NATM)〔前回改定：平成10年度〕

現行

- ・適用範囲
- ・作業機械
 - ドリルジャンボ(ドリフタ質量150kg級)
 - インバート工 大型プレーカ(800kg級)
 - コンクリート吹付機(湿式、吹付ロボット一体型)
 - 防水作業台車(長さ4.5m)
- ・歩掛形式
 - インバート工 サイクルタイム形式
 - 日当り掘進長(3.70m)

改定

- ・適用範囲 **岩区分Bの歩掛の除外**
- ・作業機械
 - ドリルジャンボ(ドリフタ質量**170kg超級**)
 - インバート工 大型プレーカ(**1,300kg級**)
 - ※コンクリート吹付機(湿式、吹付ロボット一体、**コンプレッサ搭載型**)
 - 防水作業台車(**長さ6.0m**)
- ・歩掛形式
 - インバート工 **施工量当り歩掛形式**
 - 日当り掘進長(8時間2方当り掘進長**4.24m**)
- ・歩掛削除
 - 岩区分Bの削除
 - 上記※に伴い**空気圧縮機設置撤去、運転歩掛を削除**

改定概要

- ・施工機械(ドリルジャンボ、大型プレーカ)の規格の大型化にともない、時間当たり掘進量が増加し労務工数が低減した。
- ・コンクリート吹付機が多機能化(空気圧縮機搭載)により、坑外の仮設備である空気圧縮機の設置・維持管理・撤去作業がなくなった。
- ・上記の通り、時間当たり掘進量の増加により、労務費および設置期間の短縮により機械経費が下がった。

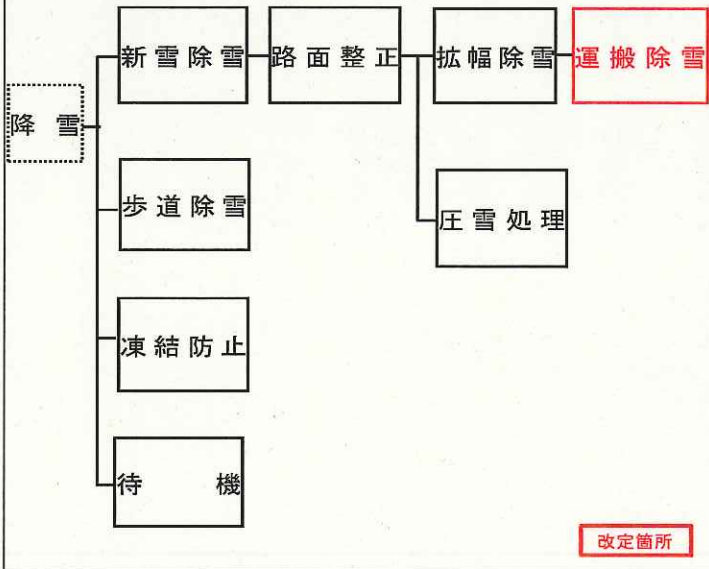
1-② 道路除雪工 改定概要

道路除雪工【前回改定：平成10年度】

工法概要

・道路における除雪作業の一般除雪(新雪除雪・拡幅除雪・路面整正・圧雪処理)、運搬除雪、凍結防止、歩道除雪を機械で行うものであり、人力による除雪作業は含まない。

施工フロー



見直しの理由

・除雪ドーザの運搬除雪で、2人乗り機種は安全性向上のため「助手」が搭乗する実態を確認。

施工状況



1-② 道路除雪工 改定概要

道路除雪工【前回改定：平成10年度】

現行

表5.1 除雪機械等運転労務適用職種

機械名	規格	運転手			機械付労務			摘要
		運転手(特殊)	運転手(一般)	助手	一般世話役	特殊作業員	普通作業員	
除雪トラック(普通・専用)	各種		○	○	○			
除雪グレーダ	各種	○		○	○			
除雪ドーザ	各種	○		○	○			一般除雪 運搬除雪
(ホイール・クローラ)	各種	○						
ロータリ除雪車	160kW以上	○		○	○			
(ホイール・クローラ)	(220PS以上)級							
小型除雪車	29kW,30kW		○		○		○	(注)2
(ホイール・クローラ)	(40PS)級							
一車線積込除雪車	59~90kW	○			○		○	(注)2
(ホイール・クローラ)	(80~139PS)級							
一車線積込除雪車	ロータリ式各種	○		○	○			
ダンプトラック			○					
凍結防止剤散布車			○	○				

(注) 1. 上表の助手は、安全確認作業等のため運転手とともに除雪機械に同乗する作業付労務である。
2. 歩道除雪等においては、小型除雪車の補助作業員として必要に応じて計上出来る。

改定

表5.1 除雪機械等運転労務適用職種

機械名	規格	運転手		助手		世話役		機械付労務		摘要
		運転手(特殊)	運転手(一般)	特殊作業員	普通作業員	土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員		
除雪トラック(普通・専用)	各種		○		○					
除雪グレーダ	各種	○			○	○				
除雪ドーザ	各種	○			○	○				一般除雪(注)2 運搬除雪(注)2
(ホイール・クローラ)	各種	○			○					
ロータリ除雪車	160kW以上	○			○					
(ホイール・クローラ)	(220PS以上)級									
小型除雪車	29kW,30kW		○					○		(注)3
(ホイール・クローラ)	(40PS)級									
小型除雪車	59~90kW	○						○		(注)3
(ホイール・クローラ)	(80~139PS)級									
一車線積込除雪車	ロータリ式各種	○			○					
ダンプトラック			○							
凍結防止剤散布車			○		○					

(注) 1. 上表の助手は、安全確認作業等のため運転手とともに除雪機械に同乗する作業付労務である。
2. 除雪ドーザの機種が1人乗りの場合は、普通作業員は計上しない。
3. 歩道除雪等においては、小型除雪車の補助作業員として必要に応じて計上出来る。

改定概要

- ・除雪ドーザの運搬除雪について、助手の「普通作業員」を追加。
- ・助手の職種を明確化。(ロータリ除雪車及び1車線積込車では特殊作業員)

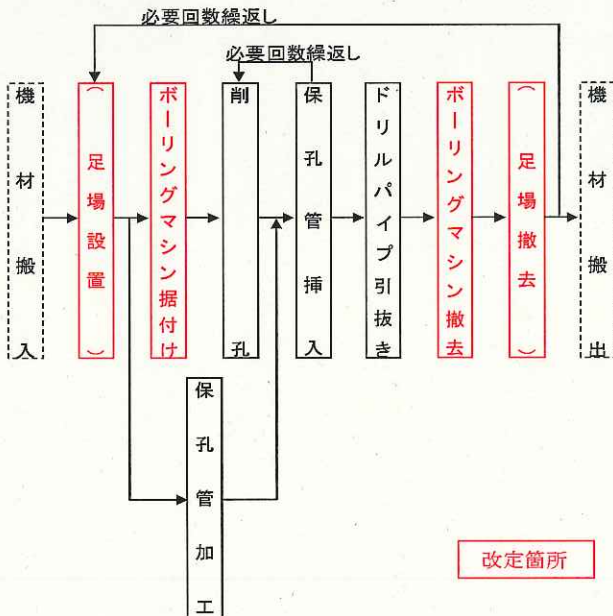
1-③地すべり防止工(集排水ボーリング工) 改定概要

工種名： 地すべり防止工(集排水ボーリング工)【前回改定：平成6年度】

工法概要

集排水ボーリング工は、地すべり防止対策として地表及び地下水の排水を目的とするもので、地表から水平ボーリングを行い排水する地表施工と、井戸の孔壁からボーリングを行う集水井内施工がある。

施工フロー



見直しの理由

- ・ 施工形態動向調査の結果から、ボーリングマシン機械据付・撤去及び足場設置・撤去の施工機械に変化が見られた。
- ・ また、ボーリングに使用する発動発電機の排出ガス対策基準に変化が見られた。

施工状況



クローラクレーン

1-③地すべり防止工(集排水ボーリング工) 改定概要

工種名： 地すべり防止工(集排水ボーリング工)【前回改定：平成6年度】

現行

機種名	型番	単位	数量	備	注
ボーリングマシン	ロータリーパーカッション式・スキッド型85kWh級	台	1		
グラウトポンプ	縦型二重電動ピストン式 200L/min	#	1	(注) 1	給水用
工事用水中ポンプ	φ50、30m	#	1	(注) 1, 2	排水用
工事用水中ポンプ	φ50、30m	#	1	(注) 1, 2	排水用
発動発電機	排出ガス対策型(第1次基準値)ディーゼルエンジン駆動 125kVA	#	1		

- (注) 1. 工事用水中ポンプの規格及び容量は、作業条件等により別途考慮する。
2. 工事用水中ポンプ(排水用)は、集水井内施工の場合にのみ計上する。
3. 発動発電機は、資料とする。

品名	単位	地表	集水井内
特殊作業員	人	0.9	3.1
足場材	#	1.8	2.5
普通作業員	#	1.7	6
トラッククレーン賃料	日	0.7	2.5
諸経費率	%	-	4

- (注) 1. 集水井内の歩掛には、足場設置・撤去を含む。
2. 同一足場上の移動は、吊孔歩掛を含む。
3. トラッククレーンの歩掛は、現場条件にあった規格を別途決定する。
4. トラッククレーンは、資料とする。
5. 諸経費は、足場材等の費用であり、労務費の合計に上表の半を乗じた金額を上限として計上する。

品名	単位	地表	集水井内
特殊作業員	人	2.4	3.1
足場材	#	2.4	3.1
普通作業員	#	4.7	6.2
トラッククレーン賃料	日	0.3	0.5
諸経費率	%	29	20

- (注) 1. 作業面の足場幅は、4.5mとする。
2. トラッククレーンの規格は、現場条件にあった規格を別途決定する。
3. トラッククレーンは、資料とする。
4. 諸経費は、足場材等の費用であり、労務費の合計に上表の半を乗じた金額を上限として計上する。

改定

機種名	型番	単位	数量	備	注
ボーリングマシン	ロータリーパーカッション式・スキッド型85kWh級	台	1		
グラウトポンプ	縦型二重電動ピストン式 200L/min	#	1		
工事用水中ポンプ	φ50、30m	#	1	(注) 1	給水用
工事用水中ポンプ	φ50、30m	#	1	(注) 1, 2	排水用
発動発電機	排出ガス対策型(第2次基準値)ディーゼルエンジン駆動 125kVA	#	1		

- (注) 1. 工事用水中ポンプの規格及び容量について、現場条件により上記より高い場合は別途考慮する。
2. 工事用水中ポンプ(排水用)は、集水井内施工の場合にのみ計上する。
3. 発動発電機は、資料とする。

品名	単位	地表	集水井内
特殊作業員	人	0.9	3.1
足場材	#	1.8	2.5
普通作業員	#	1.8	6
クローラクレーン賃料	日	0.7	2.5
諸経費率	%	-	4

- (注) 1. 集水井内の歩掛には、足場設置・撤去を含む。
2. 同一足場上の移動は、吊孔歩掛を含む。
3. 現場条件により上記より高い場合は別途考慮する。
4. クローラクレーンは、資料とする。
5. 諸経費は、足場材等の費用であり、労務費の合計に上表の半を乗じた金額を上限として計上する。

品名	単位	地表	集水井内
特殊作業員	人	2.4	3.1
足場材	#	2.4	3.1
普通作業員	#	4.7	6.2
クローラクレーン賃料	日	0.3	0.5
諸経費率	%	29	20

- (注) 1. 作業面の足場幅は、4.5mとする。
2. 現場条件により上記より高い場合は別途考慮する。
3. クローラクレーンは、資料とする。
4. 諸経費は、足場材等の費用であり、労務費の合計に上表の半を乗じた金額を上限として計上する。

改定概要

- 使用機械の見直し
(ボーリングマシン設備運転)

発動発電機 : 排出ガス対策型(第1次基準値)
→ 排出ガス対策型(第2次基準値)

- 施工機械の見直し
(機械据付・撤去)
(足場設置・撤去)

トラッククレーン 賃料 (油圧伸縮ジブ型4.9t吊)
→ クローラクレーン 賃料 (油圧伸縮ジブ型4.9t吊)
排出ガス対策型(第2次基準値)

1-④ 排出ガス基準値及び保有形態を改定する工種

・ H25年度は34工種で排ガス基準値及び保有区分の改定を実施

工 種 名	改定内容
1 機械土工(岩石)	バックホウ1次損料→2次損料
2 安定処理工	バックホウ2次損料→2次賃料
3 安定処理工(バックホウ混合)	バックホウ1次損料→2次賃料
4 基礎・裏込砕石工	バックホウ1次損料→2次賃料
5 コンクリートブロック積工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
6 コンクリートブロック張工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
7 緑化ブロック積工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
8 プレキャスト擁壁工	バックホウ1次賃料→2次賃料 ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
9 ジオテキスタイル工	バックホウ1次損料→2次賃料
10 排水構造物工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
11 スラリー攪拌工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
12 アンカー工(ロータリーパーカッション式)	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料 適用範囲の明確化(仮設・除去含まず)
13 発泡スチロールを用いた超軽量盛土工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
14 中掘工	バックホウ1次損料→2次損料
15 コンクリート工	クローラクレーン未対策賃料→2次賃料 適用範囲(砂防コンクリート除く)の明確化
16 仮設材設置撤去工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料 記載内容明確化(副部材の計上方法)
17 足場工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料 記載内容明確化(供用期間中の足場材損料の有無)

1-④ 排出ガス基準値及び保有形態を改定する工種

・ H25年度は34工種で排ガス基準値及び保有区分の改定を実施

工 種 名	改定内容
18 支保工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
19 仮橋・仮栈橋工	クローラクレーン未対策賃料→1次賃料 ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
20 大型土のう工	バックホウ1次損料→2次賃料
21 伐木除根工	バックホウ1次賃料→2次賃料
22 土工(砂防)	バックホウ1次損料→2次損料
23 山腹水路工	バックホウ1次損料→2次損料
24 コンクリート舗装工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
25 路側工	バックホウ1次賃料→2次賃料
26 舗装版破碎工	バックホウ1次損料→2次賃料
27 道路打換え工	バックホウ1次賃料→2次賃料
28 電線共同溝工(C・C・BOX)	バックホウ1次賃料→2次賃料 ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
29 情報ボックス工	バックホウ1次賃料→2次賃料
30 トンネル濁水処理工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
31 鋼橋架設工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料
32 PC橋架設工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料 諸雑費の明確化(鋼製シースの記載)
33 公園植栽工	バックホウ1次損料→2次損料
34 鋼製砂防工	ラフテレンクレーン1次賃料→2次賃料

1-⑤ 記載事項の変更及び賃料等の年度改定

・ 記載事項の見直し(10工種), 賃料等の年度改定(2工種)の12工種を改定

○記載事項のみを修正する工種(10工種)

種 名	改定内容
1 原動機燃料消費量	工事用高圧洗浄機(軽油)削除 (集排水ボーリング孔洗浄工改定に伴う改定)
2 ニューマチックケーソン工	オープンケーソン工から一部移行 (刃口金物材料費・刃口金物据付・止水壁とりこわし)
3 締切排水工	適用範囲の表記修正
4 集排水ボーリング孔洗浄工	高圧洗浄機の燃料消費量の修正
5 切削オーバーレイ工	適用範囲の明確化 (橋面防水工同時施工時の橋面舗装範囲外)
6 落橋防止装置工	機種選定フローの見直し
7 ポストテンション桁製作工	諸雑費の明確化(鋼製シースの記載)
8 ポストテンション場所打ホロースラブ橋工	諸雑費の明確化(鋼製シースの記載)
9 ポストテンション場所打箱桁橋工	諸雑費の明確化(鋼製シースの記載)
10 PC橋片持架設工	諸雑費の明確化(鋼製シースの記載)

○賃料等の年度改定のみを実施する工種(2工種)

工 種 名	改定内容
1 油圧圧入引抜工	鋼矢板、H形鋼の継施工費単価更新
2 汚濁防止フェンス工	据付撤去の材料費・労務費の単価更新

1-⑥ 平成25年度廃止工種(施工パッケージに移行した工種)

・ 平成25年度施工パッケージへ全面移行した工種は20工種。

工 種 名	
1	土の敷均し締固め工
2	安定処理工
3	安定処理工(バックホウ混合)
4	法面整形工
5	法面工(吹付法面とりこわし工)
6	プレキャスト擁壁工
7	サンドマット工
8	かごマット工
9	袋詰玉石工
10	土工(砂防)
11	路盤工
12	アスファルト舗装工
13	排水性アスファルト舗装工
14	路側取外し工
15	特殊ブロック設置工
16	舗装版破碎工
17	舗装版切断工
18	機械土工(残土受入れ地での処理)
19	芝張替工
20	人力による舗装版破碎工

1-⑦平成25年度廃止工種(使用が少なく廃止する工種)

・H24年度を廃止移行期間としていた9工種について、H25年度廃止する。

工 種 名	
1	井桁ブロック積工
2	連続地中壁工
3	コンクリート矢板工
4	袋詰式サンドドレーン工
5	オープンケーソン工
6	洞門工(プレキャスト製シェッド)
7	路上表層再生工
8	プレキャストPC床版設置工
9	標識清掃工

2. 施工パッケージ型積算方式について

- 今年10月に施工パッケージを追加。
- 導入済の施工パッケージについても、平成25年4月に物価変動を考慮して標準単価、機労材構成比を改定。

当面のスケジュール

	平成24年10月導入分	平成25年10月導入分
平成25年3月	標準単価の改定(平成25年4月から)について公表	
平成25年4月	「標準単価」の改定 (物価変動を考慮)	追加する「積算基準」の事前公表 追加する「標準単価」の事前公表
平成25年4月～	フォローアップ調査の実施 合意単価、応札者単価の収集分析 施 工状況調査の収集分析 ↓ 次年度の改定に反映	↓ システムの試験配信 課題等のチェック
平成25年10月		施工パッケージの追加適用開始

2-① 追加する施工パッケージ

施工パッケージ一覧 (H25年10月1日導入分)

分類	No	パッケージ名称	分類	No	パッケージ名称	分類	No	パッケージ名称
土工	1	床堀り	共通工	26	連節ブロック張	共通工	51	プレキャストL形側溝
	2	掘削補助機械搬入搬出		27	緑化ブロック積		52	プレキャストマンホール
	3	基面整正		28	緑化ブロック(材料費)		53	PC管
	4	転石破砕		29	天端ブロック(材料費)		54	コルゲートパイプ
	5	埋戻し		30	胴込・裏込コンクリート		55	コルゲートフリューム
	6	タンパ締固め		31	胴込・裏込材(砕石)		56	現場打ち水路(本体)
	7	舗装版破砕積込み(小規模土工)		32	遮水シート		57	現場打ち集水溝・街渠(本体)
	8	人力積込		33	吸出し防止材(全面)設置		58	粉体噴射攪拌(移設)
	9	人肩運搬(積込み～運搬～取卸し)土・石		34	植樹		59	粉体噴射攪拌(軸間変更)
	10	人肩運搬(積込み～運搬～取卸し)セメント等		35	現場打基礎コンクリート		60	削孔(アンカー)
	11	人肩運搬(積込み～運搬～取卸し)積ブロック類		36	小型擁壁(B)		61	アンカー鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理(アンカー)
	12	人肩運搬(運搬～取卸し)		37	もたれ式擁壁		62	グラウト注入(アンカー)
	13	小車運搬(積込み～運搬～取卸し)土・石		38	逆T型擁壁		63	ボーリングマシン移設(アンカー)
	14	小車運搬(積込み～運搬～取卸し)セメント等		39	L型擁壁		64	足場(アンカー)
	15	小車運搬(積込み～運搬～取卸し)積ブロック類		40	化粧型枠		65	アンカー(材料費)
	16	小車運搬(運搬～取卸し)		41	化粧型枠(材料費)		66	積込(コンクリート殻)
	17	ベルトコンベア併用人力掘削(床掘り)		42	ペーラインコンクリート(材料費)		67	目地板
	18	ベルトコンベア併用人力積込		43	ヒューム管(B形管)		68	止水板
共通工	19	基礎砕石	44	ボックスカルバート	69	止杭打込		
	20	裏込砕石	45	暗渠排水管	70	現場取卸(鋼桁)		
	21	基礎栗石	46	フィルター材	71	現場取卸(PC桁)		
	22	裏込栗石	47	管(函)渠型側溝	72	現場取卸(鋼管杭)		
	23	採取小割	48	プレキャスト集水溝	73	コンクリート		
	24	コンクリートブロック積	49	プレキャスト集水溝(材料費)	74	モルタル練		
	25	平ブロック張	50	鉄筋コンクリート台付管	75	型枠		

2-① 追加する施工パッケージ

施工パッケージ一覧 (H25年10月1日導入分)

分類	No	パッケージ名称	分類	No	パッケージ名称	分類	No	パッケージ名称
コンクリート工	76	撤去しない埋設型枠(材料費)	河川維持工	101	ハンドホール	道路維持修繕工	126	路面清掃(路肩部・人力)
河川海岸	77	消波根固めブロック製作		102	配管支持金具(材料費)		127	路面清掃(歩道等・人力)
	78	消波根固めブロック据付		103	ブルボックス(材料費)		128	側溝清掃(人力清掃工)
河川維持工	79	散在塵芥処理		104	可とう電線管(材料費)		129	ガードレール復旧
	80	運搬(散在塵芥処理)		105	伸縮継手(材料費)		130	ガードパイプ復旧
	81	堆積塵芥処理(機械処理)		106	ノーマルバンド(材料費)		131	舗装版破砕積込
	82	堆積塵芥処理(人力処理)		107	多孔保護管(材料費)		132	床掘り
	83	運搬(堆積塵芥処理)		108	フィルター層敷設		133	埋戻し・締固め
	84	軟弱土等運搬		109	透水性アスファルト舗装		134	運搬(電線共同溝)
	85	巨石張(線)		110	支柱		135	軽量鋼矢板設置撤去
	86	巨石張(空)	111	支柱(材料費)	136	覆工板設置撤去		
	87	巨石積(線)	112	車止めポスト	137	管路材設置		
	88	巨石(材料)	113	歩車道境界ブロック	138	受金具(材料費)		
河川維持工	89	プレキャスト基礎	114	地先境界ブロック	139	支持金具(材料費)		
	90	プレキャスト基礎(材料費)	115	排水樹	140	管路受台(スベーサ)(材料費)		
	91	中詰コンクリート	116	橋名板取付	141	プレキャストブロック設置		
	92	野芝種子吹付	117	橋梁用高欄	142	蓋設置		
	93	被覆シート張	118	橋梁用高欄一体式(材料費)	143	蓋(材料費)		
	94	養生(散水養生)	119	飾り高欄	144	前処理		
	95	笠コンクリートブロック据付	120	飾り高欄(材料費)	145	工場塗装		
	96	笠コンクリートブロック据付(材料費)	121	距離標	146	排水管		
	97	埋戻し・締固め	122	路面切削				
	98	敷砂、保護砂(材料費)	123	鼓運搬(路面切削)				
河川維持工	99	配管設置(埋設部)	124	素地調整				
	100	配管設置(露出部)	125	付属構造物塗替				
付属施設	101	ハンドホール	付属施設	110	支柱	共同溝工	131	舗装版破砕積込
	102	配管支持金具(材料費)		111	支柱(材料費)		132	床掘り
	103	ブルボックス(材料費)		112	車止めポスト		133	埋戻し・締固め
	104	可とう電線管(材料費)		113	歩車道境界ブロック		134	運搬(電線共同溝)
	105	伸縮継手(材料費)		114	地先境界ブロック		135	軽量鋼矢板設置撤去
	106	ノーマルバンド(材料費)		115	排水樹		136	覆工板設置撤去
	107	多孔保護管(材料費)		116	橋名板取付		137	管路材設置
	108	フィルター層敷設		117	橋梁用高欄		138	受金具(材料費)
	109	透水性アスファルト舗装		118	橋梁用高欄一体式(材料費)		139	支持金具(材料費)
	110	支柱		119	飾り高欄		140	管路受台(スベーサ)(材料費)
付属施設	111	支柱(材料費)	付属施設	120	飾り高欄(材料費)	橋梁工	141	プレキャストブロック設置
	112	車止めポスト		121	距離標		142	蓋設置
	113	歩車道境界ブロック		122	路面切削		143	蓋(材料費)
	114	地先境界ブロック		123	鼓運搬(路面切削)		144	前処理
	115	排水樹		124	素地調整		145	工場塗装
	116	橋名板取付		125	付属構造物塗替		146	排水管
	117	橋梁用高欄						
	118	橋梁用高欄一体式(材料費)						
	119	飾り高欄						
	120	飾り高欄(材料費)						
道路維持修繕工	121	距離標	道路維持修繕工	122	路面切削			
	122	路面切削		123	鼓運搬(路面切削)			
	123	鼓運搬(路面切削)		124	素地調整			
	124	素地調整		125	付属構造物塗替			
	125	付属構造物塗替						

【主な改定内容】

1. 各種基準類等との整合

- (1) 新たな規定の明記
- (2) 共通仕様書に引用されている技術基準等との整合
- (3) 土木施工管理基準等の改定

2. 共通仕様書の利便性の向上

- (1) 条文表現の統一
- (2) 表示方法の統一
(編章節条の表示、全角・半角の使い分け)
- (3) 閲覧時の利便性の向上
(ヘッダー位置、ページの付番等の工夫)

1. 各種基準等との整合

(1) 新たな規定の明記

① 構造物取付け部に関する条文の追加

- ・道路橋示方書(下部構造編)の改定において、橋と背面側の盛土等との路面の連続性を確保できる構造とするため、**橋台背面アプローチ部**の設計に関する規定が追加された。
- ・道路土工-盛土工指針には、路体、路床、**構造物取付け部について締固めの管理基準値**が示されている。

共通仕様書へ条文の追加

追加条文

第1編 1-2-4 道路土工 1-2-4-1 3.構造物取付け部

受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。

なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8.9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成24年3月)及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。

② 溶接完了後のきず検査における非破壊試験を行う者の資格に関する条文の追加

- ・道路橋示方書(鋼橋編)の改定において、非破壊試験の品質を確保するため、**試験を行う者が有していなければならない資格**に関する規定が追加された。

共通仕様書へ条文の追加

追加条文

第3編 3-2-12-3 桁製作工

1.製作加工 (11)溶接の検査

- ⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。

内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に基づく次の1)~3)に示す資格を有していなければならない。

- 1) 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。
- 2) 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。
- 3) 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。

(2)共通仕様書に引用されている技術基準等との整合

- ・共通仕様書に引用されている技術基準類から**17の改定を確認(道路橋示方書、道路土工指針等)**。
- ・JISの改定とあわせ、共通仕様書の改定を実施。

例) 日本道路協会 道路橋示方書 II 鋼橋編(H24.3改定)に伴う変更
(接合面の塗装仕様とすべり係数の見直し)

条文変更前

第3編 2-3-23 現場継手工

1.一般事項

受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を**0.4以上のすべり係数**が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。



条文変更後

第3編 **3-2-3-23** 現場継手工

1.一般事項

受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を**表3-2-4に示すすべり係数**が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。

(3) 土木施工管理基準等の改定

① 出来形管理基準、② 品質管理基準、③ 写真管理基準 についても同様に改定

【改定点】

- ① 出来形管理基準：適用基準の改定に伴う変更、
表示方式の明確化 ～測定箇所略図の修正、摘要欄の追記等
- ② 品質管理基準：適用基準の改定に伴う対応
表現の軽微な変更 ～同一表記の整理、
試験項目・規格値等の適切な表現等
- ③ 写真管理基準：現場実態にあわせ、デジタルカメラ撮影の仕様に特化
出来形管理基準、品質管理基準項目の改定等対応

平成25年度 土木工事共通仕様書(中国地方整備局版)の改定について

◆ 改定内容

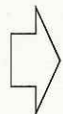
1. **主任技術者又は監理技術者及び専門技術者について**の資格要件を変更
・建設業法施行規則の規定に合わせ、技術士の総合技術監理部門を追加。
2. **レディーミクストコンクリートのスランプ**を変更
・道路橋示方書の改定(H24.3)に伴い、場所打ち杭に用いるコンクリートのスランプを変更。
3. **土木コンクリート構造物の品質管理について**条文を変更
・「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」(H24.3.28 技術調査課長)により通知のあった『微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領』及び『非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領』に合わせた条文に変更。
4. **瀝青材の品質**に関する条文の削除
・安定材の規格(120～150、150～200、200～300)が全国版に追加されることとなったため、削除。
5. **アスファルト舗装工のプラントの品質管理基準**に関する条文を削除
・水浸ホイールトラッキング試験、ホイールトラッキング試験、ラベリング試験について、全国版の品質管理基準に記載されるため、条文を削除。
6. **防護柵設置工の出来形確保対策**に関する条文を変更
・H24.6.21付けで技術調査課長より通知のあった「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」に合わせた条文に変更。
7. その他、**文章表現、HPアドレス等**について、修正を実施。

◆ 主な改正内容①【主任技術者等の資格要件を変更】

改定理由:建設業法施行規則の規定に合わせ、技術士の総合技術監理部門を追加した。

第1編 第1章 追加
主任技術者又は監理
技術者及び専門技術者

ロ	技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。
---	---



第1編 第1章 追加
主任技術者又は監理
技術者及び専門技術者

ロ	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。
---	---

◆ 主な改正内容②【レディーミクストコンクリートのスランプを変更】

改定理由:道路橋示方書の改定(H24.3)に伴い、場所打ち杭に用いるコンクリートのスランプを変更。

第1編 第3章 第3節 3-3-1 一般事項(レディーミクスト
コンクリート) 追加

使用区分	粗骨材の最大粒径 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm ²	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	摘要
1号	40	8	18	—	80	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物
2号	20又は25	8	24	—	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物
3号	20又は25	15	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打ち杭 (深礎杭を除く)



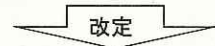
第1編 第3章 第3節 1-3-3-1 一般事項(レディーミクスト
コンクリート) 追加

使用区分	粗骨材の最大寸法 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm ²	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	摘要
1号	40	8	18	—	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物
2号	20又は25	8	24	—	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物
3号	20又は25	15	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打ち杭 (深礎杭を除く)

◆ 主な改正内容③【土木コンクリート構造物の品質管理について条文の変更】

改定理由:

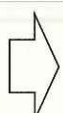
H21.3.31 技術調査課長
微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理について(案)
非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について(案)



H24.3.28 技術調査課長
微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (主な改正点:測定箇所の縮減等)
非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(主な改正点:測定位置の見直し等)

第1編 第3章 追加 土木コンクリート構造物の品質管理
追-3

3)測定の際には、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)」を参考にする。

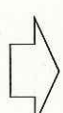


第1編 第3章 追加 土木コンクリート構造物の品質管理
追-3

3)新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁上部工事及び橋梁下部工事におけるコンクリートの強度測定については、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(H24.3)によること。

第1編 第3章 追加 土木コンクリート構造物の品質管理
追-4

4)測定の際には、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」を参考にする。



第1編 第3章 追加 土木コンクリート構造物の品質管理
追-4

4)新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)におけるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定については、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(H24.3)によること。

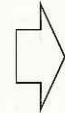
◆ 主な改正内容④【瀝青材の品質に関する条文を削除】

改定理由:安定材の規格(120~150、150~200、200~300)が全国版に追加されることとなったため、削除。

第2編 第2章 第3節 2-3-6 安定材 追加

現行の表2-15の舗装用石油アスファルトの規格に、種類として120~150、150~200、200~300の規格を追加する。

項目	種類		
	120~150	150~200	200~300
針入度(25℃)1/10mm	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下
軟化点℃	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0
伸度(15℃)cm	100以上	100以上	100以上
トルエン可溶分%	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点℃	240以上	210以上	210以上
薄膜加熱質量変化率%	-	-	-
薄膜加熱針入度残留率%	-	-	-
蒸発後の針入度比%	-	-	-
密度(15℃)g/ccm3	1.000以上	1.000以上	1.000以上



削除

◆ 主な改正内容⑤【アスファルト舗装工の品質に関する条文を削除】

改定理由:プラントの品質管理基準が全国版に追加されることとなったため、削除。

第3編 第2章 第6節 2-6-7 アスファルト舗装工 追-2

品質管理基準として、下記の項目を行うものとする。

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用
プラント	その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による	同左	耐水性の確認
		ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による	同左	耐流動性の確認
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による	同左	耐摩耗性の確認



削除

◆ 主な改正内容⑥【防護柵工の出来形確保対策について条文の変更】

改定理由: H22.3.31 技術調査課長
防護柵設置工の施工における出来形確保対策について

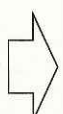
改定

H24.6.21 技術調査課長
防護柵設置工の施工における出来形確保対策について(主な改正点:測定対象が10%→20%等)

第10編 第2章 第8節 2-8-1 防護柵工 追加

- 1) 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 2) 防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議すること。
- 3) 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

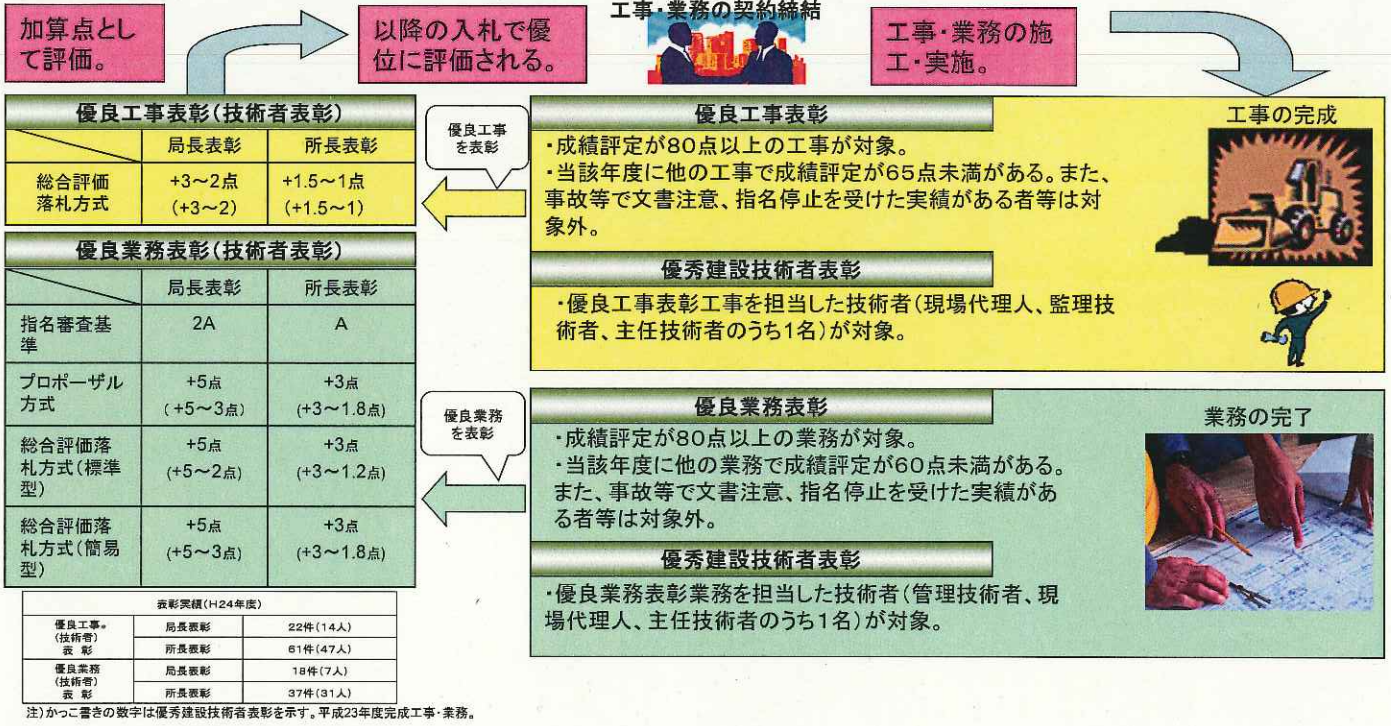
- ① 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」(以下「測定要領(案)」という。)の適用範囲外の場合
- ② 受注者が測定機器を調達できない場合
- ③ 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合
- ④ その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合



第10編 第2章 第8節 10-2-8-1 防護柵工 追加

- 1) 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
- 2) 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 3) 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」(以下「測定要領(案)」という。)により、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

- ① 防護柵が測定要領(案)の適用範囲外の場合
- ② 受注者が測定機器を調達できない場合
- ③ 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合
- ④ 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合
- ⑤ その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合



H25年度優良工事等表彰に関する改正内容

- 優良工事表彰の部門を変更
- ・河川、道路、構造物

・一般土木、プレストレスト・コンクリート、鋼橋、舗装

工事成績評価ランキング・工事成績優秀企業(ゴールドカード)制度

工事成績ランキング

◎工事成績ランキングの概要

工事成績評価の透明性確保と民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、下記の工種において過去2カ年度に完成した土木工事の工事成績評価の結果を基に、3件以上完成した企業の工事成績評価の平均点のランキングを平成18年度より公表

【対象工種】

<土木関係>

工事請負業者選定事務処理要領に規定された21工事種別のうち、下記の10工種が対象

- ①一般土木工事、②アスファルト舗装工事、③鋼橋上部工事、④セメント・コンクリート舗装工事、⑤プレストレストコンクリート工事、⑥法面処理工事、⑦河川しゅんせつ工事、⑧グラウト工事、⑨杭打工事、⑩維持修繕

<港湾空港関係>

契約業者取扱要領に規定された5工種全て

- ①空港等土木工事、②港湾土木工事、③港湾等しゅんせつ工事、④空港等舗装工事、⑤港湾等鋼構造物工事

【ランキングの公表】

平成24年度は、優良工事の表彰と合わせ、7月に公表。

工事成績優秀企業(ゴールドカード)制度

○工事成績優秀企業制度認定企業

中国地方整備局発注工事で過去2カ年度に完成した直轄土木工事の実績を3件以上有し、かつその対象工事の平均点が80点以上となる企業

- ただし以下に該当する場合は認定しない
- ①対象10工種の工事において65点未満となった場合
 - ②事故等による文書注意以上の措置を受けた場合
 - ③民事再生法の申請、企業関係者の逮捕等で無効にすべきと判断した場合

○対象工種は「工事成績ランキング」と同様

○インセンティブについて(認定期間:1ヶ年)

- ①中間技術検査の実施回数の減免(低入札は対象外)
- ②総合評価方式の評価基準としての活用(2年有効)
- ③企業の名刺や建設現場等へのロゴマークの使用

○認定対象企業の資格失効について

- ①対象10工種の工事において65点未満となった場合
- ②事故等による口頭注意以上の措置を受けた場合
- ③民事再生法の申請、企業関係者の逮捕等で無効にすべきと判断した場合

平成24年度

工事成績優秀企業制度(ゴールドカード制度)対象企業 ※H24.7.17:認定書授与

No.	業者名	本店所在地	平均点	対象件数	対象件数
1	(株)荒木組	岡山県岡山市	80	4	河川・道路
2	石山建設(株)	山口県山口市	80	4	河川・道路
3	五洋建設(株)	東京都文京区	80	11	港湾・空港
4	山陽建設(株)	広島県三原市	80	4	港湾・空港
5	(株)バコーポレーション	東京都中央区	80	3	河川・道路
6	(株)原工務所	島根県江津市	80	5	河川・道路
7	(株)武晃建設	鳥取県鳥取市	80	3	河川・道路
8	フジタ道路(株)	東京都中央区	80	5	河川・道路
9	八幡コーポレーション(株)	鳥取県鳥取市	80	6	河川・道路
10	やまこう建設(株)	鳥取県鳥取市	80	8	河川・道路

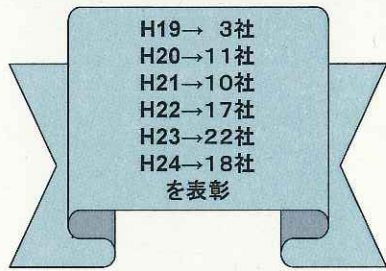


※掲載:五十音順

※平成23年度 対象企業数: 2社 平成22年度 対象企業数: 5社

◎背景

- ✓ 工事の専門分業化が進む中、工事の品質確保にあたって下請企業(専門工事業者)の果たす役割が拡大。
- ✓ 工事の品質確保並びに向上を図るため、下請企業の技術力等を評価し、優秀な下請企業(技術者)を表彰する制度とその活用について検討。



下請企業(専門工事業者)の評価について

(1) 下請負企業表彰制度の概要

- ①目的：優良な工事において、品質確保・向上に貢献した下請企業を表彰することにより、工事の品質確保並びに下請負企業の技術力向上を図る
- ②対象：優良な工事(優良工事表彰等)の対象工事の下請企業(下請会社及び当該工事の主任技術者を表彰)
- ③要件：a) 専門工事業を行う1次下請企業(ただし、1次下請企業がマネジメント主体の場合は2次下請企業)
b) 下請負工事金額2,500万円以上
c) 品質確保・向上等に貢献したと認められる下請企業
- ④欠格事項：・ふさわしくない行為等がある場合(指名停止や口頭注意以上の処分など)
・当該年度の他の元請工事が65点未満がある場合
- ⑤選定：監督職員や優良工事等(事務所長等表彰以上)の元請業者が推薦事務所において選定委員会を行い、事務所長が選定(結果を局長へ報告)
- ⑥審査：元下請負契約や施工体制が適正であること(施工体制台帳、主任技術者の雇用状況等を審査)

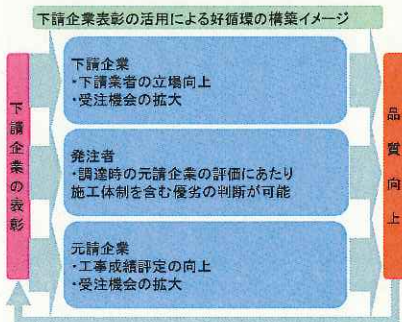
(2) 下請企業表彰実績の活用について(2年間有効)

総合評価落札方式における下請企業の表彰実績の活用方針は下記のとおり。

- ① 表彰を受けた下請企業を活用する元請企業への活用
表彰を受けた下請企業を元請企業が活用する場合に元請業者を加点。
 - ② 下請企業表彰を受けた企業が元請となった場合の活用
下請企業表彰を受けた企業が元請企業として入札参加する場合に加点。
- (3) 下請企業表彰の対象企業に競争参加機会を付与(H22年度新規)
下請企業表彰された工事の実績を同種の実績として競争参加資格を認める。

(4) 実施時期について

- ①実施時期 平成19年度(平成18年度完成工事)から実施
- ②表彰日時 優良工事等の事務所長表彰に併せ実施



優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)

◎背景

- ・建設産業・・・①住宅・社会資本整備の担い手として、重要な役割を果たす我が国の基幹産業。
- ②建設産業が活力と魅力あふれる産業として発展するためには、優秀な人材の確保・育成が必要不可欠。

建設マスターの証し(バッジ)



◎顕彰の主旨と目的

- ・現場の第一線で「ものづくり」に直接従事している方の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている建設技能者の方を対象に、**建設マスター**として毎年顕彰。(平成4年度創設、約7,300人が顕彰)
- ・業界団体・都道府県及び地方整備局から推薦し、国土交通大臣により実施。
- ・「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲の増進、建設技能者の社会的評価の向上を図る。

◎建設マスターとは・・・

建設産業に従事している現役の技能者の中で、第一線の現場作業に従事し、卓越した技能・技術を有している「ものづくりの名人」。

【建設マスターの顕彰基準】

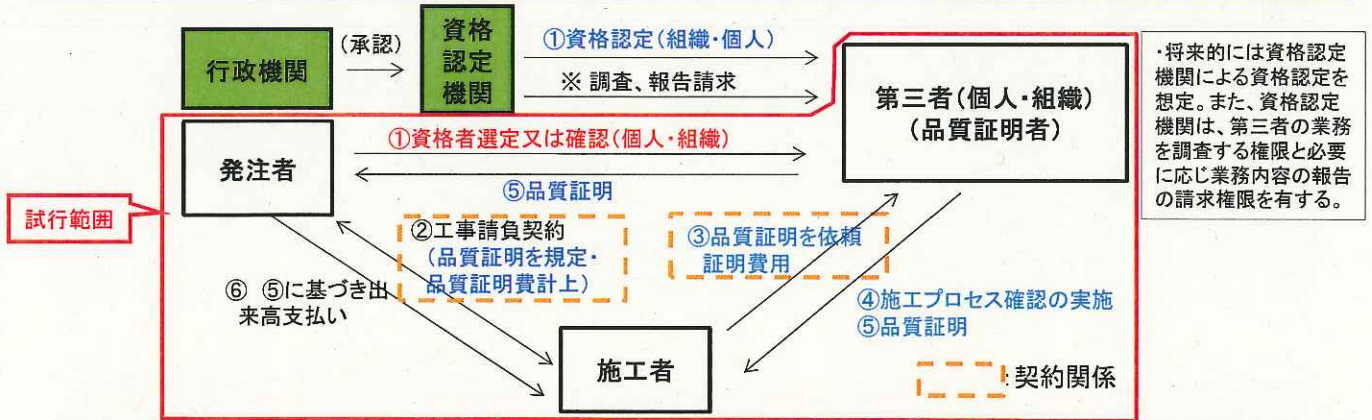
工事施工に直接従事している個人で、現役として活躍している建設技能者のうち下記の条件を全て満たしている方。

- [1] 技能・技術が優秀であること
- [2] 工事施工の合理化等に貢献していること
- [3] 後進の指導育成に努めていること
- [4] 安全・衛生の向上に貢献していること
- [5] 他の建設現場従業者の模範となっていること



- 建設業において、現場施工を担う技能労働者の果たす役割は大きく、優れた技能・技術を有する技能労働者を評価し、活用を図っていくことが重要。
- 受賞者を検索できるデータベースを整備して、広く一般に情報提供することで、その評価・活用の促進を図る。

○「工事における品質確保体制の強化」と「出来高に応じた円滑な支払いの促進」を目的として第三者による品質証明を試行。中国地整においては、平成25年度より実施予定。



【試行内容】

- 試行では、第三者(品質証明者)として、一定の資格(技術士・一級土木等の資格+技術者経験20年など)を有する者とする(①発注者があらかじめリストアップした者から施工者が選定 ②施工者が選定した者を発注者が確認)
※中国地整では、施工者が選定した者を発注者が確認
- 工事の請負契約時に、品質証明を規定するとともに証明費用を計上する
- 施工者から第三者に品質証明を依頼し、費用を支払う
- 品質証明者は、品質証明チェックシートに基づき施工プロセスの確認を実施する
- 品質証明者は、施工者及び発注者に品質証明を行う
- 発注者は、監督、検査に⑤の証明を活用し、業務の効率化と出来高部分払いの推進を図る

「施工者と契約した第三者による品質証明」の業務内容

○第三者(品質証明者)は、受・発注者が行っていた下記業務を代行する。

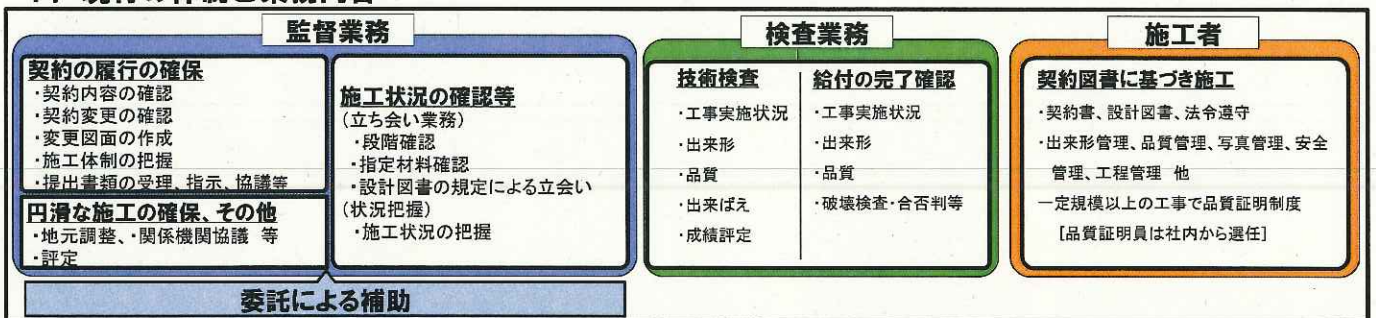
【発注者】

- 施工状況の確認等(立ち会い業務:段階確認、指定材料確認、設計図書の規定による立会い)
- 給付の完了確認(工事実施状況、出来形、品質)

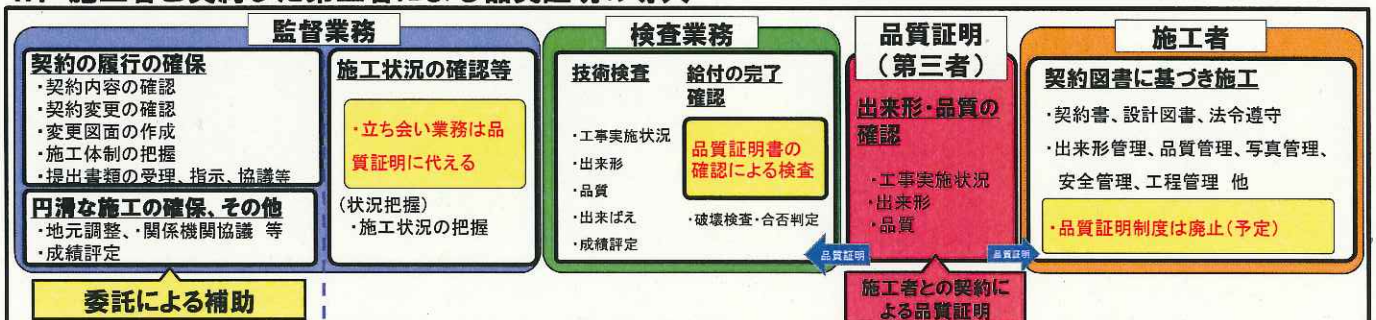
【受注者】

- 品質証明(施工者による)

I. 現行の体制と業務内容



II. 施工者と契約した第三者による品質証明の導入





入札契約制度の概要

沿革

関連事項

昭和34年1月	設計・施工分離の原則 ・「土木事業に係る設計業務等を委託する場合の契約方式等について」 建設事務次官通達
平成6年6月	プロポーザル方式での手続き開始
平成6年6月	公募型の手続き開始 (適用:競争入札・プロポーザル方式)
平成8年9月	簡易公募型の手続き開始 (適用:競争入札・プロポーザル方式)
平成10年12月	設計共同体での手続き開始 (適用:公募型・簡易公募型プロポーザル方式)
平成17年4月	公共工事の品質確保の促進に関する法律「品確法」施行 ・H17.8「基本方針」閣議決定 ＜調査及び設計の品質確保に関する事項＞記載
平成18年9月	参加の有無を確認する公募手続き「唯一性の確認」開始
平成20年9月	建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(暫定版)
平成20年11月	公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン(通知)
平成21年4月	建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(最終版)
平成23年6月	建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(改定版)

◆資格関係

[企業登録]

- ・S36.11 測量業者登録
- ・S39.4 建設コンサルタント登録
- ・S52.10 地質調査業者登録
- ・S59.9 補償コンサルタント登録

[技術者資格]

- ・S24 測量士、測量士補
- ・S51 地質調査技士
- ・S58.4 技術士
- ・H3.4 RCCM
- ・H18.7 公共工事発注者支援機関認定制度(中国地整)
- ・ " 公共工事発注者支援業務技術者認定制度(中国地整)
- ・H21.7 公共工事品質確保技術者資格制度(全国統一資格)

◆試行

[工事]

- ・H9 設計施工一括方式試行

[業務]

- ・H19 総合評価落札方式試行

入札契約の推移

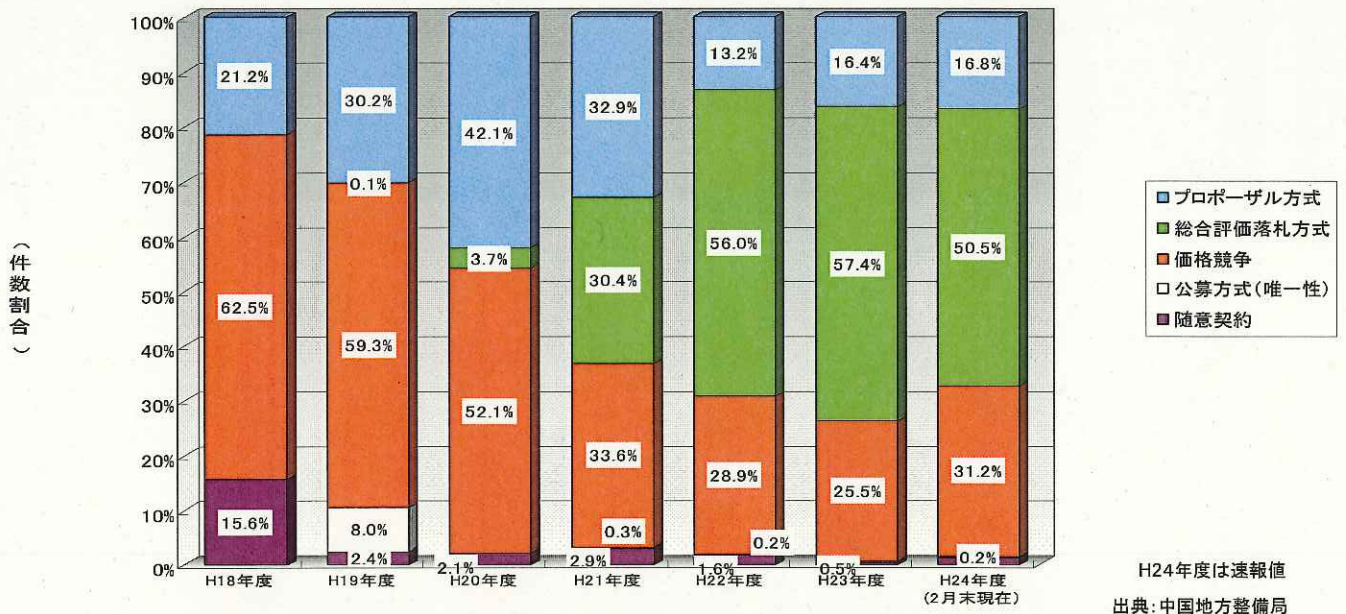
入札・契約方式別契約件数の推移〈中国地整〉

◇建設コンサルタント業務等の入札・契約方式については、平成17年度からの「随意契約の点検・見直し」により、競争性のある契約方式に移行している。

◇平成19年度からは、総合評価落札方式を導入しており、同方式による割合が増加傾向となっている。

◇平成24年度(2月末時点)は、プロポーザル又は総合評価による技術評価を行う方式が約7割を占めている。

入札方式別契約件数割合

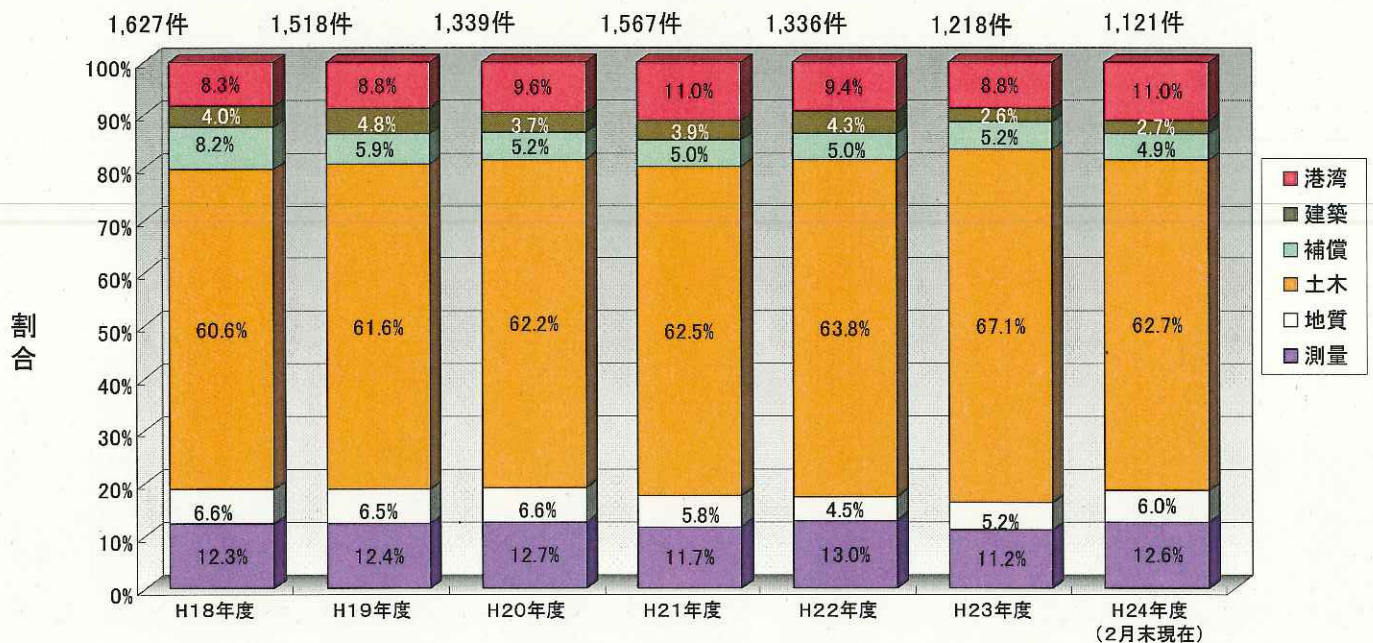


業種別契約件数の推移〈中国地整〉

◇建設コンサルタント業務等の業種別の契約件数割合は下記のとおりであり、平成17年度から平成24年度まで各業種ともほぼ横ばいとなっている。

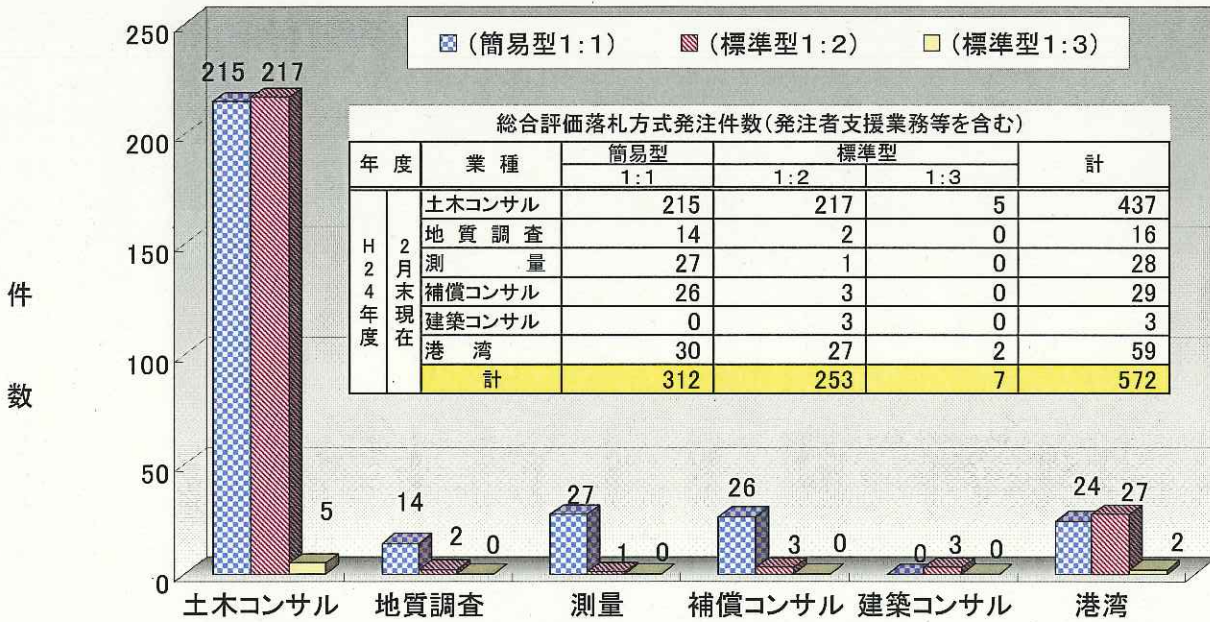
◇平成24年度は2月末段階で、土木(約63%)、測量(約13%)、地質(約6%)、補償(約5%)、建築(約3%)、港湾(約11%)となっている。

業種別契約件数割合



総合評価落札方式の契約状況<中国地整>

◇総合評価落札方式による発注は、H19年度から試行を行い、H24年度の発注件数は572件(2月末現在)となっている。
 [配点比率別] 簡易型(1:1)→312件、標準型(1:2)→253件、標準型(1:3)→7件

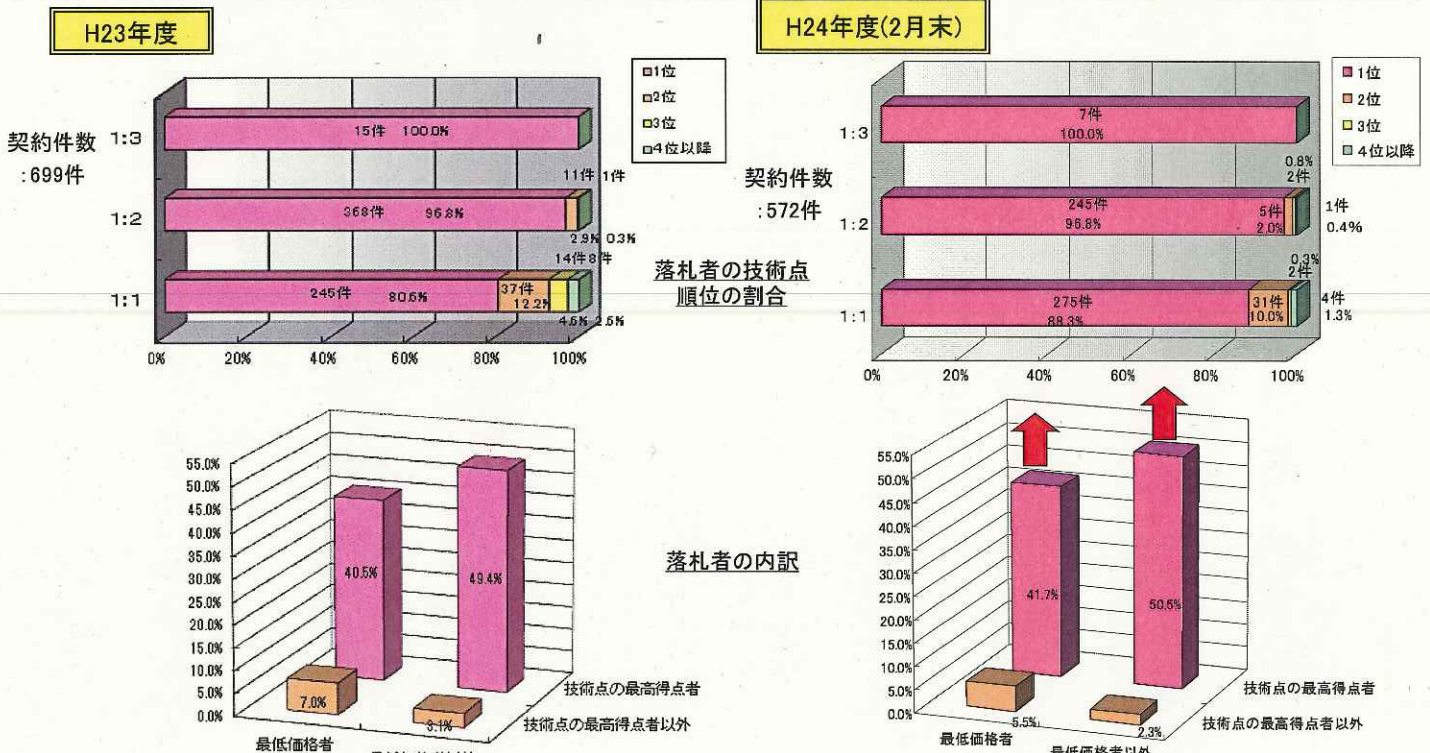


業種別配点比率別契約件数(H24)

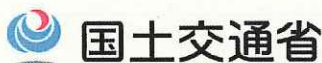
H24年度は速報値
 出典:中国地方整備局

総合評価落札方式の契約状況<中国地整>

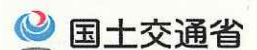
◇技術点1位の者が落札している件数はH23年度628件(89.8%)、H24年度517件(92.3%)を占めており技術点による競争となっている。
 H23 (1:1→245件(80.6%) 1:2→368件(96.8%) 1:3→15件(100.0%) H24 (1:1→273件(88.3%) 1:2→245件(96.8%) 1:3→7件(100.0%)
 ◇平成24年度(2月末現在)は、平成23年度に比べ、技術点の最高得点者が受注するケースが増加している。



平成25年度の入札契約手続き



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成25年度 業務 入札・契約手続きについて

平成25年度 業務・入札契約手続きの基本方針

建設コンサルタント業務等を、プロポーザル方式及び総合評価落札方式により発注する場合の基本的な考え方を示した『建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン』(H23.6.30付調査設計等分野における品質確保に関する懇談会)に基づき、中国地方整備局における手続きの具体的な運用を定め実施しているところである。

平成25年度の基本方針は、平成24年度の入札契約状況を踏まえ、基本的にはそれを継承するものであるが、より適正な手続きの実施が行われるよう見直しが必要な項目について下記に示す改善を行うとともに、建設業界における深刻な課題である「**若手技術者の育成**」に少しでも繋がるよう、**予定管理技術者評価の緩和**を試行的に実施する。

1. 予定管理技術者評価の緩和(若手技術者の育成)

入札契約における技術評価が実績重視であることで、どうしても持ち点の高い特定の技術者を予定管理技術者として申請することになり、優秀な若手技術者を管理技術者として登用しづらい、高齢化が進み若い人材の確保が困難、或いは、技術(経験)の継承が困難といった問題に繋がっている。そのため、品質確保が比較的容易な簡易な業務においては、管理技術者経験者しか持ち得ない『技術者表彰』の評価を取り払い、『手持ち業務量』の低い者を優位に評価することで環境を整備を行う。

【対象業務】:簡易公募型価格競争

(1)『優良技術者表彰』を評価項目として設定しない

(2)『手持ち業務量』を、①0件、②1~2件、③3件以上 の順で評価する

2. 適正な入札・契約の実施に向けた取り組み

1) 技術評価点の公表

- ① 入札参加者のうち「**予定価格超過**」や「**無効**」の者の**技術評価点を仮点として公表**し、評価過程の透明性向上を図る。
- ② プロポーザル方式では特定後、総合評価落札方式においては**契約後速やかに、評価項目毎の技術評価点を公表**し、評価過程の透明性向上を図る。

2) 総合評価落札方式の履行確実性評価の効率化

総合評価落札方式における「**調査基準価格以上の者**」に対する**電話等によるヒアリングは必要に応じ実施**するものとし、評価の効率化を図る。

3) 入札契約手続き日数の適正化

入札契約手続きにおいて **質問期間／回答期限／回答から入札期限迄の期間** などの必要な期間設定がより適正に行えるよう、手続きの手順を詳細に計画し、適正な期間確保を徹底する。

4) 業種区分の明確化(港湾空港関係業務の取扱い)

入札契約における実績等の評価は、当該業務の品質確保に直接繋がるよう『**同じ業種区分**』を評価対象としているが、入札説明書等での業種区分の表現がわかりづらいため、**評価対象とする業種区分の明確な表示を行う**。それに伴い、評価項目等における「**港湾空港関係を除く**」という表現は用いない。

【業種区分(7種)】: 土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、測量、地質調査、建設コンサルタント等(港湾空港関係)、測量・調査(港湾空港関係)

予定管理技術者評価の緩和【若手技術者の育成】(1)

建設業界における離職者の増加、新卒者・若手技術者の減少等により、技術の継承が困難となり、業界の疲弊が進んでいる
 ・実績重視となっており、優秀な若手技術者が管理技術者として登用しづらい
 ・表彰等実績に係る点数を持っているベテラン技術者が有利となるなかで高齢化が進み、技術(経験)の継承が困難



品質確保が容易な簡易な業務において、優秀な若手技術者等を管理技術者に登用しやすい環境整備を試行的に導入

【1】技術者表彰の評価の取り扱い

◇ 管理技術者を経験した者のみが保有する技術者表彰を評価項目として設定しない。【選択項目】

現行の管理技術者評価項目

- ・保有資格 … 技術力の担保として必要
- ・同種・類似実績 … 担当技術者としての従事実績も管理技術者と同評価としている
- ・過去の業務成績 … 担当技術者としての従事実績も管理技術者と同評価としている
- ・**技術者表彰 … 管理技術者経験者のみ受賞実績あり ⇒ 技術点確保のため表彰実績のある技術者に集中 ←見直し**

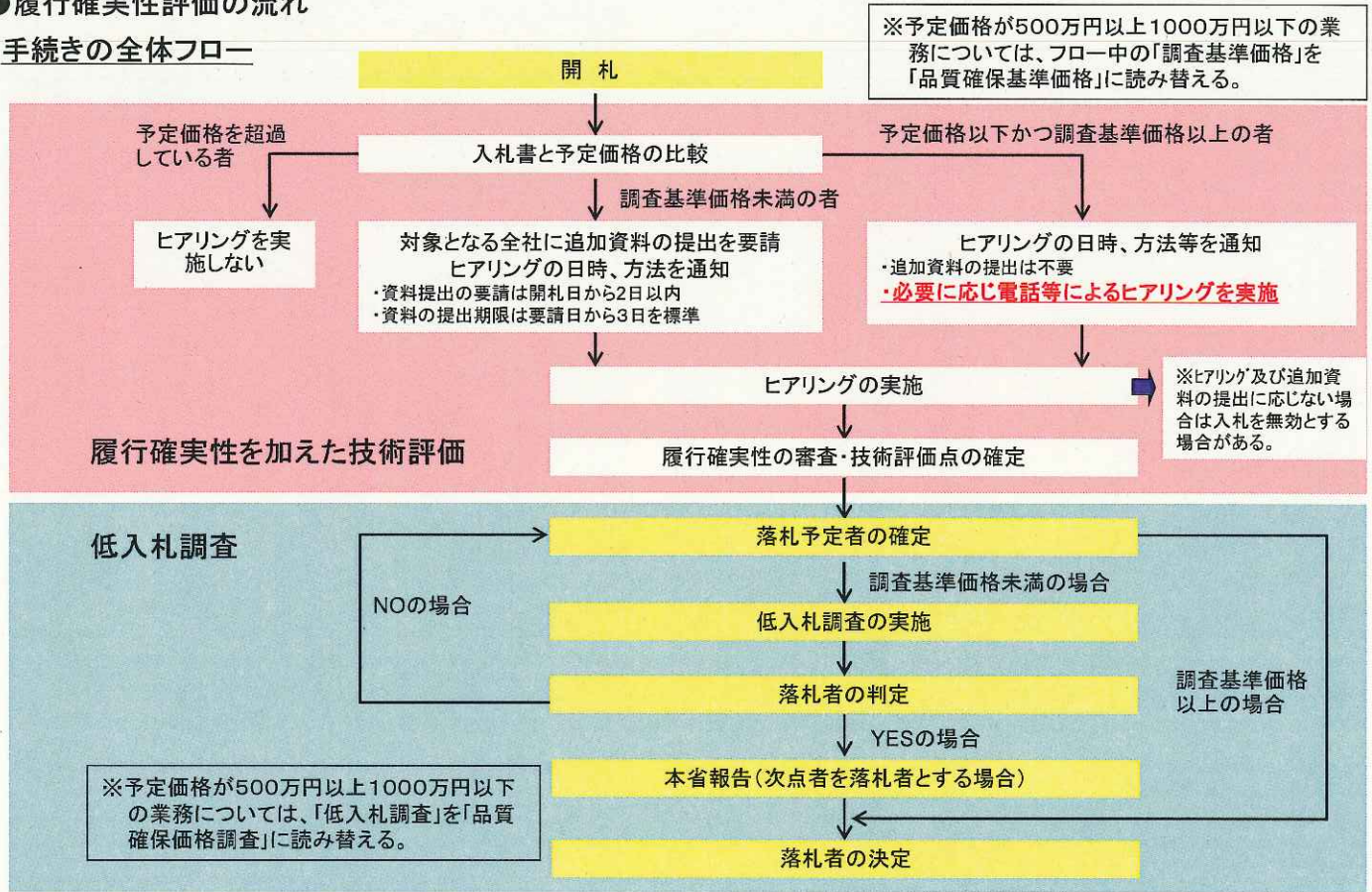
【2】手持ち業務量を評価項目に追加

◇ 持ち点の高い特定の管理技術者に集中した申請がされやすいため、「手持ち業務量」のうち**中国地方整備局発注業務の手持ち業務件数の少ない技術者を優位に評価する**【選択項目】

- ① 手持ち業務量が0件 … 5点
- ② 手持ち業務量が1～2件 … 3点
- ③ 手持ち業務量が3件以上 … 0点

● 履行確実性評価の流れ

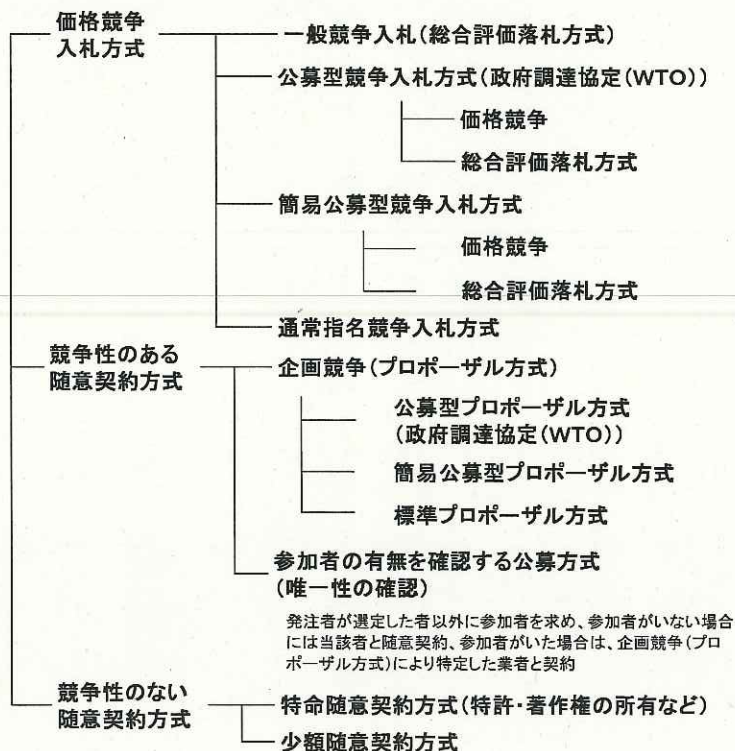
手続きの全体フロー



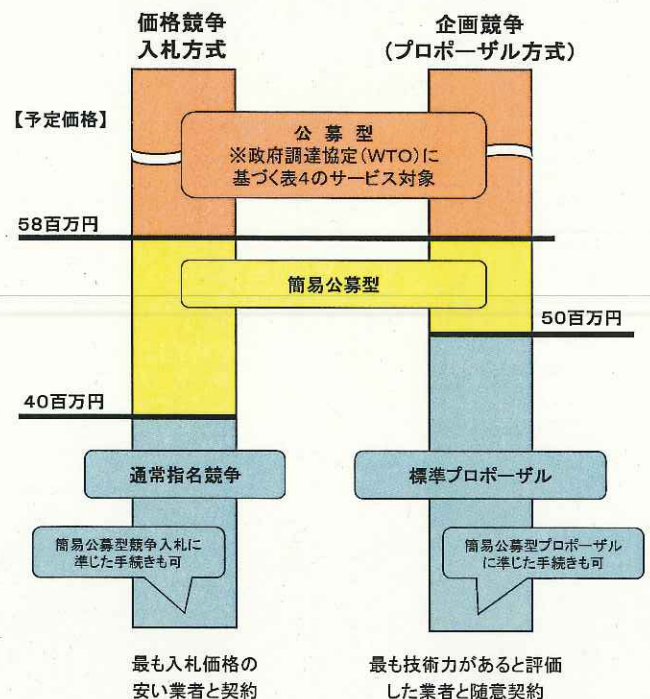
業務の入札・契約方式

業務の入札・契約方式

◆ 業務の入札方式は、以下のとおりである。

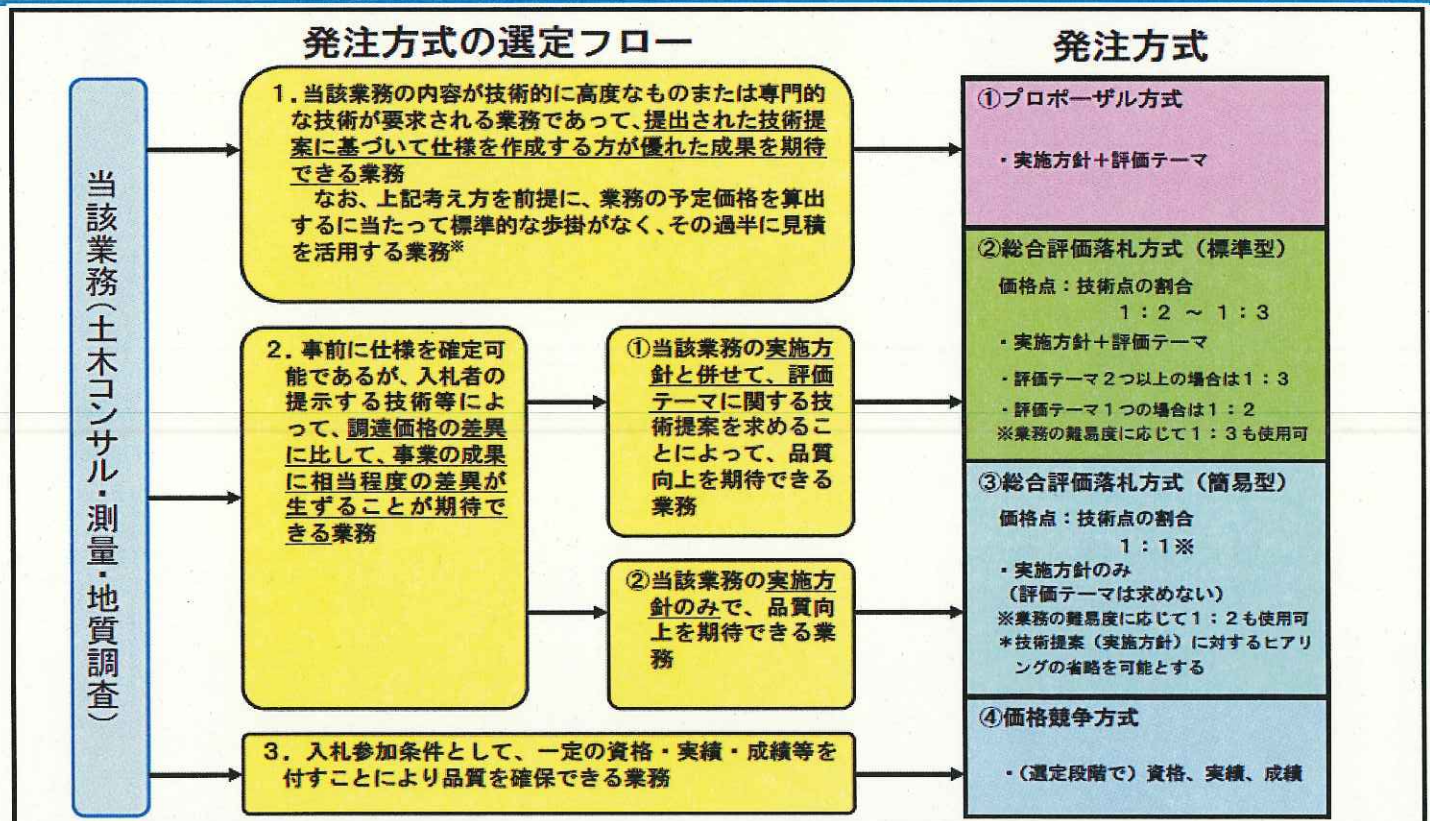


価格別入札・契約方式



方 式		内 容	
価格競争	一般競争	総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	競争参加資格確認申請書提出者のうち参加資格を有している全ての企業から価格以外の要素(品質)について技術提案の提出をもとめ、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約する方式。 【適用範囲:発注者支援業務等において試行】
	公募型競争入札	価格競争方式	指名業者の選定に当たり、業務の実施に係る技術適正を把握するための参加表明書の提出(企業の実績・管理技術者の実績)を建設コンサルタント等から公募(官報へ公示)により求め、原則10者を指名競争する手続き方式。 【適用範囲:WTO調達業務において予定価格が5,800万円以上】
		総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(業務取組方針・技術者資格・業務執行技術力等)を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約締結する方式。 (※具体的な取り組み方法を求めるテーマを明示し、その提案を求める[標準型]とテーマまで求めない[簡易型]がある) (※技術点と価格点の比率 : 3:1~1:1)
	簡易公募型競争入札	価格競争方式	公募型競争入札方式の対象業務よりも発注規模が小さな業務について、簡易な公募手続により参加表明書の提出(企業実績・管理技術者の実績)を建設コンサルタント等から幅広く求め原則10者を指名する手続き方式。 【適用範囲:原則として予定価格が4,000万円以上~5,800万円未満】
		総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(業務取組方針・技術者資格・業務執行技術力等)を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約締結する方式。 (※具体的な取り組み方法を求めるテーマを明示し、その提案を求める[標準型]とテーマまで求めない[簡易型]がある) (※技術点と価格点の比率 : 3:1~1:1)
	通常指名方式		予め、企業の実績・過去の成績等で10者を指名する手続き方式。
企画競争	公募型プロポーザル	総合評価型	業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、業務の実施に係る技術適正を把握するための参加表明書の提出(企業の実績・管理技術者の実績・業務体制)を建設コンサルタント等から公募(官報へ公示)により求め、原則3~5者程度選定し、更に技術提案書を求め、最も優れている1者と随意契約を締結する手続き方式。 【適用範囲:WTO調達業務において予定価格が5,800万円以上】
		総合評価型	技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価することにより、建設コンサルタント等を特定する方式。 (※具体的な取り組み方法を求めるテーマを明示し、その提案を求める。)
	簡易公募型プロポーザル	総合評価型	公募型プロポーザル方式の対象業務よりも発注規模が小さな業務について、簡易な公募手続により、技術提案書の提出を希望する者から参加表明書の提出(企業実績・管理技術者の実績・業務実施体制)を求め、原則としてそのうち3~5者程度を選定し、更に技術提案書の提出を求め、最も優れている1者と随意契約を締結する手続き方式。 【適用範囲:原則として予定価格が5,000万円以上~5,800万円未満(WTO調達業務の場合)】
		総合評価型	公募型プロポーザル方式に同じ。
標準プロポーザル	総合評価型	予め、企業の実績・過去の成績等で5者を選定し、技術提案書の提出を求め、最も優れている1者と随意契約を締結する手続き方式。 公募型プロポーザル方式に同じ。	

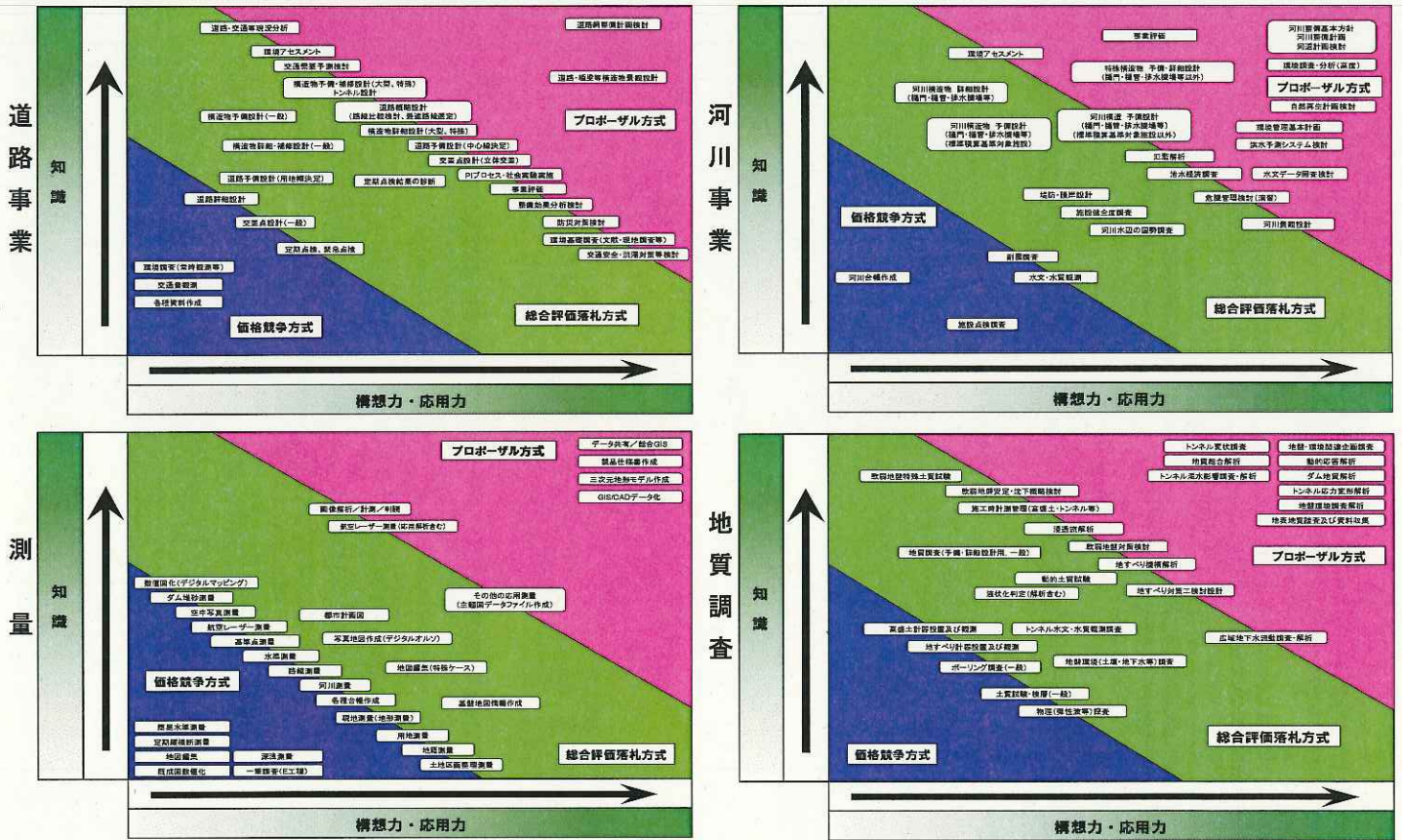
発注方式の選定フロー



* 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

標準的な業務内容に応じた発注方式（案）

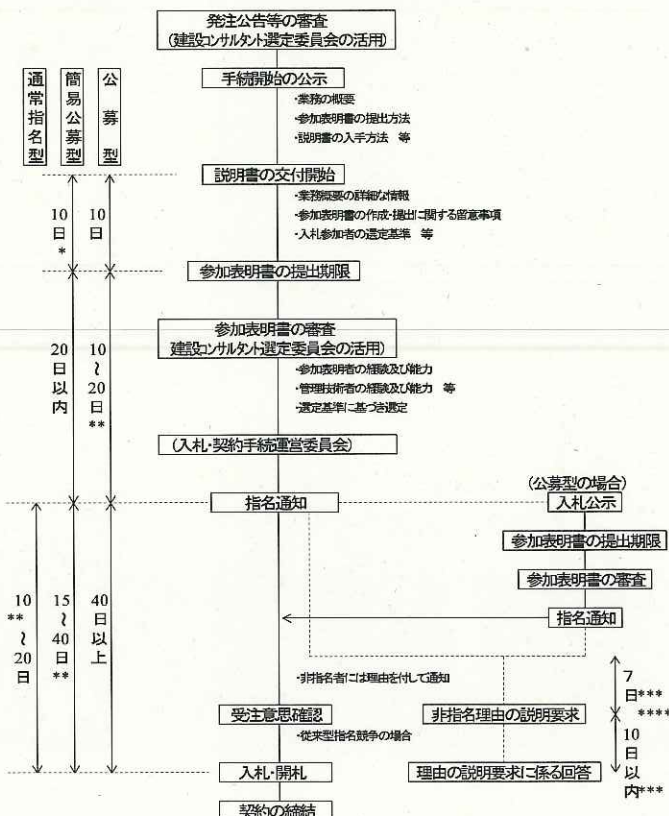
標準的な業務内容に応じた発注方式（例）



価格競争入札方式の手続きフロー（案）

手続きフローは下記のとおりであり、手続き期間は概ね以下のとおりである。

- ◆【通常指名型：10日～20日】 ◆【簡易公募型：45日～70日】 ◆【公募型：60日～70日】



【入札方式毎の提出書類】

提出書類	通常指名競争	簡易公募型	公募型
参加表明書	-	○	○

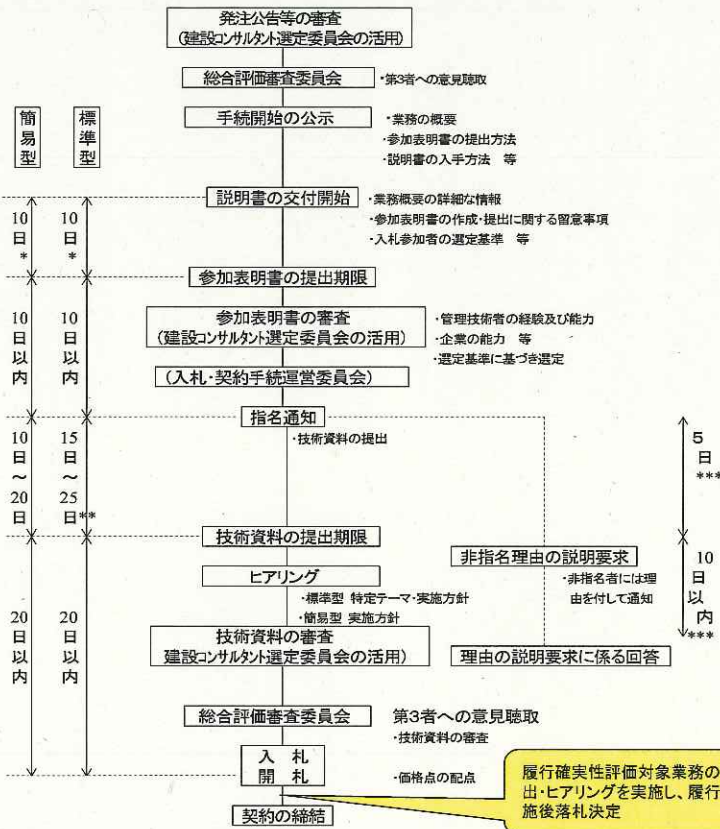
【簡易公募型・公募型の留意事項】

- ◆公示: 掲示、HP掲載
 - ・公募型は官報へ掲載
 - ・簡易公募型は日刊業界紙掲載
- ◆説明書の交付: HP掲載又は電子入札システム
- ◆簡易公募型・公募型は「参加表明書」を審査し、原則10者指名
- ◆原則、「技術提案書の内容」「予定技術者」は変更できない。

総合評価落札方式の手続フロー（案）

手続きフローは下記のとおりであり、手続き期間は概ね以下のとおりである。

◆[簡易型：50日～60日] ◆[標準型：55日～65日]



[入札方式毎の提出書類]

提出書類	簡易型	標準型
参加表明書	○	○
技術提案書	実施方針	○
	評価テーマ	○

[留意事項]

- ◆ 公示：掲示、HP掲載
 - ・公募型は官報へ掲載
 - ・簡易公募型は日刊業界紙掲載
- ◆ 説明書の交付：HP又は電子入札システム
- ◆ 「参加表明書」を審査し、原則10者指名
- ◆ ヒアリング：配置予定管理技術者
 - 簡易型(1:1)による業務で、業務内容がマニュアル通りである業務や現場条件が特殊でない、実施上の課題がない等の業務の場合、省略できる。
- ◆ 総合評価の方法は加算方式とし、技術点と価格点を加算した総合評価点が最も高いものを落札者とする。
 総合評価点=技術点+価格点(1-入札価格/予定価格)
- ◆ 原則、「技術提案書の内容」、「予定技術者」は変更できない。

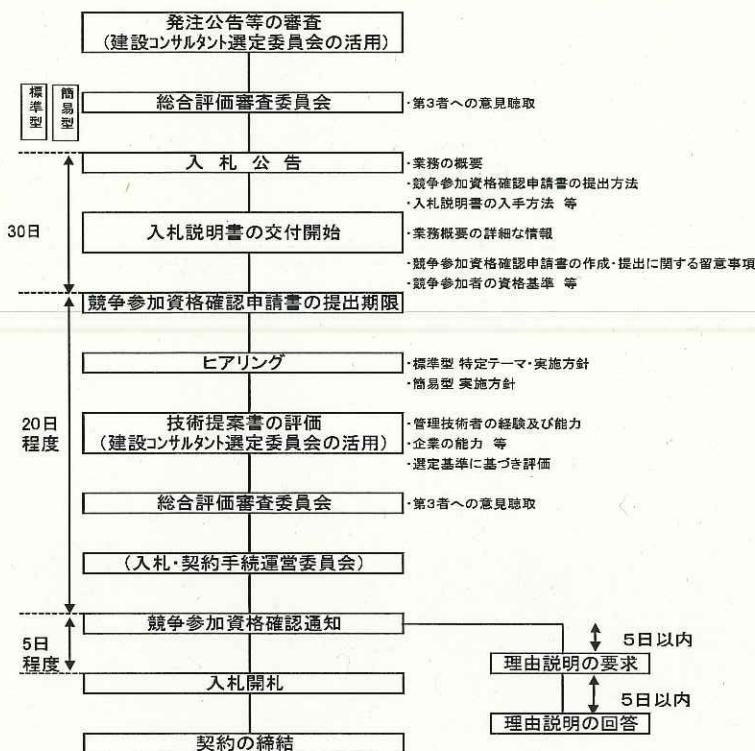
出典：中国地方整備局

一般競争入札評価落札方式の手続フロー（案）

手続きフローは下記のとおりであり、手続き期間は概ね以下のとおりである。

◆[標準型・簡易型：73日程度]

※ 適用範囲 発注者支援業務等において試行



[入札方式毎の提出書類]

提出書類	簡易型	標準型
参加表明書	○	○
技術提案書	実施方針	○
	評価テーマ	○

[留意事項]

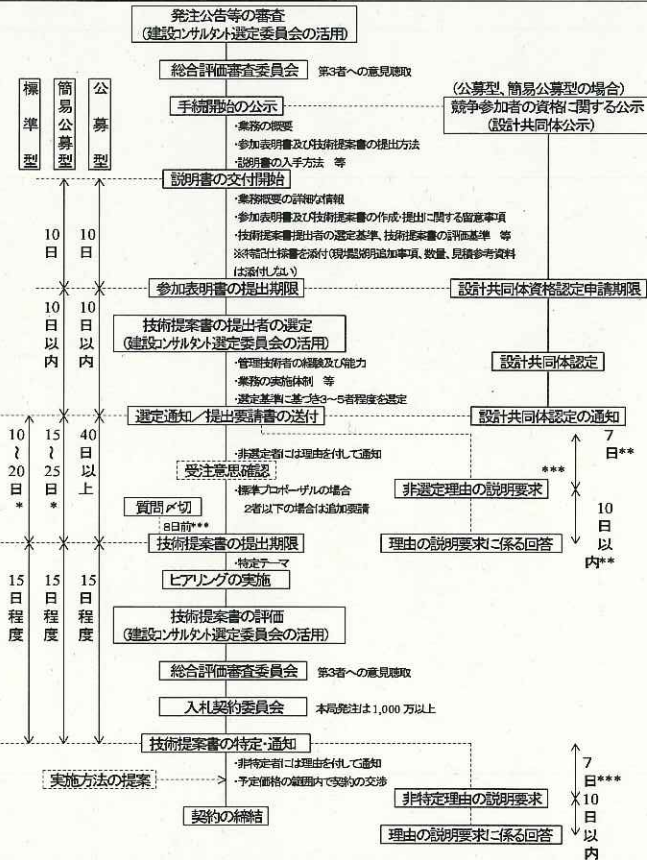
- ◆ 公告：掲示、HP掲載。
- ◆ 入札説明書の交付：HP又は電子入札システム
- ◆ 「競争参加資格確認申請書」を審査し、原則、有資格者の全てを選定。
- ◆ ヒアリング：配置予定管理技術者
 - 簡易型(1:1)による業務で、業務内容がマニュアル通りである業務や現場条件が特殊でない、実施上の課題がない等の業務の場合、省略できる。
- ◆ 総合評価の方法は加算方式とし、技術点と価格点を加算した総合評価点が最も高いものを落札者とする。
 総合評価点=技術点+価格点(1-入札価格/予定価格)
- ◆ 原則、「技術提案書の内容」、「予定技術者」は変更できない。

出典：中国地方整備局

プロポーザル方式の手続フロー（案）

手続きフローは下記のとおりであり、手続き期間は概ね以下のとおりである。

◆[標準型：25日～35日] ◆[簡易公募型：50日～60日] ◆[公募型：75日]



【入札方式毎の提出書類】

提出書類	標準プロポーザル	簡易公募型プロポーザル	公募型プロポーザル
参加表明書	—	○	○
技術提案書	○	○	○

【留意事項】

- ◆公示：掲示、HP掲載。
・公募型は官報へ掲載
・簡易公募型は日刊業界紙掲載
- ◆説明書の交付：HP又は電子入札システム
- ◆「参加表明書」を審査し、「技術提案書」の提出要請者を3～5者（原則5者）選定（選定通知）
- ◆「技術提案書」の提出者数
・[標準プロポーザル] は2者以下は追加要請。
・[(簡易)公募型プロポーザル] はこの限りでない。
- ◆ヒアリング：配置予定管理技術者
- ◆「技術提案書」、「ヒアリング」、「参考見積」を総合的に審査し、1者特定（特定通知・非特定通知）
- ◆原則、「技術提案書の内容」、「予定技術者」は変更できない。

出典：中国地方整備局

評価項目及びウェイト（選定段階の評価）

- ◇評価項目 ①標準評価項目：参加表明者の評価にあたり標準とする項目
- ②追加評価項目：業務内容に応じて追加する項目
- ◇評価基準 ①各評価項目：3～5段階程度で評価する
- ②同評価の場合：5者を超えて選定（又は10者を超えて指名）する
- ◇技術提案書の提出要請 ①選定数：プロポーザルでは5者を選定、総合評価では10者を指名し、提出要請を行う

	評価項目	プロポーザル方式			総合評価落札方式			
		適用	ウェイト	標準配点	適用	ウェイト	標準配点	
選定段階	参加表明企業の経験及び能力	技術登録部門	◎	5	◎	5		
		成果の確実性	◎	10	◎	10		
		管理技術力	○	—	○	—		
		地域貢献度	○	—	○	—		
		経営力	○	—	○	—		
		成果の確実性	◎	30	◎	30		
		事故及び不誠実な行為	◎	5	◎	5		
	小計		◎	50%	50	◎	50%	50
	予定管理技術者の経験及び能力	技術者資格等	◎	5	◎	5		
		業務執行技術力	◎	15%	10	◎	15%	10
地域精通度		○	—	○	—			
業務執行技術力		◎	35%	30	◎	35%	30	
当該部門の従事期間		○	—	○	—			
小計		◎	50%	50	◎	50%	50	
合計		◎	100%	100	◎	100%	100	

- ※1 国土交通省に加え、内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の成績についても評価する。
- ※2 全国の地整等に共通する業務を発注する場合はプロポーザル方式により他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務を発注する場合、全国の地整等の表彰経験（業務及び技術者）を評価の対象とする。
- ※3 同じ業種区分の局長表彰、事務所長表彰を評価する。
- ※4 業務内容に応じて、「コンクリート診断士」「土木構造診断士」を設定する（いずれもRCCM相当として評価）。
- ※5 マネジメント実務経験として、「類似業務に関わる業務の成果を総括的にマネジメントした経験」を評価する。

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

評価項目及びウェイト（特定（入札）段階の評価）

- ◇評価項目 ① 標準評価項目：参加表明者の評価にあたり標準とする項目
- ② 追加評価項目：業務内容に応じて追加する項目
- ◇評価基準 ① 各評価項目：3～5段階程度で評価する

評価項目	プロポーザル方式				総合評価落札方式					
	適用		総合評価型		標準型		簡易型		1:1	
	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点
予定管理技術者の経験及び能力(注) 資格・実績等 技術者資格 技術者資格等、その専門分野の内容※4 業務実績 過去10年間の同種又は類似業務の実績※5 地域精通度 過去10年間の当該事務所又は周辺での業務実績 CPD 取得単位	◎	3	◎	2	2	7	2	4	25%	4
	◎	7	◎	4	7	7	7	11	25%	11
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
成績・表彰 過去4年間の同じ業種区分の業務実績※1 過去4年間の全業務の業務表彰の有無※2※3 業務執行技術力 当該部門の従事期間	◎	12	◎	7	9	12	12	12	15%	12
	◎	3	◎	2	2	3	3	3	25%	3
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
小計		25%	25		25%	15	33%	20	50%	30
実施方針 業務理解度 目的、条件、内容の理解度 実施手順 実施フローの妥当性 工程計画の妥当性 その他 有益な代替案、重要事項の指摘 業務の円滑な実施に関する提案	◎	10	◎	6	7	12	12	12	25%	12
	◎	5	◎	3	4	6	6	6	25%	6
	◎	5	◎	3	4	6	6	6	25%	6
	◎	5	◎	3	3	3	3	3	25%	3
小計		25%	25		25%	15	30%	18	50%	30
評価テーマ テーマ間の整合性(2テーマ以上ある場合) 的確性 与条件との整合性 必要なキーワードの網羅 事業の重要度を考慮 事業の難易度を考慮 実現性 説得力 提案内容の裏付け 利用予定資料の適切性 事業費の適切性 独創性 工学的知見に基づく提案 高度な検討・解析手法の提案 既存技術を統合化する提案 新工法の提案	◎	2	◎	2	6	6	6	6	50%	6
	◎	12	◎	7	7	6	6	6	50%	6
	◎	12	◎	7	7	6	6	6	50%	6
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	小計		50%	50		50%	30	37%	22	100%
合計		100%	100		100%	60	100%	60	100%	60

(注) 業務内容に応じて、担当技術者、照査技術者の評価を追加できる。
 ※1 国土交通省に加え、内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の成績についても評価する。
 ※2 全国の地整等に共通する業務を発注する場合又はプロポーザル方式により他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務を発注する場合、全国の地整等の表彰経験（業務及び技術者）を評価の対象とする。
 ※3 同じ業種区分の局長表彰、事務所長表彰を評価する。
 ※4 業務内容に応じて、「コンクリート診断士」「土木鋼構造診断士」を設定する（いずれもRCCM相当として評価）。
 ※5 マネジメント業務経験として、「類似業務に関わる業務の成果を総合的にマネジメントした経験」を評価する。

入札契約の対応方針

(1) 公平な技術力の評価を行うための評価方法

① 技術者資格の評価

- 「技術士」、「RCCM」等に加え、「コンクリート診断士」、「土木鋼構造診断士」を、業務に応じて設定する。
 なお、いずれもRCCMと同等の評価とする。
- 「土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)」については、RCCMと同等の評価とする。

② 表彰経験の評価方法

- 表彰対象年数は、企業評価：2年、技術者評価：4年 とする。
 - 業務に必要な技術力を適正に評価するため、同じ業種区分での局長表彰、事務所長表彰を評価する。
 - 地域によらない公平な評価を行うため、プロポーザル方式で発注される業務のうち、他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務(※)については、他地方整備局等の表彰経験も中国地方整備局の表彰経験と同等に評価の対象とする。なお、各地方整備局等に共通する業務を中国地方整備局が代表して発注する場合について、同様の運用とする。
- ※運用ガイドラインに規定する「標準的な業務内容」に該当する業務とする。

③ 業務成績の評価

- 地域によらない公平な評価を行うため、国土交通省発注業務に加え、内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の成績についても評価する。
- 評価対象年数は、企業評価：2年、技術者評価：4年 とする。
- 一般競争入札参加資格の「同じ業種区分」(又はテクリスの部門)を評価対象とする。
- より公平な技術力の評価を行うため、細やかな評価段階とする。

④ マネジメント実務経験の評価対象

- 技術者の技術力を適正に評価するため、マネジメント実務経験として、「同種業務をマネジメントした経験」に追加して、「類似業務をマネジメントした経験」を評価する(ただし、加点には差を付ける)。
- ただし、配置予定技術者の資格要件としては認めない。

⑤ ヒアリングの評価方法

- ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を「実施方針等」及び「特定(評価)テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。(技術提案書の書面に含めて評価)
- ※設計共同体に対するヒアリングを実施するにあたっては、必要に応じて予定管理技術者に加え設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者(分担業務の責任者)もあわせてヒアリングを行うこととする。

(2) 競争性向上のための運用

⑥ 選定(又は指名)時の同評価の者が複数存在する場合の運用

- プロポーザル方式の選定時(又は総合評価落札方式の指名時)において、選定(又は指名)の対象となる最下位順位の者が同評価の者が複数存在する場合には、5者を超えて選定(又は10者を超えて指名)する。

企業、技術者の成績の評価方法

継続 H23.4~

◇より公平な技術力の評価を行うため、業務成績に関する評価について、5段階評価をさらに細やかな段階的な評価とする。

業務成績の評価については、従前より「〇〇部門のTECRIS平均評定点を、5点刻みで段階的に評価してきたが、より公平な評価を行うため、1点刻みで段階的に評価するものとする。

- ①最高位(80点以上)の評価点
: 当該項目の配点の全てを付与
- ②最低位以上、最高位未満(60~79点)の評価点
: 1点刻みで、当該項目の配点を段階的に付与
- ③最低位(60点未満)の評価点
: 選定(特定又は指名)しない

平成22年度 評価(例)	
〇〇部門のテクリス平均評定点を下記の順位で評価する。	
①80点以上	30
②75点以上80点未満	24
③70点以上75点未満	18
④65点以上70点未満	12
⑤60点以上65点未満	6
⑥60点未満	選定(特定)しない

平成23年度以降 評価(例)	
〇〇部門のテクリス平均評定点(小数第一位以下切り捨て)を下記の順位で評価する。	
①80点以上	30
②60点~79点	28.5~0 (平均評定点に応じて比例配分)
⑥60点未満	選定(特定)しない

平均評定点に応じた比例配分(例)

	平均評定点 ※1	評価点(例) ※2	
①	80点以上	30.0	
	79点	28.5	
	78点	27.0	
	77点	25.5	
	76点	24.0	
	75点	22.5	
	74点	21.0	
	73点	19.5	
	72点	18.0	
	71点	16.5	
	70点	15.0	
	②	69点	13.5
		68点	12.0
67点		10.5	
66点		9.0	
65点		7.5	
64点		6.0	
63点		4.5	
62点		3.0	
61点		1.5	
60点		0.0	
③	60点未満	選定(特定)しない	
(参考)配点ピッチ		1.50	

※1 小数第一位以下切り捨て
※2 小数第二位以下四捨五入

注)上記は業務成績に係る評価の配点を「30点」とした場合の例であり、配点は個別業務により異なる

- ◆ 東日本大震災において、地域建設企業・建設コンサルタント等が復旧分野において活躍するなど地域に根ざした企業の貢献が報告されており、今後の災害対応等の機能維持のためには発災直後における現地確認や点検、応急復旧等即時対応できる機動性を有する地域企業の確保が不可欠な状況である。
- ◆ 特に地域の建設コンサルタントは、地域の交通状況、過去の出水・災害履歴等を熟知しており、また、地域に根ざして活動する企業であるため、地域住民に対して立会等の協力要請や自治体等との調整等も円滑に進められる特性も有している。
- ◆ このような背景を踏まえ、地域の建設コンサルタントの技術力向上、健全育成、有効活用等を図る観点から、建設コンサルタント業務等の総合評価落札方式及び価格競争方式においては、実施可能者数を勘案した上で、県内本店業者、事務所管内本店業者等適切に地域要件を設定する。

◆地域建設コンサルタントへの配慮にかかる取り組み

①競争参加機会の確保

・業務規模の工夫により、競争参加機会の確保を図る。

②地域要件の設定

・業務実施可能者数を勘案した上で、総合評価落札方式及び予定価格20百万円未満の通常指名競争入札方式において、地域要件を設定できる。

・さらに、予定価格20百万円未満の総合評価落札方式及び通常指名競争入札方式による業務で、地域精通度の必要及び緊急性のある業務については、地域要件を「県内本店」等とすることができる。

③地域貢献度による評価の追加

・災害時の支援協定企業へのインセンティブとして、地域貢献度(災害支援協定等にもとづく活動実績の有無、災害支援協定の締結の有無)による評価を追加できる(総合評価落札方式及び予定価格20百万円未満の通常指名競争入札方式における指名段階の評価項目として追加)。

業務における設計共同体の取扱い【中国地整】

設計共同体を推進する目的

- ◇業務の複雑化、重厚化による品質確保体制の確立
- ◇公益法人業務における民間への技術移転による競争環境の充実
- ◇地元企業の入札参加機会の拡大(再委託では実績として評価されない) など

設定条件

1. 対象
 - ・プロポーザル方式又は総合評価方式においては、設計共同体にも参加を認めることを基本としている。(入札説明書等に明記)ただし、設計共同体の参加を認めることが適当でないものはこの限りではない。
2. 組合せ
 - ・構成員の組合せは、当該業務の内容に対応する業種区分(一般競争参加資格の業種区分をいう。)の有資格業者の組合せとし、業務内容に応じて異なる業種区分の有資格業者の組合せも認める。
3. 業務形態(分担業務)
 - ・構成員はそれぞれ優れた技術を有する分野を担当するものとし、必要以上に細分化しない。なお、1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。(設計共同体協定書において明確にすること)
4. 参加資格条件
 - ・プロポーザルの場合は、技術資料提出日迄に資格認定を受けていること
 - ・総合評価方式の場合は、開札日迄に資格認定を受けていること
5. 管理技術者
 - ・構成員のうち代表者が管理技術者1名を配置する。

入札・契約における評価等

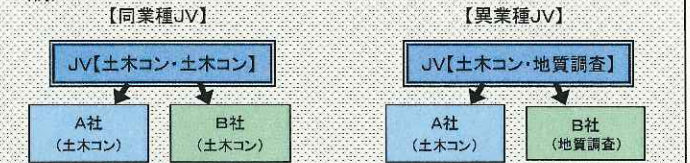
1. 建設コンサルタント等登録
 - ・評価: 全ての構成員のうち、優位な方を評価する
2. 業務実績
 - ・参加要件(同業種): 全ての構成員について1件以上の実績が必要(異業種): 代表者にのみ1件以上の実績が必要
 - ・評価: 全ての構成員の実績のうち、優位な方を評価する
3. 業務成績
 - ・評価: 全ての構成員の成績を対象とする(全ての構成員の平均値で評価)
4. 業務表彰
 - ・評価: 全ての構成員の表彰のうち、優位な方を評価する。

設計共同体での実績等の付与

1. 業務実績(企業・技術者)

・構成員毎に、担当した業務内容のみを実績として付与する。

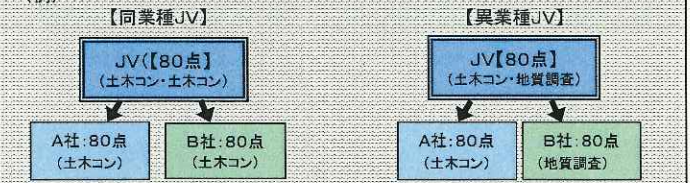
(例)



2. 業務成績(企業・技術者)

・全ての構成員の成績として付与する。(主たる業務の評点基準を用い業務全体の履行状況を勘案し、設計共同体に対して1つの成績を付与する)

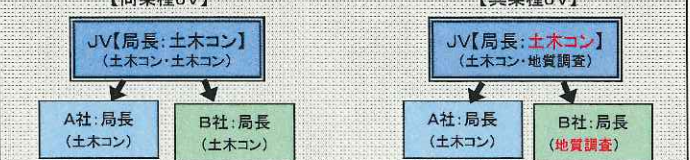
(例)



3. 業務表彰(企業)

・各構成員が担当した業務において受賞したのとして取り扱う。(公募・簡易公募型)

(例)



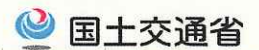
※技術者表彰は個人表彰であり、JVによる業務であっても表彰技術者のみ評価

総合評価落札方式



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

総合評価落札方式の算出方法



◇総合評価落札方式は、価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(資格・実績・成績・表彰、業務方針・評価テーマ等)を求め、価格と品質が総合的に優れた者を相手方とし、契約締結する方式である。

・標準型(1:2~1:3):実施方針及び評価テーマを求める

総合評価落札方式による総合評価点の算出方法

$$\text{総合評価点} = \text{価格点}(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) + \text{技術点}$$

計算例1)

■価格点:技術点 = 1:1 の場合

・予定価格:30,000,000円
・入札価格:24,000,000円
・技術点 :60点(満点)
 $60点 \times (1 - 24,000,000 / 30,000,000) + 60点$
 $= 60点 \times (0.2) + 60点$
 $= 12点 + 60点 = 76点$

計算例2)

■価格点:技術点 = 1:2 の場合

・予定価格:30,000,000円
・入札価格:24,000,000円
・技術点 :60点(満点)
 $30点 \times (1 - 24,000,000 / 30,000,000) + 60点$
 $= 30点 \times (0.2) + 60点$
 $= 6点 + 60点 = 66点$

計算例3)

■価格点:技術点 = 1:3 の場合

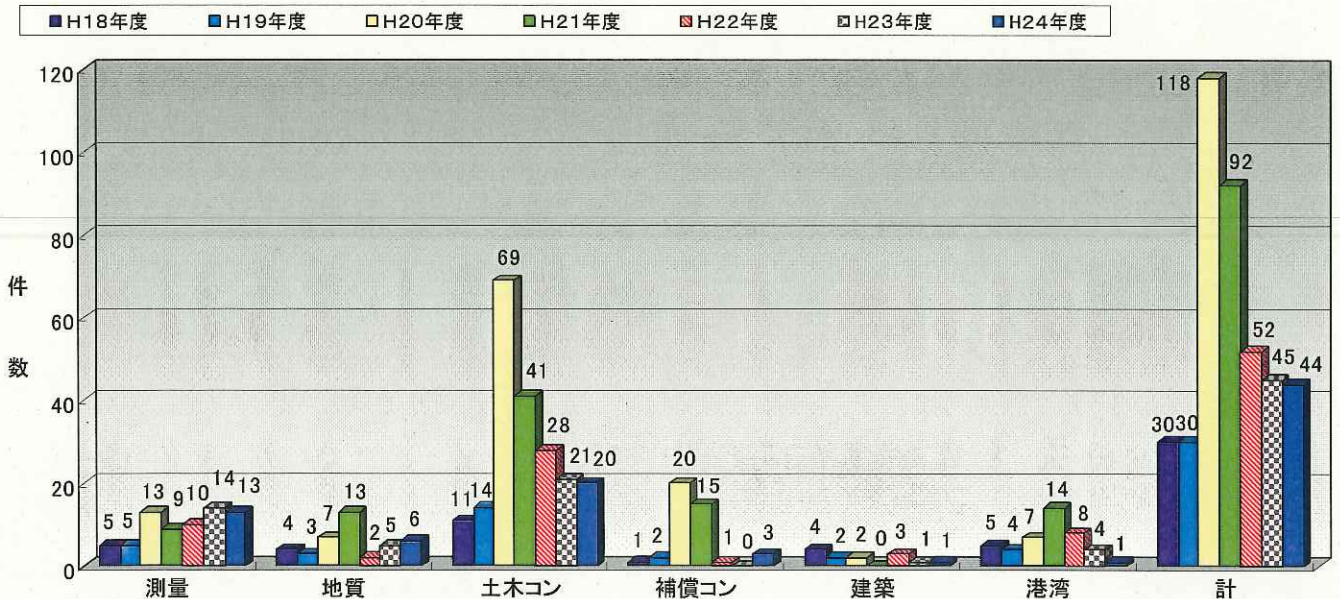
・予定価格:30,000,000円
・入札価格:24,000,000円
・技術点 :60点(満点)
 $20点 \times (1 - 24,000,000 / 30,000,000) + 60点$
 $= 20点 \times (0.2) + 60点$
 $= 4点 + 60点 = 64点$

低入札の発生状況

低入札の発生状況 10百万円を超える業務 <中国地整>

■業種別の発生状況 [対象:10百万円を超える価格競争方式及び総合評価落札方式]

◇低入札で契約した業務件数は、平成20年度に482件中118件(24.5%)と急増した後、平成21年度には728件中92件(12.6%)、平成22年度には821件中52件(6.3%)、平成23年度には828件中45件(5.4%)、平成24年度(2月末現在)には742件中44件(6.0%)と年々減少しているが、発生割合はここ3年間横ばい傾向にある。



平成21年4月1日以降の対策	現在の対策
◆対象: 予定価格1,000万円超の業務	◆対象: 予定価格1,000万円超の業務
① 入札参加制限 (現地作業の安全を確保するための対策) 適用除外業務: プロポーザル方式	① 入札参加制限 (現地作業の安全を確保するための対策) 【取り止め】
② 第三者による照査の義務付け (適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】 設計業務等で「照査」を含む業務について、受注者による照査とは別に、第三者による照査を、受注者の負担において実施することを義務付け。	② 第三者による照査の義務付け (適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】 【全国統一実施事項】 ★
③ 条件明示の明確化 (適切な入札価格を算定するための対策) 【全国統一実施事項】 予定価格の算定に見積を採用する場合は、採用歩掛を明示する。	③ 条件明示の明確化 (適切な入札価格を算定するための対策) 【継続実施】 【全国統一実施事項】 ★
④ 指名審査基準の減点評価 (低入札受注の結果、十分な品質を確保出来ない者への対策) 低入札業務において、成績評定点が70点未満となった場合は、当該業務を発注した事務所において1年間、指名審査基準の評価を-Aとする。	④ 指名審査基準の減点評価 (低入札受注の結果、十分な品質を確保出来ない者への対策) 【継続実施】 【中国地整独自】
⑤ 低入札調査における追加資料の提出 (適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】 著しい低入札を行った企業について、低入札調査において提出させる通常の資料とは別に、当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を義務付ける。(職階別の歩掛、労務単価が分かるもの。労務単価の証明ができる給与証明書等を添付。)	⑤ 低入札調査における追加資料の提出 (適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】 【全国統一実施事項】
⑥ 現地作業を伴う業務における監督強化 (適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】 ・測量及び地質調査業務は、主任技術者の現場への常駐を義務付け。 ・点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施することを義務付け。 ・設計業務等における現地調査は、管理技術者自ら実施することを義務付け。	⑥ 現地作業を伴う業務における監督強化 (適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】 【全国統一実施事項】 ★
	⑦ 手持ち業務量制限 (適切な品質を確保するための対策) 【継続対策】 【全国統一実施事項】 ★
	⑧ 履行現実性の評価 (適切な品質を確保するための対策) 【継続対策】 【全国統一実施事項】 ★
	◆対象: 予定価格500万円以上1,000万円以下の業務
	⑨ 500万円～1,000万円の業務に対する低入札対策 【継続対策】 (適切な品質を確保するための対策) 【中国地整独自】 - 「品質確保基準価格」を設定し、当該価格を下回る価格で入札した者に対して、上記②、③、⑥、⑦、⑧の対策(★)を実施する。



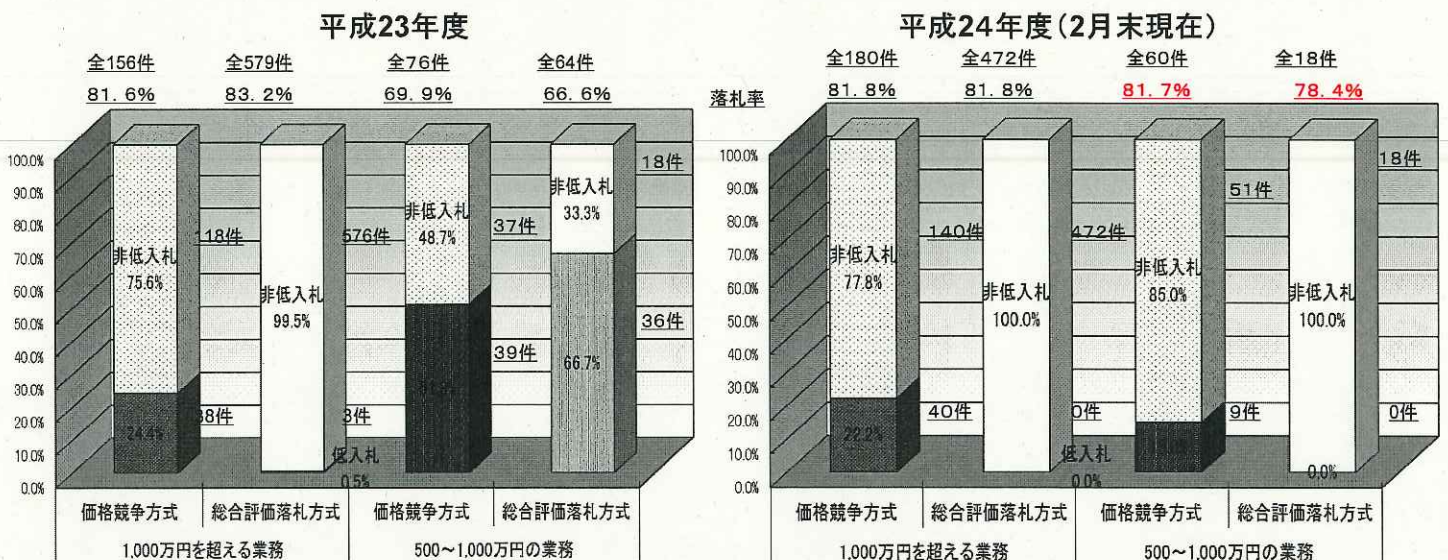
業務の品質確保（低入札）対策の効果分析（H25、2月末現在）

継続 H24.4～

■発注方式別発生状況

[対象: 平成23、24年度 価格競争方式及び総合評価落札方式(港湾空港関係を含まない)]

- ◇価格競争方式、総合評価落札方式とも、予定価格500～1,000万円の業務は、平成23年度に比べ、品質確保対策の実施により低入札が激減している状況(価格競争方式では-36.3%、総合評価落札方式では-66.7%)。
- ◇500～1,000万円の業務の落札率は、価格競争方式(H23d 69.9%→H24d 81.7%)、総合評価落札方式(H23d 66.6%→H24d 78.4%)と10%以上上昇している状況。



注)500～1,000万円の業務の低入札については、品質確保基準価格が設定されている業務を対象

H23dは500～1,000万円の業務はh24d平均品質確保基準価格率(価格競争方式: 予定価格の76.7%、総合評価落札方式: 予定価格の77.1%)未満で落札した場合に「低入札」と判定。

◆ 予定価格500万円以上1,000万円以下の業務について、「品質確保基準価格」を設定し、予定価格1,000万円を超える業務に準じた品質確保対策を試行的に導入する。

『品質確保基準価格』 = 予定価格1,000万円を超える業務における「調査基準価格」の算定方法を準用。

段階	価格競争入札方式		総合評価落札方式	
	500万円以上1,000万円以下 【H24.4～導入】	1,000万円超 【既実施】	500万円以上1,000万円以下 【H24.4～導入】	1,000万円超 【既実施】
入札前	品質確保基準価格の設定	調査基準価格の設定	品質確保基準価格の設定	調査基準価格の設定
	条件明示の明確化	条件明示の明確化	条件明示の明確化	条件明示の明確化
	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限
入札後			履行現実性の評価	履行現実性の評価
落札後	品質確保価格調査 (低入札調査に準じた調査)	低入札調査 低入札調査における追加資料の提出	品質確保価格調査 (低入札調査に準じた調査)	低入札調査 低入札調査における追加資料の提出
履行中	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限
	現地作業を伴う業務における監督強化	現地作業を伴う業務における監督強化	現地作業を伴う業務における監督強化	現地作業を伴う業務における監督強化
	第三者による照査の義務付け	第三者による照査の義務付け	第三者による照査の義務付け	第三者による照査の義務付け
完了後		指名審査基準の減点評価		指名審査基準の減点評価

低入札（品質確保）対策の取り組み〈中国地整〉

予定価格100万円を超える業務：継続

予定価格500万円以上100万円以下業務：継続

●条件明示の明確化

対象業務： 予定価格が500万円を超える建設コンサルタント業務等で、**予定価格の算定の一部又は全部に見積を採用する業務**

- ◆ 予定価格の算定の一部又は全部に見積を採用する場合は、**採用歩掛を明示する**ものとする。
- ◆ 現場説明時に採用歩掛を、見積参考資料として提示する。
- ◆ **全て見積**により予定価格を算定しているものについても、**採用歩掛を明示**する。
- ◆ 歩掛の設定がないものについては、原則としてプロポーザル方式により発注することとしているが、やむを得ず価格競争（総合評価落札方式を含む）により発注する業務についても、採用歩掛を明示する。

●低入札調査における詳細な内訳書の提出

予定価格100万円を超える業務：継続

対象業務： 予定価格が100万円を超える建設コンサルタント業務等で、**著しい低入札を行った業務**

- ◆ 著しい低入札を行った企業について、低入札調査において提出させる通常の資料とは別に、**当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を義務付ける**。
- ◆ 「著しい低入札」とは、応札率が**調査基準価格の80%以下**であった場合をいう。
- ◆ 詳細な内訳書の様式は任意とするが、職階別の歩掛、労務単価が確認できるものとし、労務単価の決定根拠となる給与明細書等の資料を添付させる。

●品質確保価格調査

予定価格5百万以上10百万以下業務:継続

対象業務： 予定価格が5百万円以上10百万円以下の建設コンサルタント業務等（随意契約は除く）

◆入札価格が『品質確保基準価格』を下回る価格で入札を行った者に対して品質確保価格調査を実施する。

【調査内容】

下記のような内容について、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う

- ① その価格により入札した理由(必要に応じ入札価格の内訳書を徴収) ② 配置予定の技術者その他当該業務の履行体制 ③ 手持の建設コンサルタント業務等の状況 ④ 手持機械等の状況 ⑤ 国、地方公共団体等から過去において受注・履行した(同種・類似の)建設コンサルタント業務等の名称、発注者名 ⑥ 経営内容 ⑦ ①～⑥までの事情聴取した結果についての調査検討 ⑧ ⑤の建設コンサルタント業務等の成績状況 ⑨ 経営状況 ⑩ 信用状況 ⑪ その他必要な事項 (下線部分は期限を設け書類提出を求める)

【調査の流れ】

開札⇒ 落札予定者の応札額が品質確保基準価格未満⇒ 調査資料の依頼・提出(7日程度)⇒ 事情徴収(ヒアリング)⇒ 入札価格の内訳等確認⇒ 落札者決定⇒ 契約締結

●第三者による照査の義務付け

予定価格10百万円を超える業務:継続

予定価格5百万以上10百万以下業務:継続

対象業務： 予定価格が5百万円以上の設計業務等で「照査」を含む業務

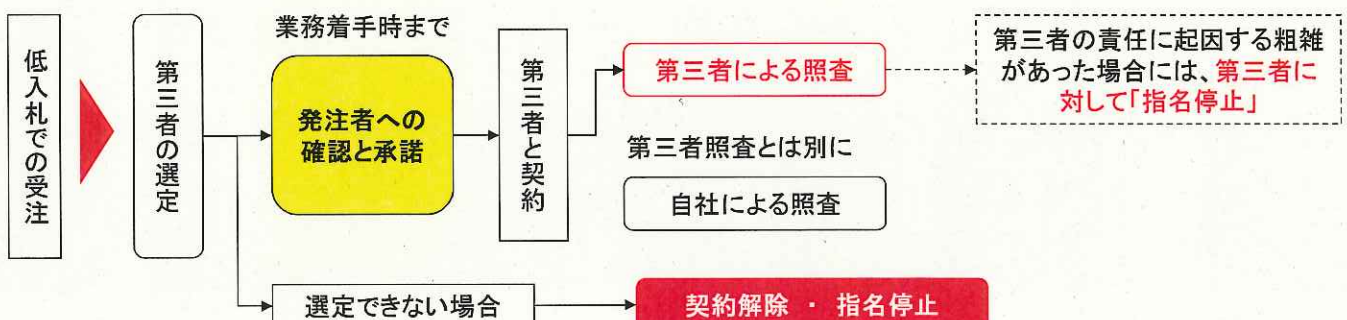
◆設計業務等で「照査」を含む業務については、当該業務受注者による照査とは別に、**第三者による照査を、受注者の負担において実施することを義務付ける。**

第三者に求められる要件

- ① 当該業務受注者と第三者との間に資本面・人事面の関係がないこと。
- ② 中国地方整備局において当該業種に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

- ◆第三者の照査実施者については、業務着手時までに確認し、承諾するものとする。
- ◆第三者と**契約ができない場合**には、**契約を解除**するとともに、当該業務受注者に対して**指名停止**の措置を行う。
- ◆成果品が第三者の責任に起因する粗雑業務であった場合は、**第三者に対して指名停止の措置**を行う。

全体フロー



●現地作業を伴う業務における監督強化

予定価格10百万円を超える業務：継続

予定価格5百万円以上10百万円以下業務：継続

対象業務： 予定価格が5百万円を超える測量、地質調査業務及び設計業務で、**低入札により受注した業務**

- ◆現地作業を伴う、**測量及び地質調査業務**については、**主任技術者が現場に常駐し、履行状況を日々報告**させる。現場常駐の確認は、常駐している写真とともに業務日報を作業翌日の午前中までに提出させることにより行う。
- ◆測量業務における**点検測量**については、**主任技術者が立会又は自ら実施**するものとする。立会又は自ら実施したことの確認は、状況写真及び資料の提出又は監督職員が現地にて確認することにより行う。
- ◆**設計業務における現地調査**については、**管理技術者自らが実施**するものとする。実施の確認は、現地調査終了後に報告書を提出させることにより行う。

●管理技術者等の手持ち業務量の制限

予定価格10百万円を超える業務：継続

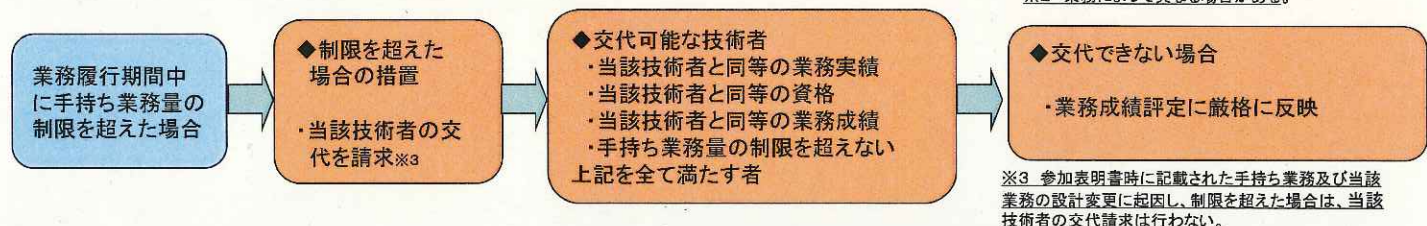
予定価格5百万円以上10百万円以下業務：継続

対象業務： 予定価格が5百万円を超える価格競争入札方式（総合評価落札方式を含む）及び
プロポーザル方式による業務（建築関係建設コンサルタント業務を除く）

◆入札参加条件及び業務履行期間中の手持ち業務量制限

手持ち業務の状況 ※1	入札参加条件	業務履行期間中
手持ち業務に低入札による受注業務がない場合	◆管理技術者等の手持ち業務量 【4億円未満かつ10件未満】※2	◆業務履行中の手持ち業務量 ・入札参加条件を超えない 【4億円未満かつ10件未満】※2
手持ち業務に低入札による受注業務がある場合	◆管理技術者等の手持ち業務量 【2億円未満かつ5件未満】※2	◆業務履行中の手持ち業務量 ・入札参加条件を超えない 【2億円未満かつ5件未満】※2

◆業務履行中に手持ち業務量の制限を超えた場合



※1 手持ち業務は5百万円以上の業務が対象
※2 業務によって異なる場合がある。

※3 参加表明書時に記載された手持ち業務及び当該業務の設計変更起因し、制限を超えた場合は、当該技術者の交代請求は行わない。

◆手持ち業務量の基準日

- 従来型指名競争：指名通知日
- 標準プロポーザル方式：技術提案書の提出要請日
- ①②以外：公示日（公告日）

◆手持ち業務量の基準日以降に他の業務を受注した場合の取扱

- 他の業務の受注により手持ち業務量の制限を超えた場合、入札参加は可能であるが、当該業務を受注した場合は、当該業務の技術者の交代を請求
- 当該業務の受注以後に受注した業務が低入札の場合であっても、当該業務の履行期間中の手持ち業務量の制限（4億円未満かつ10件未満）は変更しない（当該業務を低入札価格で受注した場合も同様）

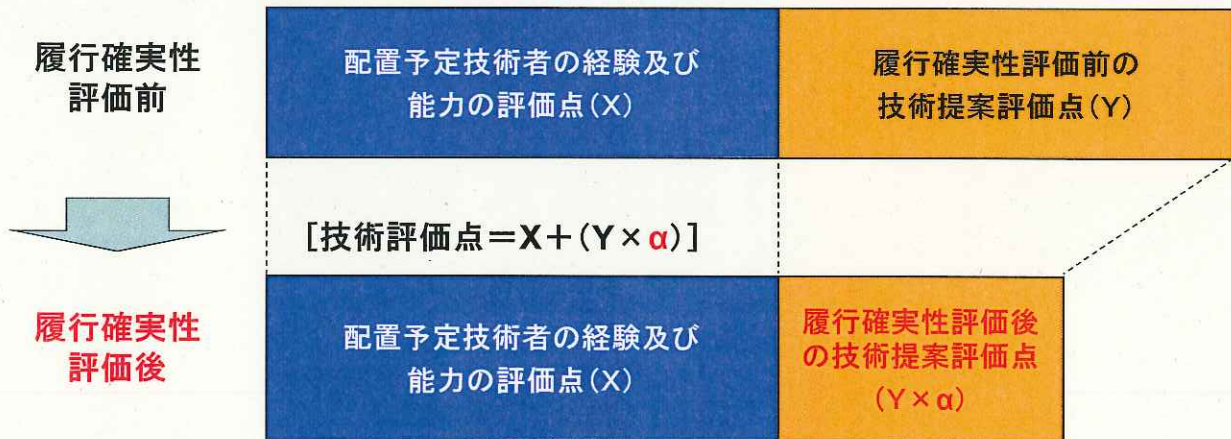
● 履行確実性評価

技術評価点の算出イメージ

「技術評価点」= $X + (Y \times \alpha)$

X: 配置予定技術者の経験及び能力の評価点
 Y: 履行確実性評価前の技術提案評価点(実施方針+評価テーマ)
 α: 履行確実性度 (0 or 0.25 or 0.5 or 0.75 or 1.0)

[技術評価点 = X + Y]



● 指名審査基準の減点評価

予定価格100万円を超える業務: 継続

対象業務 : 予定価格が100万円を超える従来型指名競争入札による業務

- ◆ 低入札業務において、成績評定点が70点未満となった場合は、当該業務を発注した事務所において、当該業務の完成から1年間、新規に発注する業務の指名審査基準の評価を(-A)とする。
- ◆ ただし、技術提案を求めるプロポーザル方式は除く。
- ◆ 減点項目 : 「審査基準日以降における業務成績」のうち
 過去2ヶ年(建築については過去5ヶ年)の当該業種における業務成績の平均点
- ◆ 減点の対象期間 : 当該業務の完了日から1年間。

評価項目	選定における着目点	評価				
		2A	A	B	(-)評価なし	-A
審査基準日以降における業務成績	過去2ヶ年間の当該業種における業務成績の平均点 (前々年度の平均評点+前年度の平均評点)÷2	80点以上	77点以上 80点未満	74点以上 77点未満	60点以上 74点未満	60点未満

低入札業務において、成績評定点が70点未満となった業務を有する者については、「-A」評価とする

建設コンサルタント業務等における業務コスト調査の実施（H20.4.1より実施）

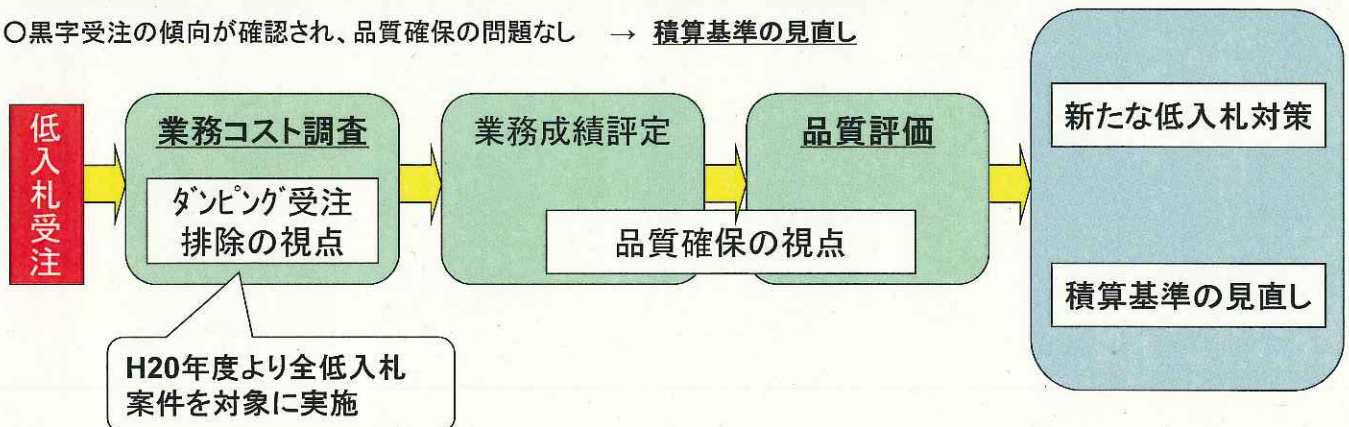
◆調査目的

- 建設コンサルタント業務等において、近年低入札が急増 ※予定価格が1000万円を超える業務が対象
- しかし、現状では低入札業務の実態把握が困難（赤字？一定の利益あり？）
- 従って、完成業務原価と官積算との乖離、受注業務の売上総利益（損失）及び営業利益（損失）の実態等、業務コスト構造を詳細に把握

◆業務コスト調査導入後の展開

業務コスト調査の結果、低入札案件において

- 赤字受注の傾向が確認され、品質確保に懸念 → 新たな低入札対策の導入を検討
- 黒字受注の傾向が確認され、品質確保の問題なし → 積算基準の見直し



※業務コスト調査提出期限：業務完了日の翌日から90日以内

発注者支援業務

平成25年度発注者支援業務等の方針

1. 公共サービス改革法に基づく

「民間競争入札」の継続

発注者支援業務等については、平成23年度より全ての契約を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下、公共サービス改革法という）に基づく「民間競争入札」により実施しているが、平成25年度も引き続き全ての契約を「公共サービス改革法に基づく民間競争入札」により実施する。

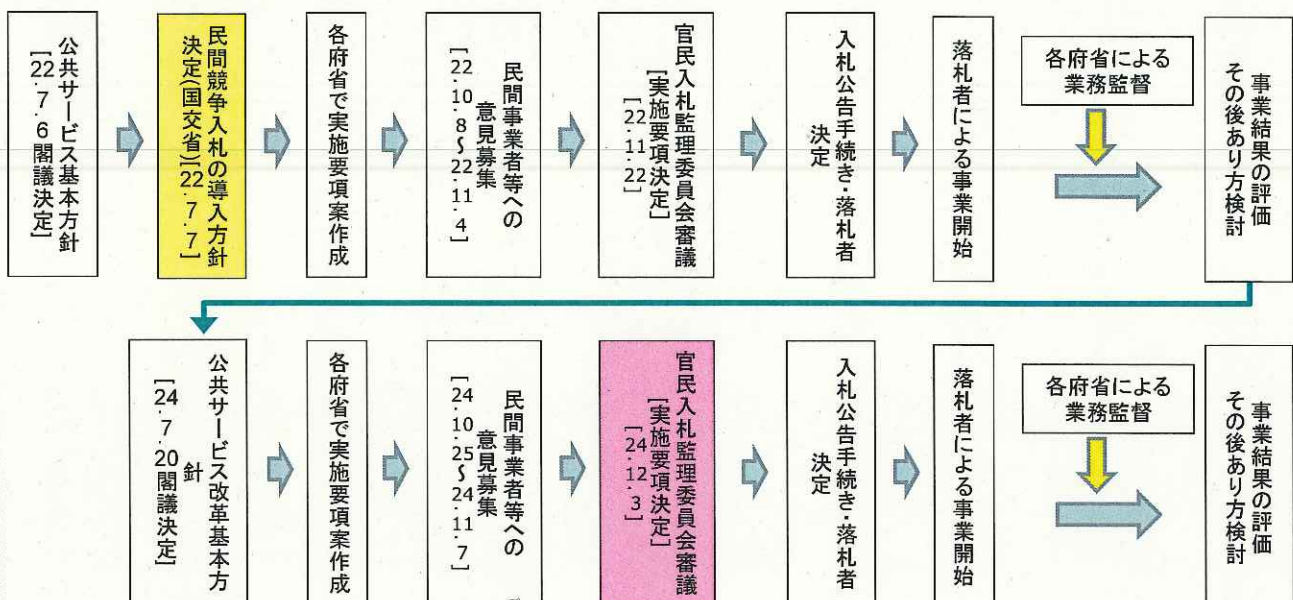
業務内容、調達方式、応募要件、契約条件、総合評価の方法、暴力団排除に関する欠格事由の確認方法等については、平成24年度とほぼ変わらない。

平成25年度発注者支援業務等の方針

<参考>

公共サービス改革法に基づく官民競争入札等（官民競争入札、民間競争入札）の目的

公共サービス改革法は、「民間にできることは民間に」という考え方のもと、民間事業者の創意工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札等を行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を、ともに実現することを目的としています。



平成25年度発注者支援業務等の方針

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務等については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、内閣府に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※民間競争入札を導入する業務については、その旨を入札公告及び入札説明書に明示する。

平成25年度発注者支援業務等の方針

3. 「民間競争入札」の導入対象業務 ※平成24年度から変更なし

<発注者支援業務等>

【発注者支援業務】

積算技術、工事監督支援、技術審査

【公物管理補助業務】

道路管理支援、特車申請支援、
河川巡視支援、河川許認可審査支援、
ダム管理支援、堰・水門管理支援

【用地補償総合技術業務】

用地補償総合技術

平成25年度発注者支援業務等の方針

4. 「民間競争入札」導入に伴い受注者が 負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法（明治40年法第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定（秘密保持）に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる（公共サービス改革法第54条）。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・「公共サービス法第26条（報告の徴収等）第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
 - ・正当な理由なく、「法第27条（国の行政機関等の長等の指示等）第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記①の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

平成25年度発注者支援業務等の方針

全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

○平成25年度発注業務等についても、**全て一般競争入札（総合評価落札方式）**で実施

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成23年度より継続し**民間競争入札**、及び**複数年度契約の導入**等を実施

(参考) 複数年契約の実施状況

発注者支援業務・・・全体件数の約7割の業務で2ヶ年度の複数年度契約を実施

公物管理補助業務・・・全体件数の約9割の業務で2～3ヶ年度の複数年度契約を実施

※「全体件数」：平成24年度に複数年度契約した業務も含む全体の業務件数

発注者支援業務等 発注件数(総括表)

業務分類	平成24年度 発注実績					平成25年度 発注予定				
	計	単年	2年国債	3年国債	国債設定割合	計	単年	2年国債	3年国債	国債設定割合
発注者支援業務	87	44	43	0	49%	83	41	42	0	51%
積算技術業務	30	17	13		43%	32	13	19		59%
技術審査業務	11	8	3		27%	9	8	1		11%
工事監督支援業務	46	19	27		59%	42	20	22		52%
公物管理補助業務	28	3	25	0	89%	19	3	16	0	84%
河川巡視支援業務	6	1	5		83%	4	1	3		75%
河川許認可審査支援業務	3	1	2		67%	1	1			0%
ダム管理支援業務	9	1	8		89%	3	1	2		67%
堰・排水機場管理支援業務	2		2		100%	2		2		100%
道路許認可審査支援業務(道路管理支援)	4		4		100%	5		5		100%
道路許認可審査支援業務(特車申請支援)	4		4		100%	4		4		100%
用地補償総合技術業務	0	0	0	0		1	1	0	0	
用地補償総合技術業務	0					1	1			
計	115	47	68	0	59%	103	45	58	0	56%

※平成25年度における国債設定割合(発注者支援業務)

	件数	割合
H23年度～H25年度(3カ年国債)	0	
H24年度～H25年度(2カ年国債)	43	67%
H25年度～H26年度(2カ年国債)	42	
H25年度(単年)	41	33%

H25発注者支援業務における1者応札:52.4%

※平成25年度における国債設定割合(公物管理補助業務)

	件数	割合
H23年度～H25年度(3カ年国債)	4	
H24年度～H25年度(2カ年国債)	25	94%
H25年度～H26年度(2カ年国債)	16	
H25年度(単年)	3	6%

H25公物管理補助業務における1者応札:89.5%

共通仕様書等の改正

◆ 改正のポイント

- 空中写真測量の標準歩掛の改訂
- 航空レーザ測量の標準歩掛の新規策定
- 橋梁定期点検業務の標準歩掛の新規策定

◆ 主な改正内容

1. 空中写真測量の標準歩掛の新規策定【測量】

空中写真測量のデジタル化に伴い、アナログ航空カメラ撮影からデジタル航空カメラ撮影に作業手法が移行したため歩掛実態調査を実施し、標準歩掛を改定。

現行 7-1-1 撮影計画
撮影作業に先だち、撮影器材の選定（航空機の性能又は機種、カメラの性能又は名称、航空フィルム等）・・・



改正 (案) 7-1-1 撮影計画
撮影作業に先だち、撮影器材の選定（航空機の性能又は機種、デジタルカメラの性能等）・・・

2. 航空レーザ測量の標準歩掛の新規策定【測量】

平成20年の公共測量作業規程の準則の改定において、新技術を用いた地形測量の作業方法として「航空レーザ測量」が追加されたため歩掛実態調査を実施し、標準歩掛を制定。

現行 (なし)



改正 (案) 第9節 航空レーザ測量
9-1 航空レーザ測量の積算方式

3. 橋梁定期点検業務の標準歩掛の新規策定【設計】

橋梁定期点検要領(案)及び橋梁における第三者被害予防措置要領(案)に基づき、橋の定期点検及び第三者被害予防措置を行う業務について、歩掛実態調査を実施し、標準歩掛を制定。

現行 (なし)



改正 (案) 第3節 道路施設点検業務
3-1 道路防災カルテ点検業務積算基準

◆ 改正のポイント

- 道路詳細設計における舗装工設計の比較検討の追加
- 橋梁定期点検業務の業務内容の追加
- 技術基準類の一覧の更新

◆ 主な改正内容

1. 道路詳細設計における舗装工設計の比較検討の追加【設計】

土工部における適所でのコンクリート舗装の活用を促すために、設計段階で比較検討を追加する。

改正 (案) 第6408条 道路詳細設計

2. 業務内容
(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

2. 橋梁定期点検業務の業務内容の追加【設計】

橋梁定期点検業務の標準歩掛制定に伴い、業務内容を追加する。

3. 技術基準類の一覧の更新【設計・測量・地質】

共通仕様書に定める主要技術基準及び参考図書について、最新の情報に更新する(改訂年度の修正等)。

◆ 改正のポイント

- 自然災害への考慮の記載を追加

◆ 主な改正内容

1. 自然災害への考慮の記載を追加

電気通信施設の設計を行うにあたっては、地震、津波、風水害等の自然災害を考慮することを明記する。

改正
(案)

第1213条 自然災害

1. 設計業務の実施にあたっては、設計条件に基づき、地震、津波及び風水害等を考慮するものとする。その際、近隣河川の計画高水位、津波被害の実績及び想定高さ、ハザードマップ等を活用して設計するものとする。

◆ 改正のポイント

- 土木営繕工事関係の「工事監理業務」に適用する積算基準の変更
- 道路管理関係業務における「新たな積算手法の導入」

◆ 主な改正内容

1. 土木営繕工事における「工事監理業務」に適用する積算基準の変更

土木営繕工事関係の「工事監理業務」については「発注者支援業務積算基準(案)」を準用していたが、官庁営繕工事関係の「工事監理業務」と統一を図るため、「官庁施設の設計業務等積算基準」を適用する。

2. 道路管理関係業務における「新たな積算手法の導入」

道路管理関係業務(道路情報連絡業務/道路情報管理業務)の積算基準について、企業会計の費用区分との整合を図るため、諸経費による積算を見直し、原価と一般管理費で構成する「新たな積算手法」を導入する。

現行



改正
(案)



◆ 改正のポイント

- 土木営繕工事関係の「工事監理業務」に適用する共通仕様書の変更
- 積算資料作成業務、工事監理業務、河川関係管理業務、道路関係管理業務における「発注者支援業務共通仕様書(案)」との整合及び表現の適正化

◆ 主な改正内容

1. 土木営繕工事関係の工事監理業務に適用する共通仕様書の変更

土木営繕工事関係の「工事監理業務」については、「施設支援業務委託共通仕様書(案)」を適用していたが、官庁営繕工事関係の「工事監理業務」と統一を図るため、「建設工事監理業務委託共通仕様書(案)」を適用する。

<p>現行</p> <p>1. 適用範囲 (2) 土木営繕工事関係の工事監理業務については、 「施設支援業務共通仕様書(案)」を適用する。</p>	<p>改正 (案)</p> 	<p>1. 適用範囲 (1) 土木営繕工事関係の工事監理業務については、以下に掲載する「建設工事監理業務委託共通仕様書(案)」を適用する。</p>
---	---	---

2. 積算資料作成業務、工事監理業務、河川管理関係業務、道路関係管理業務における「発注者支援業務共通仕様書(案)」との整合

積算資料作成業務、工事監理業務(土木営繕工事関係を除く)、河川管理関係業務(ダム管理支援業務/河川巡視支援業務/河川許認可審査業務/堰・排水機場等管理支援業務)及び道路管理関係業務(道路管理支援業務/道路情連絡業務/道路情報管理業務)において、市場化テスト「実施要項」(H24. 11改訂)及び「発注者支援業務共通仕様書(案)」(H24. 12改訂)との整合をとるため、「行政情報流失防止対策の強化」及び「コスト調査」について追加するとともに、表現の適正化を図る。

質問等のお問い合わせは、

広島市中区上八丁堀6-30

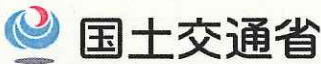
中国地方整備局企画部

技術管理課 まで

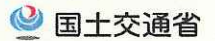
お願いします。

建設業支援事業等について 説明資料

中国地方整備局 建政部



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



建設業災害対応金融支援事業

平成24年度補正予算10.5億円

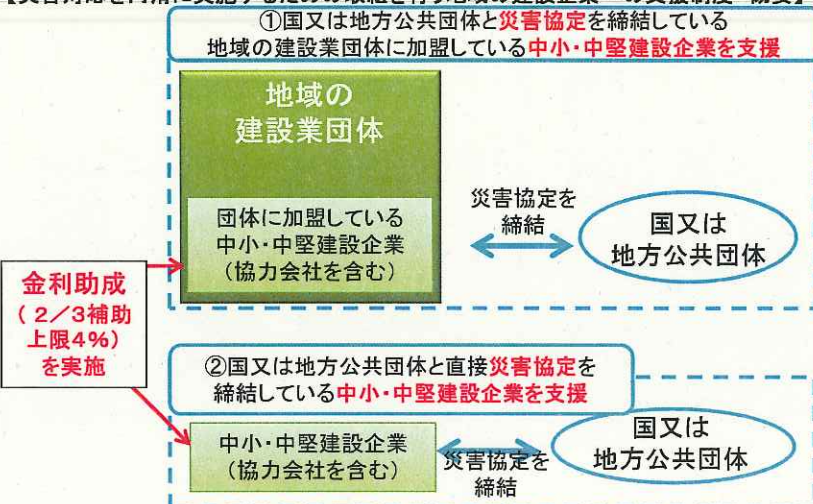
(背景)

- 建設産業は、住宅・社会資本の整備を通じて経済社会の発展に貢献している。特に、災害時における応急復旧活動など地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。
- 一方、建設投資の減少等による受注競争の激化等により、これまで建設機械を保有していた建設企業が建設工事の施工時のみレンタルする動きが進んできており、このままでは災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となる懸念が懸念される。

(事業概要)

- 地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業の取組を支援。
 - 具体的には、
 - ① 国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)
 - ② 国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)
- が災害協定で定められている活動をする際に使用する建設機械(※)を購入する際の資金の調達金利を助成(初年度1年分。2/3補助。上限4%)
- ※対象となる建設機械:建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル(地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械として、経営事項審査の審査対象としている3建設機械に限定。)。基本的に自社の工事で使用し、災害時に自社で災害対応に使用するもの。
- なお、一台当たりの利子助成の上限は150万円、一企業当たりの台数制限は3台とする。(これらの上限は、その後の申請状況に鑑み、変更することがあり得る。また、本事業の申請について、申請状況によっては年度途中で打ち切る可能性がある。)
 - 申請された企業に対し支援するかどうかの最終判断は審査会によって実施。

【災害対応を円滑に実施するための取組を行う地域の建設企業への支援制度 概要】



(参考)東日本大震災における災害対応の例



建設企業のための経営戦略アドバイザー事業

【事業概要】

H25予算案:185百万円

- 経営戦略相談窓口を設置し、中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営上の課題を支援するため、中小企業診断士や公認会計士等専門家によるアドバイスを実施(相談支援)。このうち、特に新事業展開、企業再編・廃業であり、他企業に対するモデル性のある案件に関してはこれらの専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等の目標達成まで継続支援(重点支援)。
- 中小企業診断士や公認会計士等専門家による「相談支援」を拡充し、経営アドバイスと技術アドバイスを一体として実施することにより、建設企業の新事業展開等の取組に対する支援を強化。
- 専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等まで継続的に支援する「重点支援」を拡充し、建設業の「もつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援」。

事業概要

建設企業

経営戦略相談窓口

相談支援

中小企業診断士等の専門家が以下の内容をアドバイス

- ・新事業展開
- ・事業承継
- ・内部管理の効率化
- ・企業再編・廃業
- など経営上の課題に広く対応

拡充部分

- ・技術提案作成
- ・施工管理
- など技術上の課題に広く対応

重点支援企業の選定

重点支援

チームアドバイス支援

専門家による
支援チームの派遣

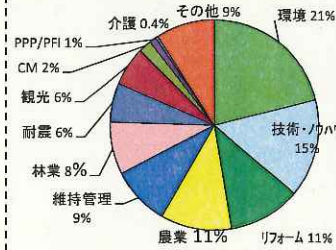
ステップアップ支援

事業の実施に係る経費の一部
支援(上限300万円)

拡充部分

(参考) 建設企業による新事業展開

林業との連携例
(林建共同事業)



(出典)「建設企業の連携によるフロンティア事業」における申請分野(分野は申請内容により複数該当)

【事業の実施に係る経費を支援する事業の選定要件】

- ① 建設業の「もつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業
- ② 本事業においてパートナー協定を締結している支援機関からの推薦
- ③ 概ね3年後の目標数値の設定
- ④ 支援額と同額以上の自己負担 等

[パートナー定締結済み機関]都道府県:33、地方銀行:52、第二地方銀行:31、信用金庫:171、信用組合:44、合計:331

平成24年度補正予算における建設業に対する金融支援策

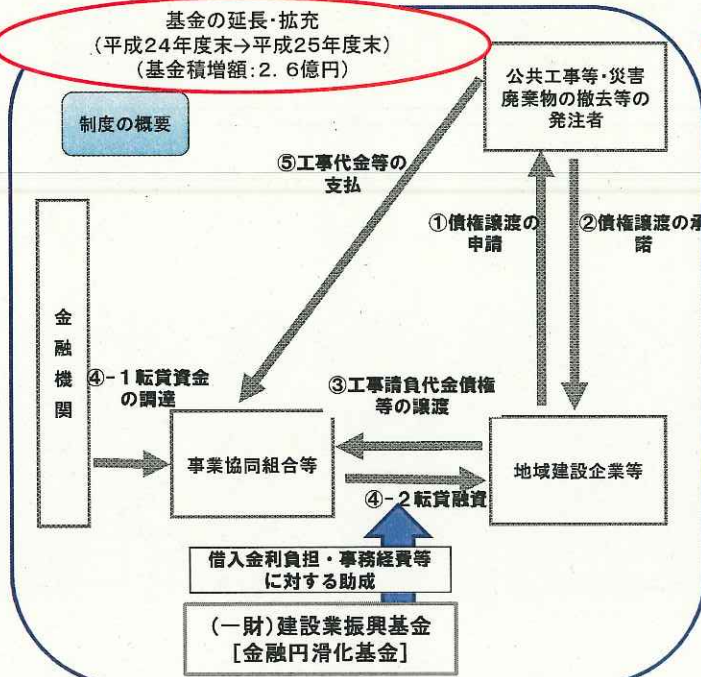
地域建設業経営強化融資制度

○ 中小・中堅建設企業が有する工事請負代金債権を担保に事業協同組合等から工事途中に融資を受けることを可能とし、借入金利負担等に対する助成を併せて行うことにより、これらの建設企業の資金調達の円滑化を図る。

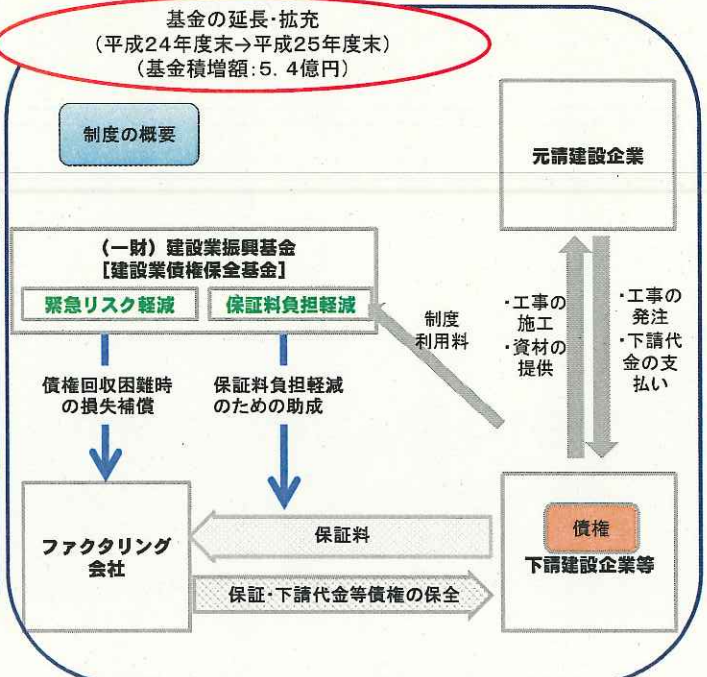
下請債権保全支援事業

○ 下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、保証ファクタリング会社が下請債権等の保証をする場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減及び債権回収困難時における保証ファクタリングに対する損失補償を行う。

基金の延長・拡充
(平成24年度末→平成25年度末)
(基金積増額:2.6億円)



基金の延長・拡充
(平成24年度末→平成25年度末)
(基金積増額:5.4億円)



第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施
(ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
(イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
(ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2/2)

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施
ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発
イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要
元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと
労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

第4 施行期日等

平成24年	5月25日	パブリックコメント開始
平成24年	7月4日	通知
平成24年	11月1日	施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約
3. 不当に低い発注金額
4. 指値発注
5. 不当な使用資材等の購入強制
6. やり直し工事
7. 支払

8. 関係法令
 - 8-1. 独占禁止法との関係
（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係）
 - 8-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）
（社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約）

III. 周知先

- ①公共発注者（各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等）
- ②主要民間団体（経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等）
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

※平成23年8月29日付けで左の関係先に通知。

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要

IV. 本ガイドラインの各項目のポイント

1. 見積条件の提示（建設業法第20条第3項）

- (1) 見積りに当たっては工事の具体的内容を提示することが必要
- (2) 望ましくは、工事の内容を書面で提示し、作業内容を明確にすること
- (3) 予定価格の額に応じて一定の見積期間（5千万以上では中15日以上等）を設けることが必要

2. 書面による契約締結

2-1. 当初契約（建設業法第19条第1項、第19条の3）

- (1) 契約は工事の着工前に書面により行うことが必要
- (2) 契約書面には建設業法で定める一定の事項（法定14項目）を記載することが必要
- (3) 電子契約によることも可能
- (4) 工期の設定時の留意事項（受発注者間で十分協議して適正な工期を設定）
- (5) 短い工期にもかかわらず、通常の工期を前提とした請負代金の額で請負契約を締結することは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ
- (6) 受注者に過度な義務や負担を課す片務的な内容（発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害についても受注者に負担させる等）による契約を行わないことが必要
- (7) 一定規模以上の解体工事等の場合は、契約書面に、更に以下の事項（分別解体の方法、解体工事に要する費用等の4項目）の記載が必要

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要

IV. 本ガイドラインの各項目のポイント

2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）

- (1) 追加工事等の着工前に書面による契約変更を行うことが必要
- (2) 追加工事等の内容が直ちに確定できない場合は、追加工事等の具体的な作業内容、変更契約を行う時期、契約単価の額等を記載した書面を追加工事等の着工前に受発注者間で取り交わし、内容確定後遅滞なく契約変更の手続を行うことが必要
- (3) 追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

2-3. 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）

- (1) 工期変更についても書面による契約変更が必要
- (2) 工事に着手した後に工期が変更になった場合、変更後の工期が直ちに確定できない場合には、変更後の工期が確定した時点で遅滞なく行う必要があるが、工期の変更が契約変更の対象となること及び契約変更を行う時期を記載した書面の取り交わしを行う等の対応が必要
- (3) 工期の変更に伴う費用を受注者に一方的に負担させることは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ
- (4) 追加工事等の発生に起因する工期変更の場合は、上記2-2. が該当

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要

IV. 本ガイドラインの各項目のポイント

3. 不当に低い発注金額（建設業法第19条の3）

- (1) 「不当に低い請負代金の禁止」とは、発注者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を受注者と締結することを禁止するもの
- (2) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある発注者が、受注者を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること
- (3) 「通常必要と認められる原価」とは、工事を施工するために一般的に必要と認められる価格
- (4) 建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)は変更契約にも適用

4. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）

- (1) 「指値発注」とは、発注者が受注者との請負契約を交わす際、受注者と十分な協議をせず、又は受注者との協議に応じることなく、発注者が一方的に決めた請負代金の額を受注者に提示(指値)し、その額で受注者に契約を締結させること
- (2) 指値発注は建設業法に違反するおそれ(不当に低い請負代金の禁止、見積期間の確保、書面による契約締結)
- (3) 請負代金決定に当たっては、積算根拠を明らかにして受発注者間で十分に協議を行うなど一方的な指値発注をしないことが必要

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要

IV. 本ガイドラインの各項目のポイント

5. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）

- (1)「不当な使用資材等の購入強制」とは、請負契約の締結後に、発注者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを受注者に購入させて、その利益を害することであり、禁止されている
- (2)建設業法第19条の4は、請負契約の締結後の行為が規制の対象
- (3)「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある発注者が、受注者を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること
- (4)「資材等又はこれらの購入先の指定」とは、商品名又は販売会社を指定すること
- (5)受注者の「利益を害する」とは、金銭面及び信用面において損害を与えること
- (6)資材等の指定を行う場合には、あらかじめ見積条件として提示することが必要

6. やり直し工事（建設業法第19条第2項、第19条の3）

- (1)やり直し工事を受注者に依頼する場合は、発注者と受注者が帰責事由や費用負担について十分協議することが必要
- (2)受注者の責めに帰さないやり直し工事を依頼する場合は、契約変更が必要
- (3)やり直し工事の費用を受注者に一方的に負担させることは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ
- (4)受注者の責めに帰すべき事由がある場合とは、施工内容が契約書面に明示された内容と異なる場合や施工に瑕疵等がある場合

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要

IV. 本ガイドラインの各項目のポイント

7. 支払（建設業法第24条の5）

- (1)請負代金の支払時の留意事項（発注者と受注者が合意した請負契約に基く適正な支払、出来高払制度の活用など迅速かつ適正な支払等）
- (2)目的物の引渡を受けた場合には、できるだけ速やかに支払を行うこと
- (3)請負代金を手形で支払う場合には手形期間の長い手形を交付しないこと

8. 関係法令

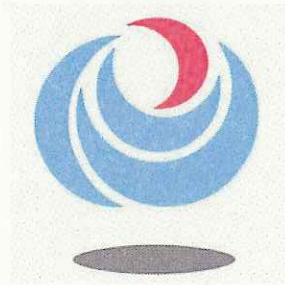
8-1. 独占禁止法との関係

- (1)不当に低い発注金額や不当な使用資材等の購入強制については、建設業法で禁止されているが、これらの行為は、独占禁止法第19条で禁止している「不公正な取引方法」の一形態にも該当するおそれ
- (2)公正取引委員会では、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」において、取引の対価の一方的決定、購入・利用強制、やり直しの要請、経済上の利益の提供の要請、減額、支払遅延などの考え方を示している。

8-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）

- (1)社会保険料や労働保険料は、受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきもの
- (2)発注者及び受注者は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮する必要

道路ストックの総点検について



平成25年4月
中国地方整備局

1

道路ストックの総点検について

中国地方整備局 道路部

1. 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)(抜粋)
・重点目標4:社会資本の適確な維持・管理

H24.12.2 中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故

2. 日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)(抜粋)

○ 具体的施策(5施策のうち)

・復興・防災対策

事前防災・減災のための国土強靱化の推進、災害への対応体制の強化

① 老朽化対策【命と暮らしを守る**インフラ再構築**(老朽化対策、事前防災・減災対策)】

笹子トンネル事故を踏まえ老朽化により危険が生じているトンネル・橋梁等をはじめ河川、道路等の**社会インフラの総点検を速やかに実施**し、緊急的な補修など必要な対策を講ずる。

施設毎の「総点検実施要領(案)」
の参考送付(2月27日事務連絡)

総点検実施要領(案)の入手先
http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/mente_roadstock.html
【国土交通省HP → 政策情報・分野別一覧 → 道路
→ 道路ストックの総点検】

H24補正予算で支援
【社会資本整備総合交付金(効果促進事業)】

総点検を踏まえた修繕事業の実施

2

道路ストックの老朽化対策

○道路附属物等の点検、点検結果を踏まえた修繕、舗装修繕、LED道路照明灯の整備、老朽化対策のソフト施策、コスト削減のための技術開発等を実施

<道路附属物の点検>



道路照明点検



道路情報板点検

<道路構造物(トンネル・橋梁等)の緊急修繕>



トンネル修繕

ひび割れ注入による補修



橋梁修繕

炭素繊維シートによる補修

<舗装修繕>



切削オーバーレイによる補修

<LED道路照明灯の整備>



LED道路照明灯の整備

<老朽化対応のソフト施策>

- 構造物のデータベース作成
 - ・トンネル等の道路構造物に係るデータベースの構築検討(地方公共団体管理を含む)
 - ・既に構築した「全国道路橋データベースシステム」について、地方公共団体の参画を進め、効率的な維持管理に活用
- 自治体計画策定支援
 - ・地方公共団体における道路構造物の点検及び長寿命化修繕計画の策定等について、技術的な支援を実施
- 技術開発
 - ・非破壊検査等 等

日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定):内閣府資料₃

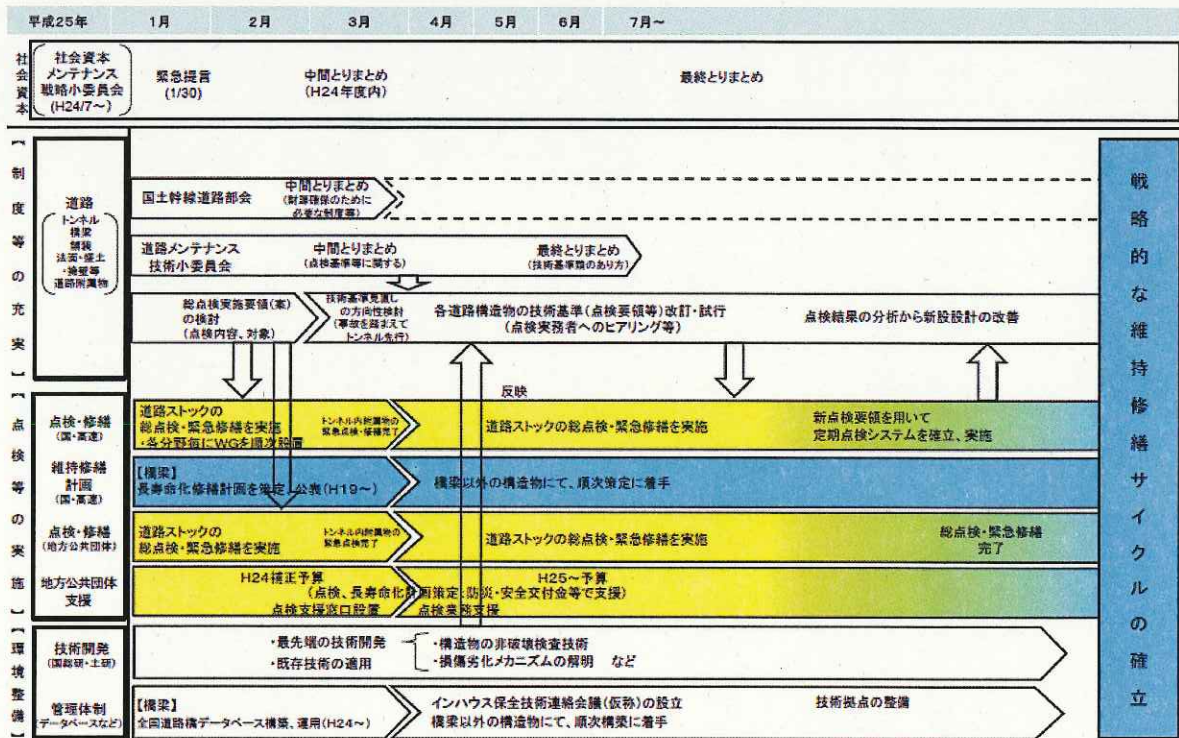
2. 道路構造物の今後の維持管理について①

道路構造物の今後の維持管理(案)について【国・高速、地方公共団体】

	緊急点検・応急処置等 ^{※1}	総点検・緊急修繕	戦略的な維持修繕サイクル
対象物	トンネル (天井板及び添架附属物のみ)	道路施設 (トンネル・舗装・法面・盛土・擁壁等・道路附属物・橋梁 ^{※2})	
定義・目的	笹子トンネル事故を踏まえ、 落下による第三者被害の防止の観点 から実施する点検及び修繕	落下、倒壊による第三者被害の防止の 観点(重大事故防止を含む)から実施す る点検及び修繕	予防保全の観点から実施する点 検、修繕計画、修繕のサイクル
点検 要領等	既存の点検要領等 + 事務連絡	既存の点検要領等 もしくは 総点検実施要領(案)	新たな点検要領
平成24年度	【国・高速、地方公共団体】 ・トンネル天井板の緊急点検・緊急修繕完了 ・重量附属物の緊急点検・緊急修繕完了 【国・高速】 ・その他附属物の一斉点検・緊急修繕完了 【地方公共団体】 ・その他附属物の一斉点検完了	【国・高速、地方公共団体】 ・総点検実施要領(案)の策定 (点検の対象、点検の方法) ・国、都道府県による市町村支援体制の稼働 ・総点検・緊急修繕の開始 ※H24補正までで約8割の自治体で着手見込み	
平成25年度 以降	【地方公共団体】 ・その他附属物の一斉点検フォローと応急処 置完了	【国・高速】 ・総点検・緊急修繕完了 【地方公共団体】 ・国都道府県による市町村フォロー ・全自治体で総点検に着手 【地方公共団体】 ・全自治体で総点検・緊急修繕の完了	【国・高速、地方公共団体】 ・新たな点検要領の策定、順次試行 【国・高速】 ・戦略的な維持修繕サイクルを開始 【地方公共団体】 ・戦略的な維持修繕サイクルに本格 移行

※1 笹子トンネル事故以前も、各事故等に応じて緊急点検等を実施している。
 ※2 橋梁は、戦略的な維持修繕サイクルを実施中
 <長寿命化計画策定率>
 【国・高速】100%
 【地方公共団体】69%

3. 道路構造物の今後の維持管理について②



出典：社会資本整備審議会道路分科会 第42回基本政策部会(H25.2.6) 資料2から抜粋

4. 総点検実施要領（案）について

- 目的: 第三者被害を及ぼす事象を防ぐ点検の実施に当たって、最低限必要となる点検内容、判定方法を提示
- 対象: 主として市町村
- 備考: 主として市町村が総点検を実施する際に参考となる資料として送付

	要領の適用範囲	点検内容
橋梁	各道路管理者が必要に応じ適用 （第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路を主として適用するが、その他の道路にも準用できる。）	落下・転倒により橋梁下の第三者被害を及ぼす部材及び路面より上の附属施設を近接目視、打音、触診により点検。
トンネル		トンネルの覆工、坑門工、附属施設及びその取付金具を近接目視、打音、触診により点検。第三者被害の可能性のある「変状・異常あり」を抽出。
舗装		巡回にてポットホール、路面の陥没につながる路面の変状などを点検し、応急補修。路面のひび割れ、わだち掘れ、縦断凸凹を目視評価(点検)。また、過去に陥没などが発生した箇所と同条件の路線や地下埋設物が存在する路線に対し路面陥没危険箇所調査(点検)を実施。
道路附属物 (標識、照明、情報提供装置、横断歩道橋等)		道路附属物(標識、照明、情報提供装置、横断歩道橋)について損傷のおそれの高い部位を中心に目視、打音、触診により点検。箇所数が多いことから、規模が大きいもの等、倒壊、落下時に被害のおそれが高いものを優先的に実施。
法面・盛土・擁壁等 (人工構造物)		道路のり面・土工構造物について、第三者被害につながる可能性が顕在化している人工構造物の顕著な老朽化、劣化、変状等を目視、打音、触診により点検。

出典：社会資本整備審議会道路分科会 第2回道路メンテナンス技術小委員会(H25.2.25) 資料4から抜粋

国道企第105号
国道保第16号
国道環安第59号
国道高第210号
平成25年2月27日

各地方整備局 道路部長 殿
北海道開発局 道路維持課長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
各都道府県道路事業担当部長 殿
各政令指定都市道路事業担当部長 殿
各市区町村道路事業担当部長 殿
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 企画部長 殿
東日本高速道路株式会社 管理事業本部長 殿
中日本高速道路株式会社 保安・サービス事業本部長 殿
西日本高速道路株式会社 保安サービス事業本部長 殿
首都高速道路株式会社 保安・交通部長 殿
阪神高速道路株式会社 保安交通部長 殿
本州四国連絡高速道路株式会社 保安部長 殿

国土交通省 道路局

企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

高速道路課長

道路ストックの総点検の実施について

老朽化が進むトンネル・橋梁等の道路ストックの総点検について、各地方整備局等及び高速道路会社においては、別途通知する総点検の実施のための要領を参考とし、既存の定期点検要領等に基づき、引き続き、適切に実施されたい。

地方公共団体におかれても、別途通知する総点検の実施のための要領を参考に、積極的に総点検を推進するようお願いする。都道府県及び政令指定都市におかれては、貴管下地方道路会社に対しても、この旨を周知願いたい。

事務連絡
平成25年2月27日

各都道府県道路事業担当部長 殿
各政令指定都市道路事業担当部長 殿
各市区町村道路事業担当部長 殿

国土交通省 道路局

道路局企画課	企画専門官
国道・防災課	課長補佐
国道・防災課	課長補佐
道路保全企画室	課長補佐
道路防災対策室	課長補佐
環境安全課	課長補佐
環境安全課	課長補佐
道路交通安全対策室	課長補佐
高速道路課	
有料道路調整室	課長補佐

道路ストックの総点検について

標記については、平成25年2月27日付国道企第105号・国道保第16号・国道環安第59号・国道高第210号「道路ストックの総点検の実施について」で通知したところであるが、総点検の実施のための要領を定めたので、参考送付する。また、都道府県及び政令指定都市におかれては、貴管下地方道路会社に対しても、この旨を周知願いたい。

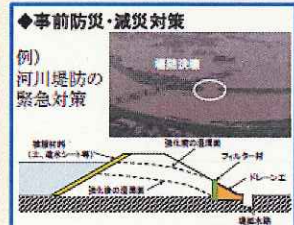
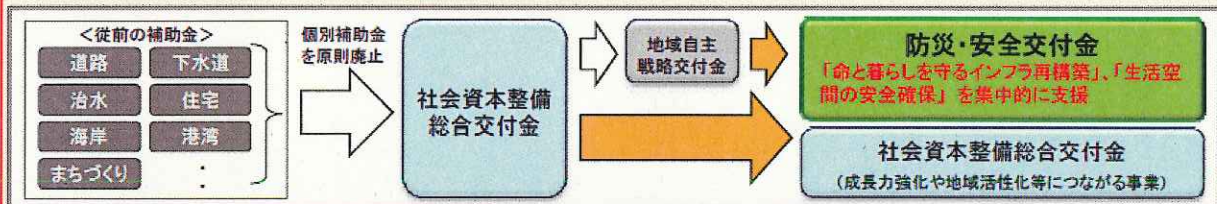
なお、これまでに各機関において点検要領等を作成している場合は、作成済みの点検要領での実施を始めるものではない。

また、総点検結果の報告方法については別途通知するので、後日、報告について協力願いたい。

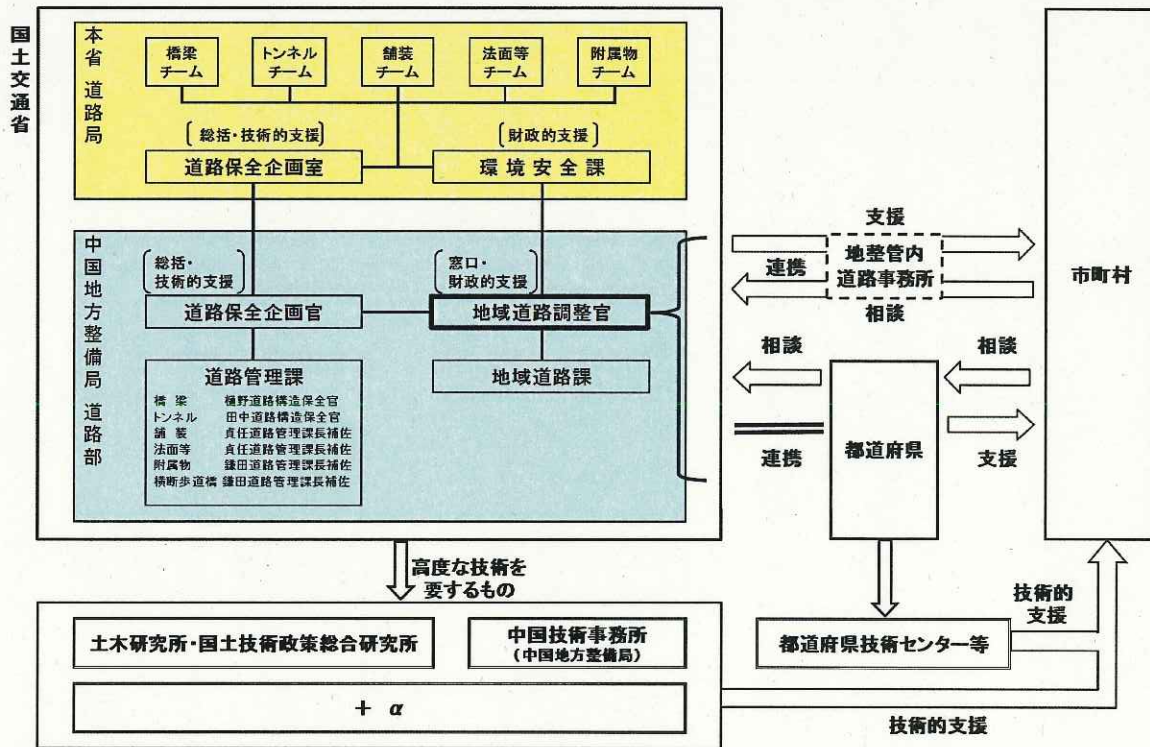
防災・安全交付金

24年度補正予算案5,498億円、25年度予算案10,460億円

- ◇ 地方自治体が実施する次の取組みを集中的に支援
 - ・地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策の取組み
 - ※ 老朽化したインフラの長寿命化など計画的・戦略的な維持管理の取組み、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策、公共施設の耐震化等による安全性向上、密集市街地等の防災性の向上、防災公園の整備 等
 - ・地域における総合的な生活空間の安全確保の取組み
 - ※ 通学路の交通安全対策、道路の無電柱化、歩道・公園施設等の公共空間のバリアフリー化 等
 - ・効果促進事業の活用による効果的な取組み
 - ※ ハザードマップ作成、避難計画策定、避難訓練 等 ※ 効果促進事業は全体事業費の20%日途（社会資本整備総合交付金と同様）
- ◇ 防災・安全対策の一層の充実のため、交付金の支援対象メニューを拡大
 - ※ 天井などの非構造部材まで含めた住宅・建築物の耐震化、既設エレベーターの安全確保、宅地の液状化対策 等
- ◇ 個別事業分野にとらわれない事業計画の横断的・大活り化、事業ニーズに対応した重点的配分、効果促進事業の先進事例のリスト化等を通じ、地方自治体の使い勝手を向上



中国地方整備局における市町村に対する点検支援体制



5. 総点検実施要領（案）各編の概要

(1) 橋梁編のポイント

- ・点検に不慣れな市町村が処理しやすいよう簡易な判定区分を設定
- ・第三者及び道路利用者被害を及ぼす事象を防ぐために必要な点検内容を提示
- ・道路附属物についても、点検対象、点検方法を設定

1. 点検の目的

- 道路橋における **第三者及び道路利用者被害の防止**

2. 点検対象

- 第三者及び道路利用者の被害が予想される橋梁において
 - ・路下の第三者がいる可能性のある位置に、落下、転倒する部材
 - ・路面より上方の全ての部材・橋梁附属物等

「橋梁本体」

主桁、横桁等、斜長橋斜材、吊り橋ケーブル、床版工、伸縮装置、高欄、排水施設、下部工等

「橋梁附属施設」等、橋梁に付帯されているもの全て

照明施設、標識・道路情報提供(収集)施設、遮音・防風・防雪施設等

3. 点検方法

- 近接目視、触診、打音検査等

4. 点検結果等

- 点検結果の判定区分、記録を簡略化



主桁



PC桁横締め定着部



主桁、断面修復部



主桁、掛け違い部、目地板

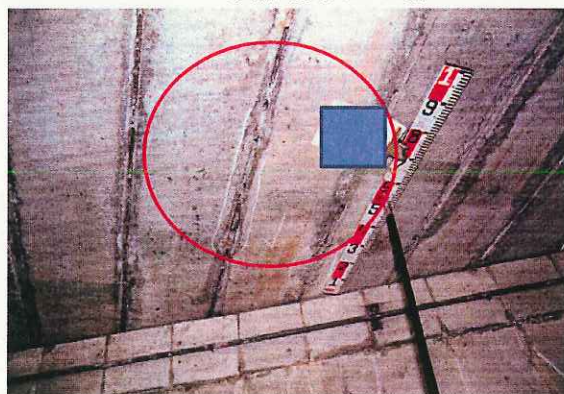
出典：道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



床版(張り出し部)



床版(中間部)

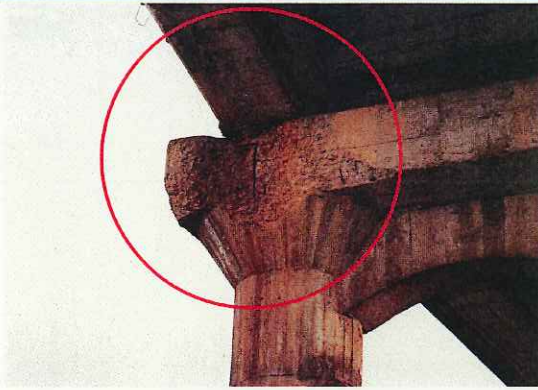


床版(PC間詰め部)

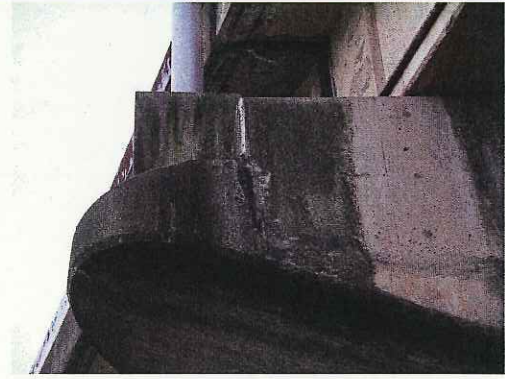


床版(遊離石灰のつらら状結晶)

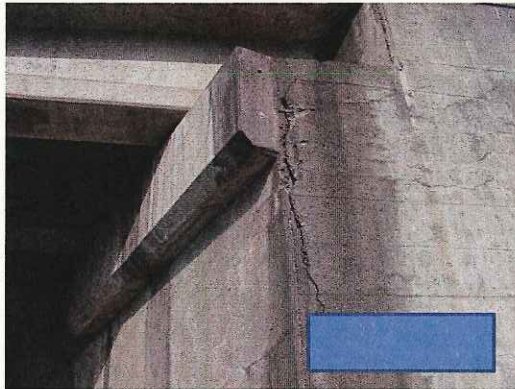
出典：道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



橋脚(横梁)



橋脚(照明柱基礎)

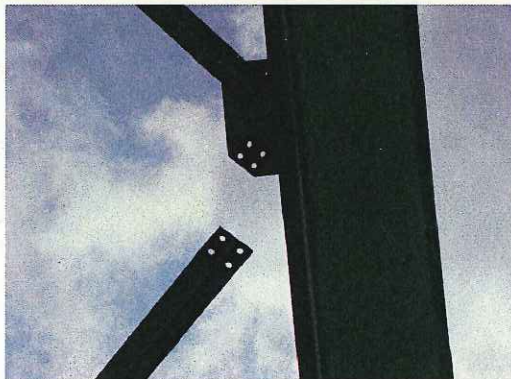


橋台(あと施工コンクリート)



橋台(セパレータ頭部)

出典: 道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



上横構



ボルト抜け落ち対策の例



落橋防止システム

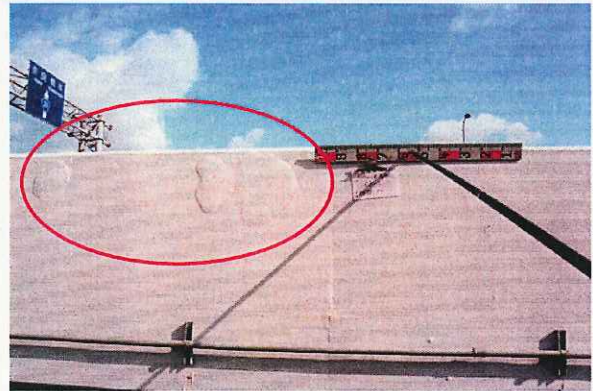


伸縮装置

出典: 道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



高欄(鋼製)



高欄



地覆

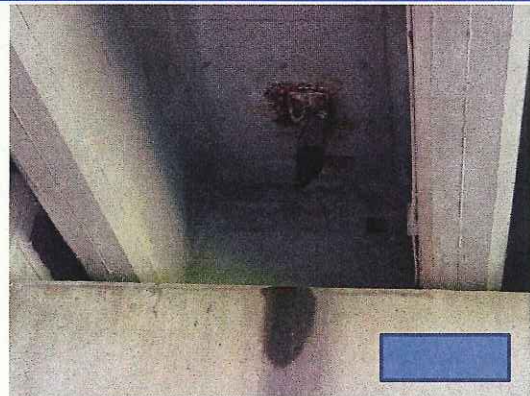


地覆

出典:道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



排水管



排水管



遮音壁



投げ捨て防止柵

出典:道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



照明施設



標識

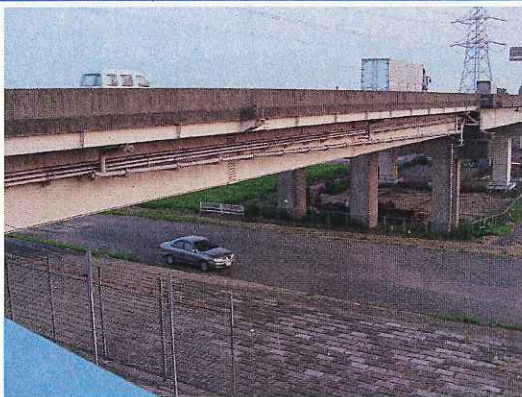


上部構造検査路



下部構造検査路

出典: 道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



ケーブルラック



衝突防止施設



架電類



ライト

出典: 道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局

5. 総点検実施要領（案）各編の概要

(2) トンネル編のポイント

- ・点検に不慣れな市町村が処理しやすいよう簡易な判定区分を設定
- ・道路附属物についても、点検対象、点検方法を設定

1. 点検の目的

- 道路トンネルにおける**第三者及び道路利用者被害の防止**

2. 点検対象

- トンネル本体工及び道路附属物等

「トンネル本体工」

覆工、坑門、内装板、天井板、路肩、路面および排水施設、漏水防止樋、はく落防止対策工 等

「道路附属物等、トンネルに付帯されているもの全て」

照明、標識、ジェットファン、警報表示板、吸音板、ケーブル類 等

3. 点検方法

- 近接目視、打音検査、触診

4. 点検結果等

- 点検結果の判定区分を簡略化

19



横断方向目地部の弧状のひび割れ



逆巻き工法の縦断方向打ち継目と化粧モルタル



縦断方向のひび割れ



横断方向継目地の中間付近に発生したひび割れ



ひび割れによるブロック化



補修モルタルの剥離



段差、ひび割れ、路肩変形の異常



天井板コンクリートのうき

出典：道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



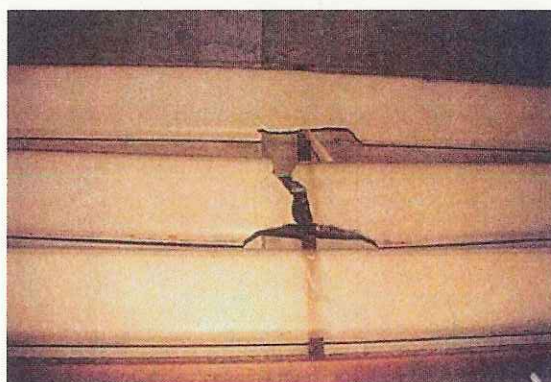
アンカーボルトの腐食、ゆるみ



照明灯具及び取付金具の腐食



坑門



内装板

出典：道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局

5. 総点検実施要領（案）各編の概要

(3) 舗装編のポイント

- ・市町村が点検しやすいよう路面性状調査に目視評価を導入
- ・地下埋設物の存在する路線などで路面陥没危険箇所調査

1. 点検の目的

- 舗装路面の状態把握及び**第三者被害防止の応急措置**
- **路面陥没危険箇所調査の把握と予防**

2. 点検対象

- 主に幹線道路の舗装路面及び路面下

3. 点検方法

- ひび割れ、わだち掘れ、縦断凹凸を目視評価
- ポットホール、陥没につながる路面の変状などを巡回で実施
- 地下埋設物が存在する路線などで路面陥没危険箇所調査

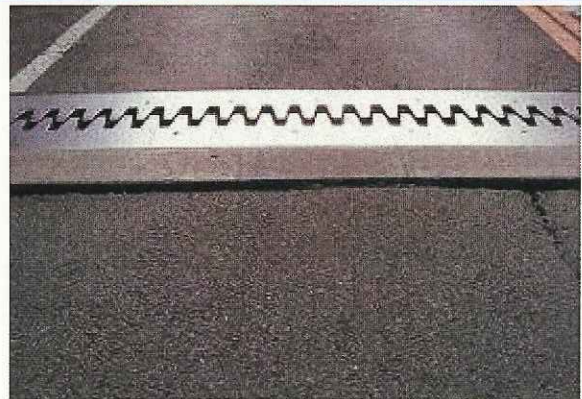
4. 点検結果等

- 目視評価などに合わせた記録様式

23



ポットホール



段差



占用復旧跡の沈下



コンクリート舗装の角欠け

5. 総点検実施要領（案）各編の概要

（４）道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編のポイント

- ・第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路への適用を主
- ・規模が大きい施設等を優先的に実施

1. 点検の目的

- 標識等の損傷による**第三者及び道路利用者被害の防止**

2. 点検対象

- 道路標識（路側式、片持式、門型式、添架式）
 - 道路照明施設（ポール照明方式、添架式）
 - 道路情報提供装置（路側式、片持式、門型式、添架式）
- ※設置箇所数が膨大であるため、第三者被害が大きくなるおそれが高い、規模が大きい施設等を優先的に点検

3. 点検方法

- 近接目視を基本とし、必要に応じて板厚調査等

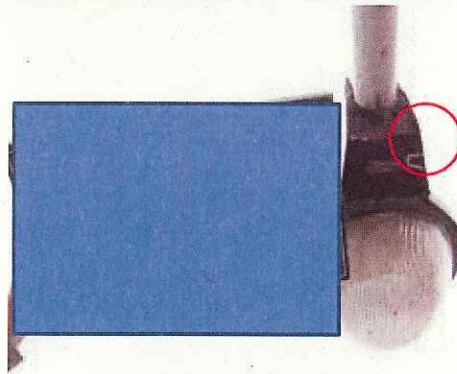
4. 点検結果等

- 点検部位毎に、損傷内容に応じて判定
- 施設の位置や損傷部材を事後に特定できるよう写真等を活用して記録

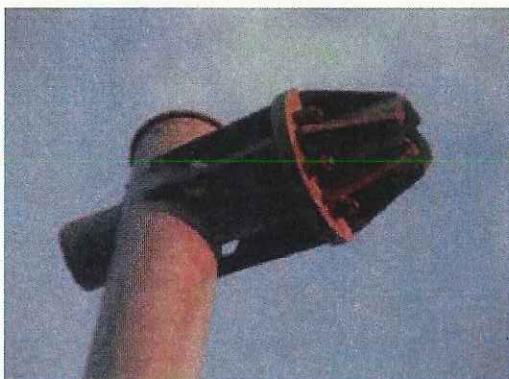
25



灯具に亀裂



灯具取付ボルトの脱落



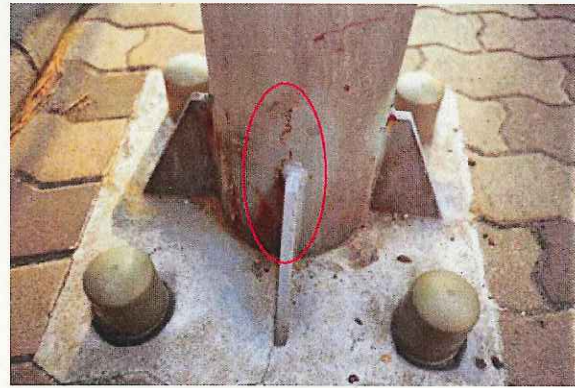
横梁基部の亀裂による破断



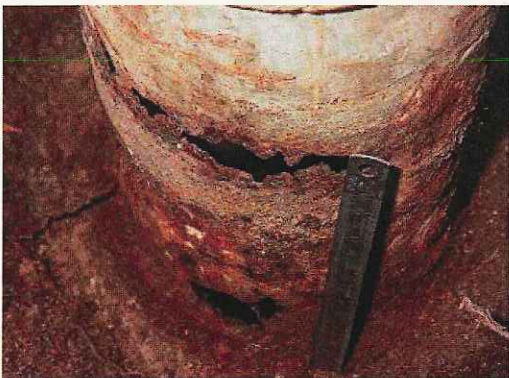
支柱溶接部の腐食による破断



電気設備開口部の腐食



支柱基部のき裂(塗膜の割れ)

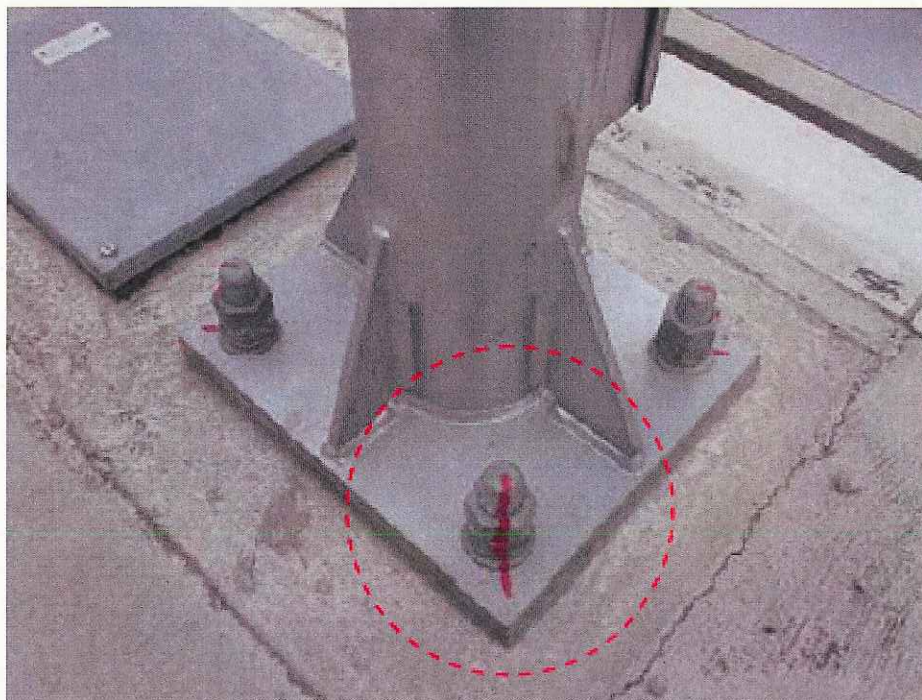


支柱基部(路面境界部)の腐食



支柱内部に雨水が滞水

出典:道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



合いマークの施工

出典:道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局

5. 総点検実施要領（案）各編の概要

(5) 横断歩道橋編のポイント

- ・橋梁の点検方法に準じて点検を実施
- ・横断歩道橋に特有な構造体の接合箇所や添架物に、特に着目して点検を実施

1. 点検の目的

- 横断歩道橋における**第三者及び道路利用者被害の防止**

2. 点検対象

- 横断歩道橋及び横断歩道橋に付帯されているもの全て
- ※点検部位は、橋梁に準じる
- ※横断歩道橋に特有な構造体の接合箇所や添架物に特に着目

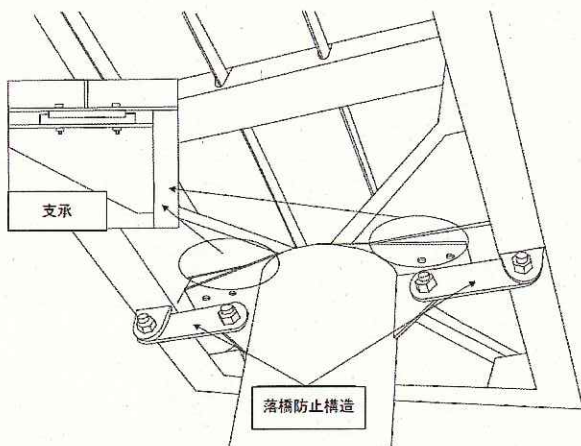
3. 点検方法

- 近接目視を基本
- ※標準的な方法は、橋梁に準じる。

4. 点検結果等

- 点検結果の判定基準は、橋梁に準じる。
- 施設の位置や損傷部位を事後に特定できるよう写真等を活用して記録

29



※ラーメン構造の場合を除く

図4 横断歩道橋部位区分((1)横断歩道橋本体 - (b)下部工 その1)

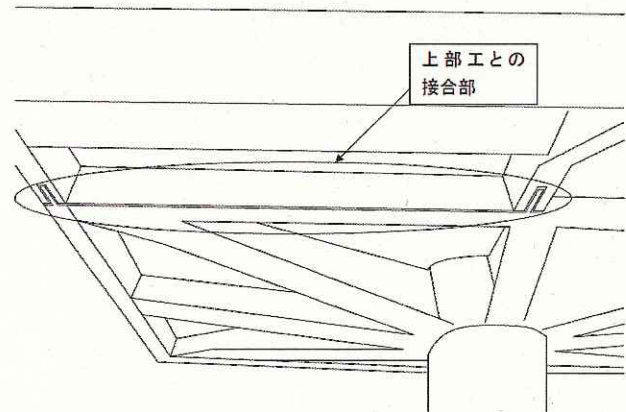


図6 横断歩道橋部位区分((1)横断歩道橋本体 - (c)階段 その1)



橋脚、著しい腐食(膨張)



上部工との接合部(板厚減少)



主桁(階段)、著しい腐食(板厚減少及び断面欠損)



手すり、溶接部の破断(腐食を伴う)

出典:道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局

31

5. 総点検実施要領(案)各編の概要

(6) 道路のり面工・土工構造物編のポイント

- ・第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路に主として適用
- ・変状等の異常を把握するための点検内容を提示

1. 点検の目的

- のり面工、土工構造物における**第三者被害の防止**

2. 点検対象

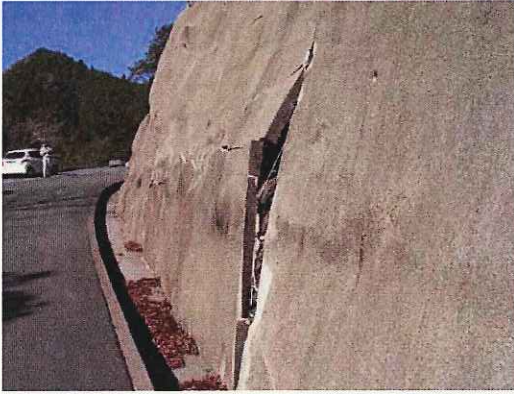
- のり面工、斜面安定工及びカルバート工、並びにそれらに付帯されているもの全て
- ※近年の点検によって健全性が十分確認されているものは、省略も可

3. 点検方法

- 路上目視、近接目視、触診、打音検査等
- ※路上目視を一次点検として先行実施し、近接目視等を二次点検とする段階的の点検とすることで、効率性が期待される場合がある。

4. 点検結果等

- 点検結果の判定基準を提示
- 変状の位置や部位を事後に特定できるよう写真等を活用して記録



吹付のり面の目地部分でのずれ及びはらみだし



劣化したのり枠のモルタル片



のり面全体に崩壊が生じている例

出典：道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



のり尻部の崩壊と湧水



アンカーの飛び出し



頭部コンクリートの破損



壁面の割れ



鋼部材の著しい腐食・破断

出典：道路ストックの総点検実施要領(案)、平成25年2月、国土交通省 道路局



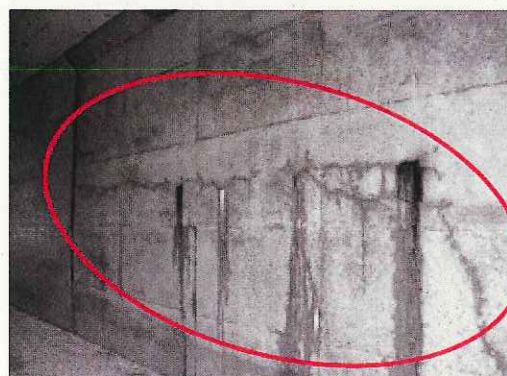
シェッド、コンクリートの剥離



照明枠及び取付部材、著しい腐食



防護柵横梁、破断・変形



カルバート、側壁のひび割れ

地域建設業の事業継続計画
(BCP)認定制度



平成25年4月
中国地方整備局

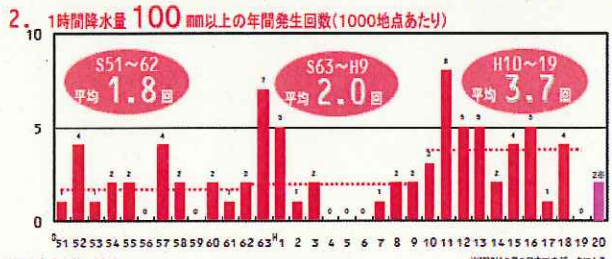
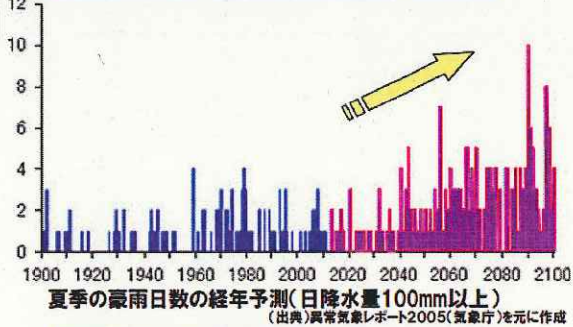
1. なぜ、災害時の事業継続計画
(BCP)が必要か

最近の気候変化について

集中豪雨の発生が増加している
 最近10年(H10~19)と30年前(S53~62)を比較すると
 時間50mmの豪雨は、約**1.5倍**
 時間100mmの豪雨は、約**2.0倍** 増加

豪雨日数、降水量ともに増加が予測

夏季の豪雨日数が今後急増



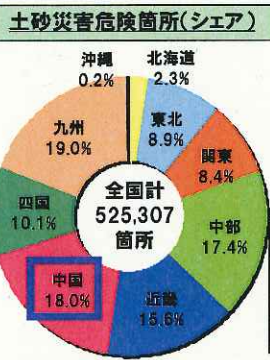
将来の降水量が増加(2080~2099平均)



時間50mm以上の雨は『非常に激しい雨』
 時間80mm以上の雨を『猛烈な雨』と表現され、
 視界が悪く車の運転等に危険を生じる。
 出典：気象庁IP雨の強さと降り方より

中国地方の過去の主な風水害

○土砂災害危険箇所数は、広島県、島根県、山口県が全国の上位3位を占めている



都道府県別土砂災害危険箇所数

順位	都道府県	箇所数
1	広島県	31,987
2	島根県	22,296
3	山口県	22,248
...
20	岡山県	11,999
...
36	鳥取県	6,168

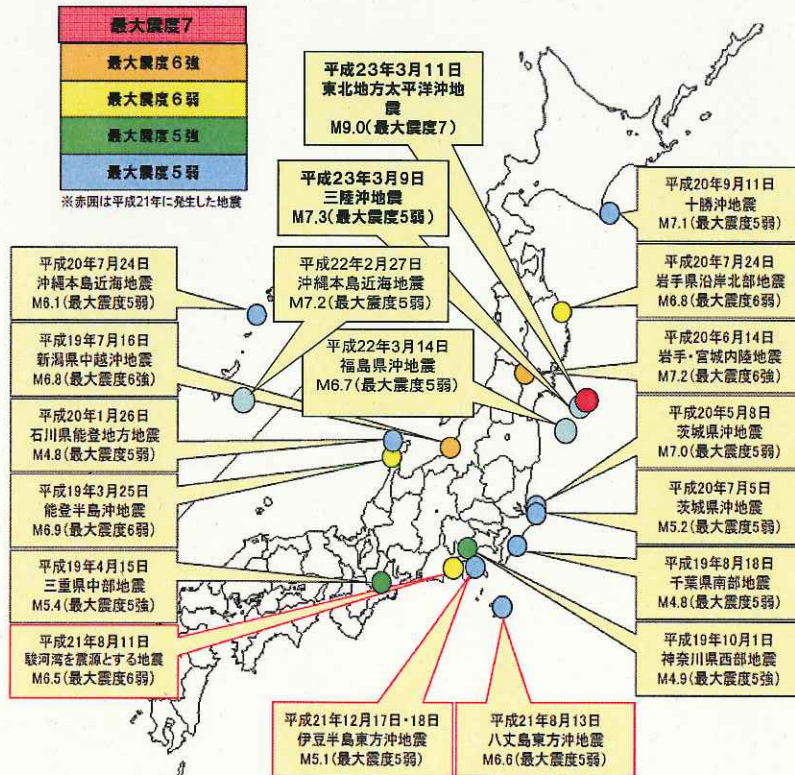
過去の主な土砂災害・水害

凡例(土砂災害危険箇所)
 ■ 100箇所未満
 ■ 100箇所以上500箇所未満
 ■ 500箇所以上
 ○ 水害
 ○ 土砂災害

平成47年7月 豪雨 (島根県出雲市)
 平成18年7月 豪雨 (島根県松江市)
 昭和54年10月 豪雨 (鳥取県鳥取市)
 平成17年9月 台風14号 (山陽道:山口県岩国市)
 昭和58年7月 豪雨 (江の川:島根県江津市)
 平成22年7月 ゲリラ豪雨 (広島県庄原市)
 平成21年7月 中国・九州北部豪雨 (山口県防府市)
 昭和47年7月 豪雨 (広島県三次市)
 平成16年9月 台風18号 (太田川:広島市西区)
 平成11年9月 台風18号 (広島港:広島市中区)
 平成11年6月 豪雨 (広島市佐伯区)
 平成17年9月 台風14号 (太田川:広島市安芸大田町)

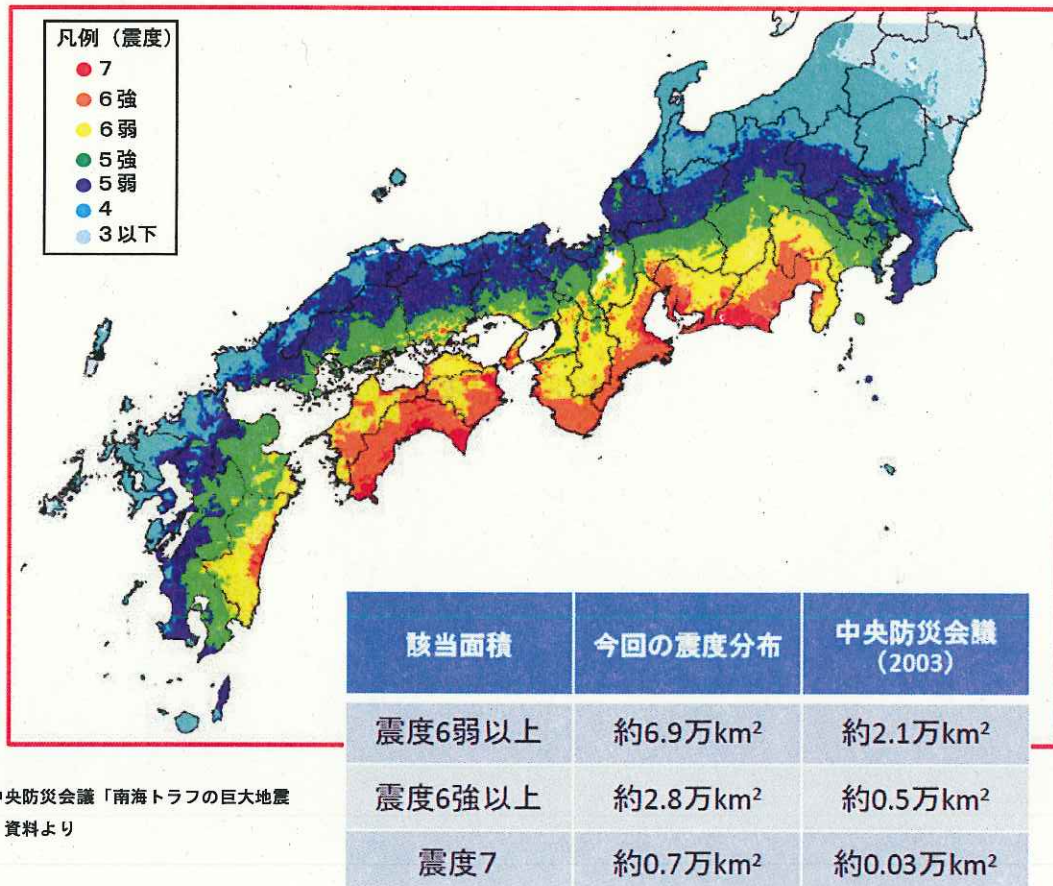
出典：都道府県別土砂災害危険箇所(国土交通省 砂防部)
 ※土砂災害危険箇所とは、土石流危険渓流等、急傾斜地崩壊危険箇所等、地すべり危険箇所の合計値
 ※土石流危険渓流等、急傾斜地崩壊危険箇所等は、H14公表値
 ※地すべり危険箇所は、H10公表値

頻発する地震 震度5弱以上の発生状況(平成19年1月1日～23年3月)



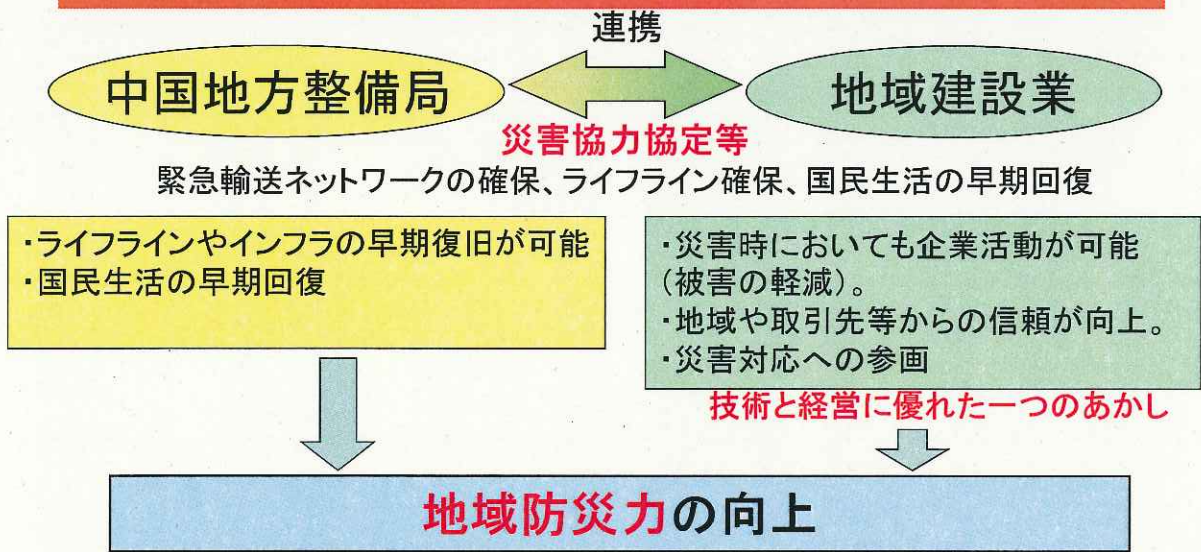
各地震のマグニチュード、震度等は気象庁の発表

南海トラフの巨大地震

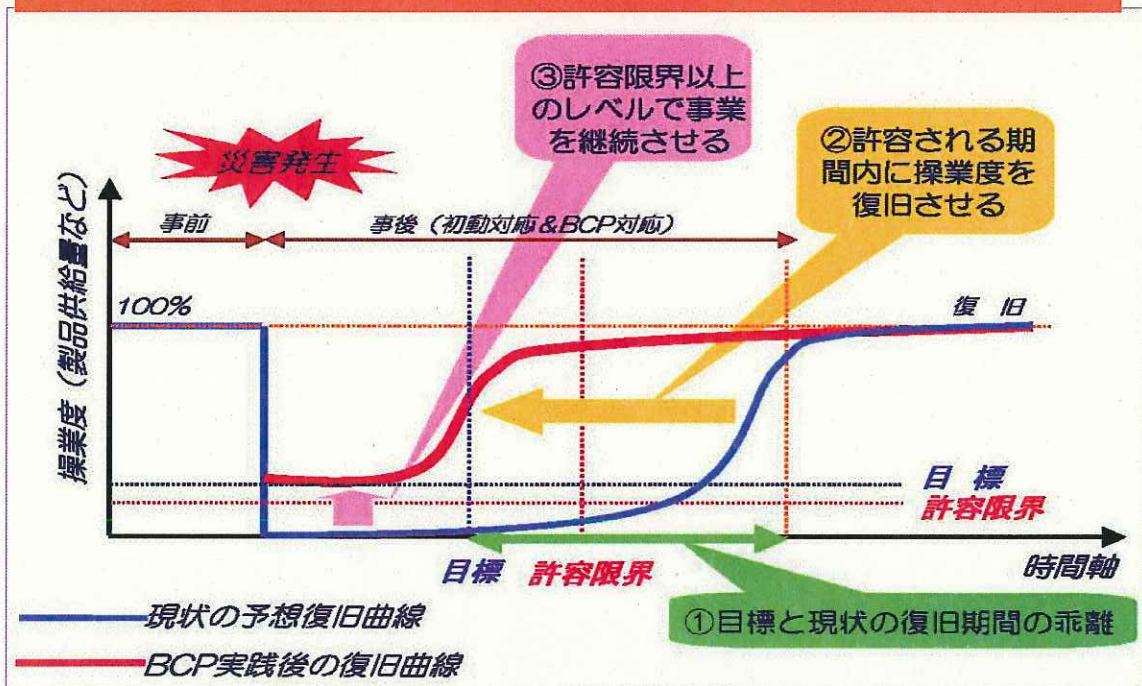


出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震検討会」資料より

地域建設業におけるBCPの必要性と意義



BCPはなぜ必要か



BCP発動の経緯

2005年

内閣府や経済産業省がBCPガイドラインを策定し、本格的な普及啓発に乗り出した。

・2007年

新潟県中越沖地震で、自動車メーカーの被災により、自動車産業のすべての活動が停止し、BCPの重要性が改めて認識された。

・2011年

東日本大震災では、日本の災害史上初めて、複数の企業が大規模災害に対して実際にBCPを発動し、事業を継続させることに成功した。

福島県
いわき市
国道6号



宮城県 気仙沼市 国道45号



岩手県 山田町 国道45号



出典:「リスク対策.com 2011/05」より編集

写真は国土交通省東北地方整備局資料

2. 地域建設業に求められるBCPとは

建設業の事業継続の事例 東日本大震災後の対応

本社所在地 : 仙台市若林区
企業名 : 皆成建設株式会社
社員数 : 35人
BCP策定 : 2010年3月

『BCPを策定していなければ、何をどうしていいのか分からなかった。BCPが事業の早期復旧に大きな役割を果たした。』(総務部長談)

皆成建設(株)のBCP策定の目的

- ①従業員を守る → 死傷者を出さない。全従業員の雇用を確保。
- ②企業を存続させる → 対応が後手にまわれれば廃業に追い込まれる。
- ③地域の活力を守る → 早期事業回復によって地域に貢献できる。

皆成建設(株)BCPにおける被害想定

- 震度6以上の地震(電気6日、ガス53日、下水道が50日止まる想定)
- 10メートルの津波

皆成建設(株)BCPの大きな特徴

- 2ヶ月収入が途絶えても人件費などが支払えるよう資金を確保した
- 電子データは、2重、3重のバックアップを取っていた
- 社屋が使用不可能になることをあらかじめ想定し、従業員の宿泊対応から社屋外での事業継続体制まで、万全の準備を整えていた

出典:「リスク対策.com 2011/05」より編集

建設業の事業継続の事例 東日本大震災後の対応

同社BCPにおける目標復旧時間

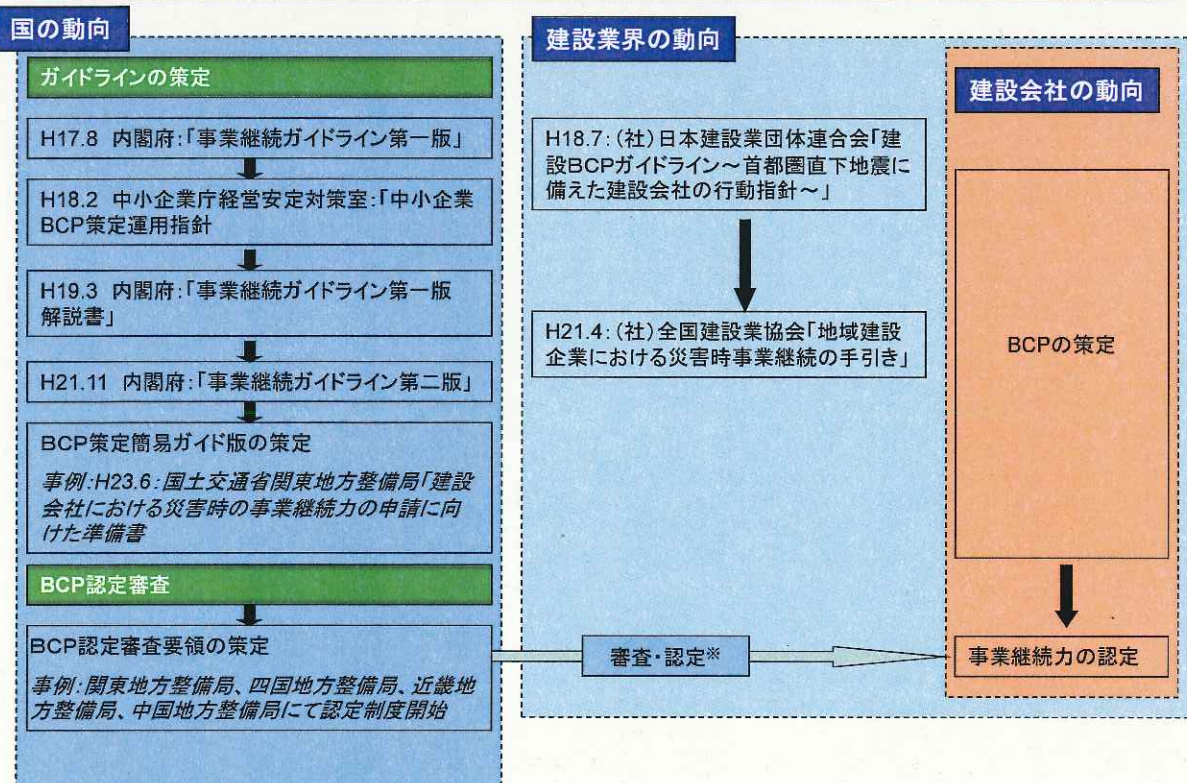
- ・インフラ復旧協力体制づくり 24時間以内
- ・施工中物件の二次災害防止と被害報告 24時間以内
- ・施工中物件の被害状況と顧客フォロー 48時間以内
- ・施工中物件の応急措置完了 72時間以内

※これらすべてを達成できた。

- ・ 被災翌日には、区から復旧作業に向けた道路の確保や地域の被害調査の要請があり、現場へ駆けつけることができたのは同社だけだった。
- ・ BCPを勉強していくうちに、地域を支える建設会社にこそBCPが必要だと確信し、全社を挙げてBCP策定に取り組んだ。BCPで今回の震災を乗り越えられたことは大きな成果。(社長談)

出典:「リスク対策.com 2011/05」より編集

BCPの動向



想定被害による自社への影響

例えば 震度6強程度の地震が発生したら

……→ 自社の被害は？

- ・社屋は使えるか？周辺で火事は？
- ・社員は無事か？集まれるか？
- ・連絡 通信手段はあるか？
- ・パソコンやデータは無事か？
- ・社長が不在なら 指揮は誰が執るか？

皆様の会社の社員とその家族の生命・安全の確保が第一です。

企業活動に不可欠な、人、モノ、カネ、情報、プロセス(許認可など含む)への影響を考えることが有効です。

BCP策定のポイント

1. 継続すべき重要業務を絞り込みます。

- 発災後、活用できる資源に制限があります。
- 優先的に実施または継続すべき重要業務を絞り込みます。

2. 目標時間を定めます。

- 各重要業務に対して、目標時間(着手)を設定します。

3. 事前対策(代替案)や災害時の行動計画を用意します。

- 重要業務の実施または継続に不可欠な人員と資機材を洗い出します。
- 発災後に人員と資機材を迅速かつ確実に調達できるように、事前対策(代替案)を用意します。
- 発災後に迅速かつ確実に行動できるように、災害時の行動計画を用意します。

4. 定期的な見直しが不可欠です。

- 最新の企業実態や情報を反映するため、定期的な更新・見直しが不可欠です。

災害が起きたら実施すべきこと

継続すべき重要業務の絞り込みと目標時間の設定

○ 安否確認

○ 施工中の現場の被害状況の確認

(二次災害の防止)

○ 重要取引先に対する連絡と調整

○ 災害協定業務、その他の応急復旧業務

その他

平時から準備すべきこと

事前対策(代替案)や災害時の行動計画を用意

○災害時の対応体制

- ・社員及び家族の安否確認方法
- ・設備、什器の固定
- ・重要な情報のバックアップ など

○対応拠点の確保

○情報発信・情報共有

- ・災害発生直後に連絡すべき相手先リスト

○人員と資機材の調達

- ・自社が保有している人員や資機材リスト
- ・災害発生直後に調達するリスト

定期的な見直しが必要です

- ・BCPは、従来の防災計画や防災対策を基礎としつつ、それを発展させた計画であると考えてください。
- ・最初から完璧なBCPを目指す必要はありません。会社の実情に応じた「使えるBCP」を作成することが大切です。
- ・BCPは、一度策定すればよいというものではありません。訓練や定期的な見直しを通じて、BCPを継続的に改善していくことが大切です。

3. 中国地方整備局の認定制度とは

「中国地方地域建設業BCP認定制度」

1. 地域建設業のBCPの必要性と意義

- ・災害時には、早期機能回復を図るため、官民一体となった対応が求められる
- ・その中でも、応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて大きい
- ・建設会社自らが被害を受けた場合には、①従業員を守る②企業を存続させる ことが必要
- ・そのため、中国地方の地域防災力の向上を図るため、地域建設業BCP認定制度を開始

2. 認定制度の概要

- ・審査会及び認定基準に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、中国地方備局長が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている会社」として、2年間の認定証を交付
- ・「一般土木」「維持修繕」の資格認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社を対象

3. 経緯

- ・平成23年度、有識者・建設業協会・整備局で構成する「検討会」において、公募・作成・審査・認定の仕組みをとりまとめ、実施要領を策定
- ・平成24年度、有識者と整備局で構成する「審査会」を発足させ、認定基準を策定し、公募開始
- ・平成24年度 第1回認定の申込期間は、10月15日～11月15日
- ・書類審査及び口頭審査を11月～12月に実施。審査会を1月28日に開催。
- ・認定証交付を2月19日に実施。

中国地方の地域建設業BCP 第1回認定 / 認定証交付式

平成24年度から開始した「中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)認定制度」について、昨年10月から公募を行い、去る1月28日(月)に「同審査会(委員長:山口大学大学院三浦教授)」による審査を行った結果、2月19日(火)に、中国地方で初めての認定となる76社に対し、認定証を交付しました。

交付式では、局長から各県の代表者に対し認定証が授与されました。局長からは、「災害時の基本的な事業継続力を備えた建設会社として認定証を交付する。これを契機に、より一層の地域防災力の強化につなげたい」と挨拶がありました。



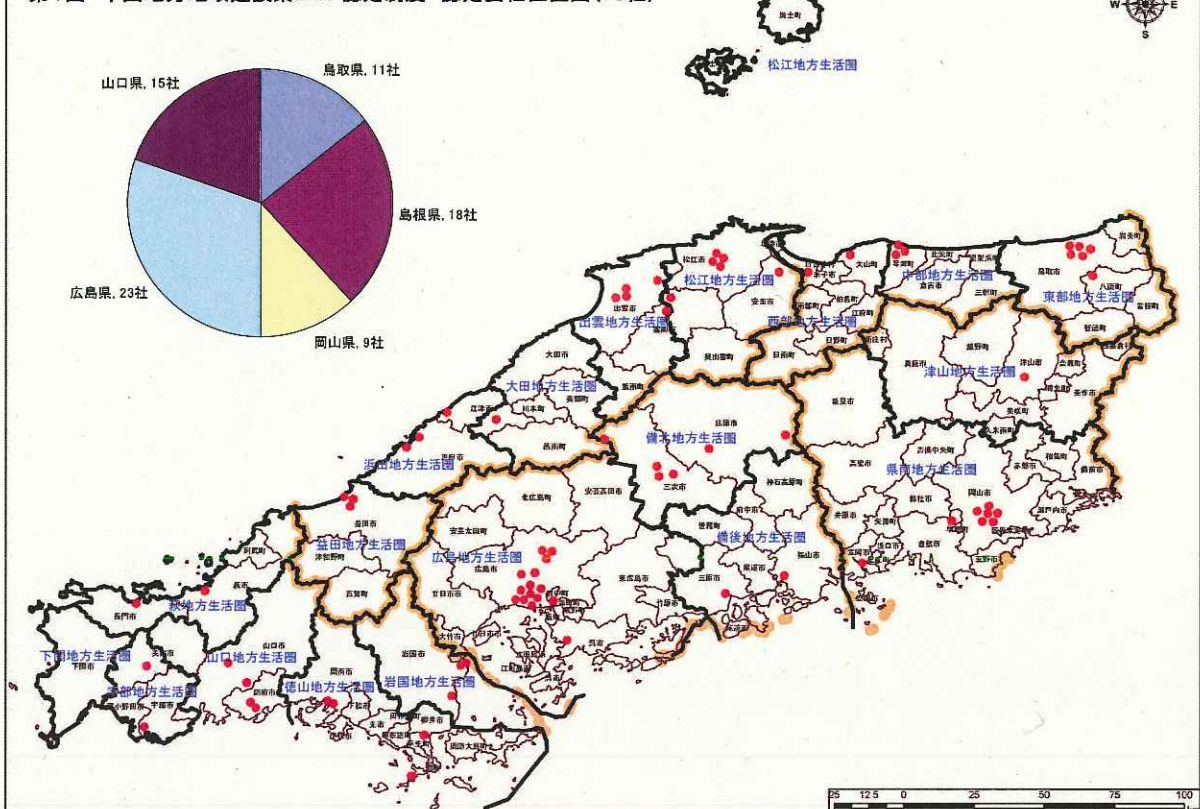
※ 認定制度の概要

中国地方に本店があり、「一般土木」「維持修繕」の一般競争参加資格の認定を受けている建設会社等を対象とし、審査会により定めた認定基準に適合した社に対し、2年間の有効期限を持つ認定証を交付する。

平成25年度からは年2回認定を行う予定。

認定者を代表して、(株)中筋組 代表取締役社長 中筋豊通氏が、「地域とともに、地域のために、より一層の努力を重ねたい」と熱く 誓いの言葉を述べられました。

第1回 中国地方地域建設業BCP認定制度 認定会社位置図(76社)

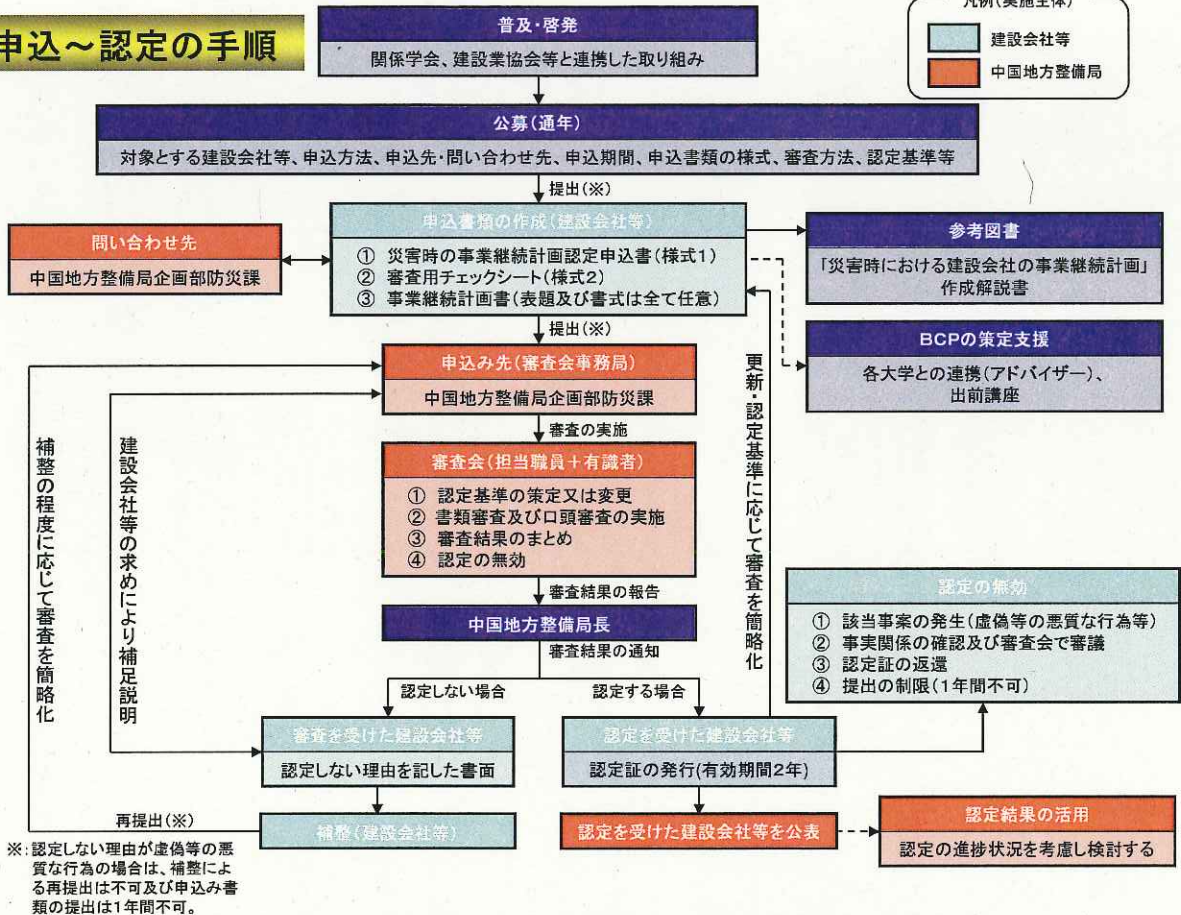


今後のスケジュール

スケジュール	H24年度												H25年度												備考				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
周知期間	—————												----->																
募集・審査							■	→											■	→					5月・10月に申込 受付				
認定(審査会)												★												★				★	平成25年度から は年2回認定

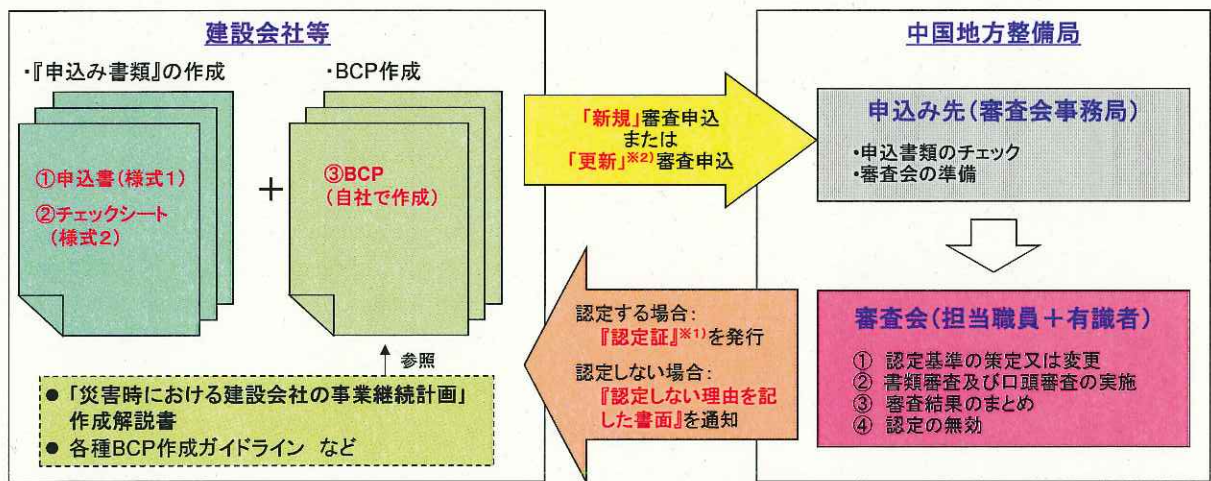
4. 申込から認定までについて

申込～認定の手順



中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領の構成概要図

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定」の手続きの流れ



※1) 認定を受けた災害時の事業継続計画の有効期間は、2年間。

※2) 認定を受けた建設会社等で有効期間が経過した後、引き続き災害時の事業継続計画の認定を受けようとする建設会社等は、上記と同様の手続きで更新審査申込みが必要。

作成する書類(申込書類)一式

作成解説書は、中国地方整備局において実施している事業継続計画認定の審査書類作成の手引きになっており、確認項目毎に示している記載方法や記載様式を参照しながら作成して頂けるとより効率的です。

申込書類 次の3種類

1, 災害時の事業継続計画認定申込書(様式1)

2, 審査用チェックシート(様式2)

3, 事業継続計画書(表題及び書式は全て任意)

参
考

「災害時における中国地方地域建設業の事業継続計画」 作成解説書

※作成解説書に掲載している様式の内容は記載例であり、「チェック項目」が確認できる内容であれば、様式(記載例)の全ての項目を記載する必要はありません。

その他、「実施要領」「審査会規約」「認定基準」「公募要領」等をご確認下さい。

【様式1】

平成〇〇年度 第〇回認定用

災害時の事業継続計画認定

申 込 書

平成〇年〇月〇日

中国地方整備局長
〇〇 〇〇 殿

会 社 名

法人印

代表者・役職・氏名

公 印

所 在 地

電 話

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領」に基づき、当社が定めた災害時の事業継続計画の認定について、次のとおり申込みます。

1. 申込種別 新規・更新 (いずれかを○で囲む)

2. 申込書類

(1) 災害時の事業継続計画認定申込書(様式1)

(2) 審査用チェックシート (様式2)

(3) 事業継続計画書(表題及び書式は全て任意)

【担当窓口】

所属部署・役職

氏 名

連絡先 TEL

FAX

E-mail

【様式2】 審査用チェックシート

会社名	
申込種別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新

○記載ページ: 記載しているページを全て記入(自社BCP、添付資料等)
 ○審査用記入欄: 審査側が記入する欄です。申請者は記入しないで下さい。

A 計画策定の意義と検討体制

確認内容	チェック内容	記載ページ	審査用記入欄(審査側が記入)
A-1 計画策定の意義・目的、検討体制	<input type="checkbox"/> 計画策定の意義・目的が記載されている		
	<input type="checkbox"/> 計画策定の検討体制が記載されている		
A-2 周知方法	社員への周知方法を記載している <input type="checkbox"/> 社員への具体的な周知方法が記載されている		

B 重要業務の選定と目標時間の把握

確認内容	チェック内容	記載ページ	審査用記入欄(審査側が記入)
B-1 受ける被害の想定	自社周辺地域の災害を想定している <input type="checkbox"/> ハザードマップなどに自社関連施設(拠点、倉庫、協力会社、社員住居、参集・資材調達ルートなど)をプロットしている		
	<input type="checkbox"/> 自社周辺のピックアップした災害の内、事業継続計画で対象とする災害を選定している		
	<input type="checkbox"/> 地域で想定される大規模な災害をピックアップしている		
	対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している <input type="checkbox"/> 対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している		
B-2 重要業務の選定	<input type="checkbox"/> 重要取引先に対する連絡と調整		
	<input type="checkbox"/> 災害協定業務、その他の応急・復旧業務		
	<input type="checkbox"/> 重要業務の選定根拠が記載されている		
	<input type="checkbox"/> 資料作成年月日が記載されている		
B-3 目標時間の把握	<input type="checkbox"/> 想定する災害がいつ何時に発生した場合のものが記載されている		
	<input type="checkbox"/> 重要業務毎に目標時間が記載されている		

+ 各社が作成したBCP

5. 関係資料等の入手

関係書類の入手方法



http://www.cgr.mlit.go.jp/

中国地方における地域建設業の
BCP認定制度

ここです

BCP認定制度 第1回審査において76社を認定しました

目的

災害時においては、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期機能回復を図るため、官民一体となった災害応急対策が求められています。中でも道路等の再開をはじめ被災地での応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて大きいと言えます。さらに、災害により建設会社等自らが被害を受けた場合には、①従業員を守ること、②企業を存続させることが、企業としての信頼性及び地域貢献など社会的な評価を左右することにもなります。これら災害時の事業活動に必要な事項(事業継続計画)をあらかじめ定めておくことは、技術と経営に優れた企業の証でもあります。

平成24年4月1日より開始した「中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP認定制度)」について、申込期間は10月15日(月)から11月15日(木)としていましたが、平成24年度認定についての申し込み期間は終了しました。

なお、平成25年度については、2回/年(上半期・下半期)の認定手続きを行う予定です。

<ul style="list-style-type: none"> ●認定企業 <ul style="list-style-type: none"> 第1回認定企業の一覧表 pdf [67KB] new ●認定制度について <ul style="list-style-type: none"> BCP認定制度開始お知らせ(パンフレット) pdf [1,392KB] 申込要項 pdf [90KB] 認定基準 pdf [82KB] 審査会規約 pdf [1,07KB] 実施要領 pdf [687KB] 申込書(様式) word [27KB] チェックシート(様式) excel [66KB] 作成解説書 pdf [1,250KB] 作成解説書 様式集 excel [1,66KB] 	<p>「申込要項」 公募期間や申込方法、申込先等、申込のために必要な事項を定めたもの。 (平成24年度第1回目の公募は締め切りました。現在掲載中の申込要項は参考掲載です。)</p> <p>「認定基準」 災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かの判断基準を定めたもの。</p> <p>「審査会規約」 審査会の運営方法(認定基準の策定・変更、審査の実施・結果等に関する審議)を定めたもの</p> <p>「実施要領」 認定制度全般の運用方法・構成等を定めたもの</p> <p>「作成解説書」 建設会社等が本制度により事業継続計画書を検討する時の参考資料</p>
---	---

BCP確認項目と確認内容について(審査用チェックシートより抜粋)

	確認項目	確認内容
A	計画策定の意義と検討体制	A-1 計画策定の意義・目的、検討体制
		A-2 周知方法
B	重要業務の選定と目標時間の把握	B-1 受ける被害の想定
		B-2 重要業務の選定
		B-3 目標時間の把握
C	災害時の対応体制	C-1 社員及び家族の安否確認方法
		C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制
		C-3 費用のさほどかからない対策
D	対応拠点の確保	D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保
E	情報発信・情報共有	E-1 発災直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識
F	人員と資機材の調達	F-1 自社で確保している資源の認識
		F-2 自社外からの調達についての連絡先の認識
G	訓練計画と定期点検計画	G-1 訓練計画
		G-2 定期点検計画
H	訓練計画と定期点検計画の実施 (2回目以降の申請の場合必須)	H-1 訓練計画の実施状況
		H-2 定期点検計画の実施状況
		H-3 事業継続計画の改訂履歴

書類審査における認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・審査用チェックシートの項目を全て満足しているか。 ・作成書類に不備が無い。 ・作成している書類に虚偽記載がないか。虚偽記載の疑いがある場合は口頭審査時に確認する。
口頭審査における認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽記載の有無の確認。 ・作成書類の不備について、その是正措置の確認。是正内容が軽微であり短期間で是正可能である場合は、修正を指示する。 ・審査用チェックシートの未記入の箇所について、その理由が妥当であるかの確認。

「作成解説書」掲載様式とチェックシート確認項目について

審査用チェックシート確認項目	必須・重要	様式名
A-1 計画策定の意義と目的	必須	様式A-1-1 計画策定の意義・目的
	必須	様式A-1-2 計画策定の検討体制
A-2 周知方法	必須	様式A-2-1 社員への周知方法
B-1 受ける被害の想定	必須	様式B-1-1 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理
	重要	様式B-1-2 建物の耐震性に関する状況把握
	必須	様式B-1-3 ライフラインの被害想定
B-2 重要業務の選定：簡易手法による重要業務の選定	必須	様式B-2-1 重要業務の候補の影響度比較表
B-3 目標時間の把握：簡易手法による目標時間の把握	必須	様式B-3-1 重要業務の目標復旧時間の検討表
	重要	様式B-3-2 全体手順初期
C-1 社員及び家族の安否確認方法	必須	様式C-1-1 安否確認方法一覧表
	重要	様式C-1-2 社内の連絡体制表
	重要	様式C-1-3 各社員への周知
C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制	必須	様式C-2-1 対応体制・対応拠点の概要
	必須	様式C-2-2 対応体制・指揮命令系統図
	重要	様式C-2-3 顧客、来客、社員（協力会社、派遣会社社員などを含む）の避難・誘導方法
C-3 費用のさほどかからない対策	重要	様式C-3-1 設備、棚・ロッカー等、機器の災害の対策状況一覧
	重要	様式C-3-2 費用のさほどかからない建物対策、設備等の対策の実施計画
	必須	様式C-3-3 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画
	必須	様式D-1-1 拠点候補リスト
D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保	必須	様式D-1-2 代替対応拠点の概要
	必須	様式E-1-1 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト
E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識	必須	様式E-1-2 施工中現場の連絡先リスト
	重要	様式F-1-1 自社が保有している人員や資機材など
F-1 自社で確保している資源の認識	必須	様式F-1-2 災害時の対応にあたる要員のための備蓄
F-2 自社外からの調達についての連絡先の認識	必須	様式F-2-1 災害発生直後に調達するリスト
G-1 訓練計画	必須	様式G-1-1 災害時対応訓練の実施計画
G-2 定期点検計画	必須	様式G-2-1 事業継続計画の定期点検計画
H-1 訓練計画の実施状況	必須	様式H-1-1 訓練実施記録
H-2 定期点検計画の実施状況	必須	様式H-2-1 定期点検計画の実施記録
H-3 事業継続計画の改訂履歴	必須	様式H-3-1 事業継続計画の改訂履歴

「必須様式」: 認定を受けるために必要な項目(審査用チェックシートの確認項目)の内容を含んでいる様式です。「チェック項目」が確認できる内容であれば、様式(記載例)の全ての項目を記載する必要はありません。

「重要様式」: より実効性の高いBCPを作成するための様式であり、必要に応じて作成して下さい。

6. BCPの作成資料

A. 計画策定の意義と検討体制

A-1 計画策定の意義・目的

作成の目的・ポイント

事業継続計画は、経営層のトップ自らが関与し、個々の社員に至るまで、全社的に取り組む必要があります。社員や協力者に対して、計画策定の意義・目的を説明することが必要です。また、検討体制についても整理しておく必要があります。(特定の個人で作成するのではなく、組織として取り組む体制を構築)

記載内容

事業継続計画の意義・目的を記載してください。また、事業継続計画の検討体制を記載してください。

- ・様式A-1-1 (必須) 計画策定の意義・目的
- ・様式A-1-2 (必須) 計画策定の検討体制

← 記載内容と「作成解説書」の様式番号

チェック項目 計画策定の意義・目的、検討体制が記載されている

- 計画策定の意義・目的が記載されている
- 計画策定の検討体制が記載されている

← 上記様式に対応する「申請用チェックシート」のチェック項目

様式A-1-1(必須) 計画策定の意義・目的(作成例)

様式A-1-2(必須) 計画策定の検討体制(作成例)

計画策定の意義・目的	【記入例】 大規模な地震が発生した場合、会社の施設や従業員及びその家族が被害を受け、当社の事業活動に大きな影響が及ぶことが予想される。災害時には、重要業務の継続および万一中断した場合の早期復旧のために、平常時より事業継続に関する準備が必要となる。 当社は、重要業務を継続し、公共インフラおよび民間施主の復旧工事を通じて、経済・社会活動の早期復旧に協力するとともに、国および地方公共団体、民間施主の事業継続に貢献することを目指す。
	①従業員、その家族の生命・身体の安全確保に全力をつくす ②会社施設等の被害の最小化に努める ③救援活動・復旧活動に全面的に協力する ④施工中の建物の倒壊などによる近隣地域への二次災害の発生を防止し、地位の方々の安全確保を図る ⑤当社施工物件の被害状況を迅速に把握し、お客様の事業継続に向けた応急措置および適切な復旧活動に協力する ⑥災害などのリスクに強い企業となることを目指し、事業継続計画を定期的に見直し、改善する

役割	所属	役職	氏名	サイン
総括	-	代表取締役	〇〇〇	〇〇〇
A 重要業務の選定と目標時間の把握	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇	〇〇〇
B 災害時の対応体制	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇	〇〇〇
C 対応拠点の確保	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇	〇〇〇
D 情報発信・情報共有	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇	〇〇〇
E 人員と資機材の調達	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇	〇〇〇
F 訓練計画と定期点検計画	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇	〇〇〇

A. 計画策定の意義と検討体制

A-2周知方法

策定もしくは定期的に更新された事業継続計画は、全ての社員に周知する必要があります。

記載内容

策定した事業継続計画の社員への周知方法を記載してください。

- ・様式A-2-1 (必須) 社員への周知方法

チェック項目 社員への周知方法を記載している

- 社員への具体的な周知方法が記載されている

様式A-2-1(必須) 社員への周知方法(作成例)

社員への周知方法	媒体	実施した年月日
・紙媒体で配布する	紙	〇年〇月〇日
・ポケットブック版を作成し配布する。	紙	〇年〇月〇日
・社用ホームページに電子ファイルをアップする	ホームページ	〇年〇月〇日
・携帯電話用の緊急連絡先を記したアドレス帳を作成し配布する。	電子データ	〇年〇月〇日

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

BCPを策定するには、地域で想定される大規模な災害を選定し、自社が受ける被害を想定する必要があります。

記載内容

自社が受ける被害を想定して下さい。また、被害によるライフラインの被害状況や自社の建物の被害状況を概略把握して下さい。

- ・様式B-1-1 (必須) 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理
- ・様式B-1-2 (重要) 建物の耐震性に関する状況把握
- ・様式B-1-3 (必須) ライフラインの被害想定

チェック項目 自社周辺地域の災害を想定している

- ハザードマップなどに自社関連施設(拠点、倉庫、協力会社、社員住居、参集・資材調達ルートなど)をプロットしている
- 自社周辺で懸念される災害を整理し、その中から優先的に対処が必要な災害(事業継続計画で対象とする災害)を選定している
- 地域で想定される大規模な災害をピックアップしている

チェック項目 対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している

- 対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している
- 対象とする災害時のライフラインの遮断日数を想定している

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

例えば、国土交通省のハザードポータルサイトを利用して、災害を整理することができます。

国土交通省HP
↓
「防災情報提供センター」
↓
「あなたの町のハザードマップ」

国土交通省HPの「防災情報提供センター」には、最新の防災情報が掲載されています。例えば、東日本大震災に関する情報や、高速ツアーバス事故を受けた安全対策に関するトピックスが提供されています。

また、「あなたの町のハザードマップ」では、自治体のハザードマップを閲覧することができます。例えば、松江市周辺のハザードマップを閲覧すると、洪水や地震などの災害リスクが一目でわかります。

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

例えば、国土交通省のハザードポータルサイトを利用して、災害を整理することができます。

国土交通省 ハザードマップポータルサイト

「だれでも」「どこからでも」日本中のハザードマップを「まるごと」閲覧

洪水の場合
地域をしばり込んでいくと

地震の場合

松江市周辺をクリック

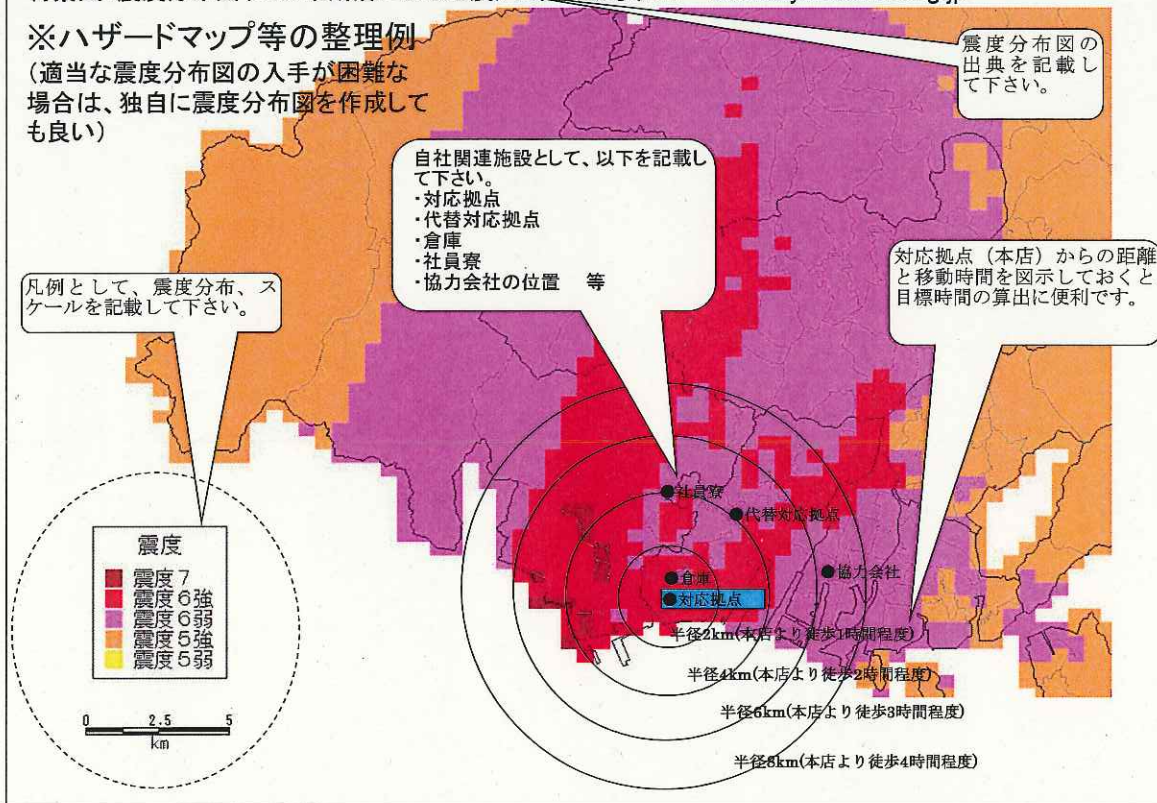
その地域にハザードマップ等の公表が無く災害の選定が困難な場合は、「震度6強の地震」を目安に設定してください。(作成解説書P3-8)

注意: 情報の詳細は、各ハザードマップ等の管理者(作成している自治体)に問い合わせてください。

B-1 受ける被害の想定

背景図: 震度分布図(五日市断層による地震) 出典: 広島市HP www.city.hiroshima.lg.jp

※ハザードマップ等の整理例
(適当な震度分布図の入手が困難な場合は、独自に震度分布図を作成しても良い)



凡例として、震度分布、スケールを記載して下さい。

自社関連施設として、以下を記載して下さい。
・対応拠点
・代替対応拠点
・倉庫
・社員寮
・協力会社の位置 等

震度分布図の出典を記載して下さい。

対応拠点(本店)からの距離と移動時間を図示しておくことで、目標時間の算出に便利です。

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

様式B-1-1(必須) 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理(作成例)

リスクの種類	説明	懸念される本社・支店、現場事務所等	懸念される被害の種類	被害の概要及び程度	対応の優先順位
地震A	〇〇断層帯地震 震度7	本社ビル倒壊	・国道〇号通行止め ・施設倒壊 ・火災発生	別紙震度分布図参照	1
地震B	〇〇断層帯地震 震度6強	本社ビル倒壊	・国道〇号通行止め ・施設倒壊 ・火災発生	別紙震度分布図参照	2
高潮	〇半確率の高潮発生	本社1階床上浸水	・国道〇号通行止め ・床上浸水発生	別紙高潮ハザードマップ参照	3
大規模土砂災害	〇〇地区で土砂災害発生	無し	・国道〇号通行止め ・施設倒壊	別紙ハザードマップ参照	4
大規模水害	〇〇水系で破堤による洪水はん濫発生	本社1階床上浸水	・国道〇号通行止め ・床上浸水発生	別紙洪水ハザードマップ参照	5
大規模積雪	〇〇地域で大規模な積雪発生	無し	・国道〇号通行止め ・鉄道運行休止	別紙積雪分布図参照	6

ライフラインが途絶した場合「重要業務」に着手できるか? 「予め何を備えておくべきか」を検討する重要な要素となります。

上記の内、事業継続計画の対象とする災害は「地震A」「高潮」とする。
※別紙にハザードマップ等に自社関連施設をプロットした資料を作成する。

自社BCPで検討の対象にする災害を選定し明記
→自社や自社関連施設の被害、ライフラインの被害想定、職員の参集可能時間を設定するために重要な要素となります。

様式B-1-3(必須) ライフラインの被害想定(作成例)

リスクの種類: 地震A	本社施設における応急復旧想定期間	代替対応施設における応急復旧想定期間	復旧目標日数(一般住宅)
インフラ			
電力	24時間	停止しない	6日
電話	3時間	3時間	14日
光ケーブル	停止しない	停止しない	14日
上水道	3日	3日	30日
ガス	1ヶ月以上	1ヶ月以上	60日

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-2 重要業務の選定:簡易手法による重要業務の選定

災害後は、重要業務を継続し、中断しても早期に再開することが必要です。このために、災害後の重要業務を選定し、優先順位をつけておく必要があります。

記載内容

災害時に行わなければならない重要業務を選定してください。
 ・様式B-2-1 (必須) 重要業務の候補の影響度比較表

チェック項目 重要業務が適切に選出されている。

- 自社職員の安否確認
- 施工中の現場の被害状況の確認
- 重要取引先に対する連絡と調整
- 災害協定業務、その他の応急・復旧業務
- 重要業務の選定根拠が記載されている

様式B-2-1 (必須) 重要業務の候補の影響度比較表(作成例)

重要業務名	判断要因	利益への影響	災害協定先、公共発注者、施主、取引先等への影響	社会的影響	総影響度 (例えば平均値)
安否確認		3	3	3	3
施工中現場の被害状況の確認		3	3	3	3
重要取引先との連絡と調整		3	3	3	3
災害協定業務、その他の応急・復旧業務		3	3	3	3
近隣の救助活動		—	—	3	3
協力者への支払い		2	3	1	2
...	

影響度：3：影響が大きい。2：影響がある。1：影響が小さい。

※重要業務の選定根拠について、様式B-2-1は定量的な評価方法になっていますが、記述方式により選定理由を示して頂いても良いです。

例)重要業務名「近隣の救助活動」
 記述内容「地域との関係が密接であり、災害時に活動できる会社は弊社のみ」など

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-3 目標時間の把握:簡易手法による目標時間の把握

重要業務は、目標時間内に復旧できるか検討する必要があります。

記載内容 人数(人)

重要業務毎の目標時間、及び現状の時間を記載してください。目標と現状の時間に差がある場合は、今後実施する対策による対応時間の短縮の見込みを記載してください。

・様式B-3-1 (必須) 重要業務の目標復旧時間の検討表
 ・様式B-3-2 (重要) 全体手順初期

チェック項目 重要業務毎に目標時間が記載されている

- 資料作成年月日が記載されている
- 想定する災害がいつ何時に発生した場合のものか記載されている
- 重要業務毎に目標時間が記載されている
- 目標時間を算出した根拠資料が添付されている

様式B-3-1 (必須) 重要業務の目標時間の検討表(作成例)

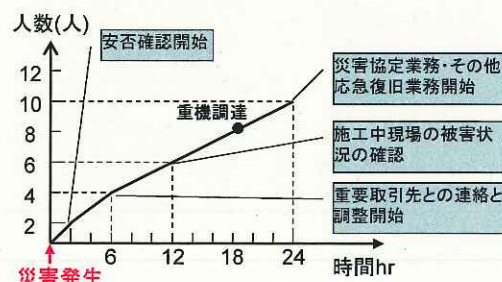
震災の条件：○月○日(○曜日)○時○分、○○市で震度○の地震発生

重要業務名	総影響度	目標時間 (着手時間)
安否確認	3	2時間
重要取引先との連絡と調整	3	6時間
施工中現場の被害状況の確認	3	12時間
近隣の救助活動	3	12時間
災害協定業務、その他の応急・復旧業務	3	24時間
...

資料作成：平成○年○月

目標時間を算出した根拠資料の例：

「目標時間を算出した根拠資料」は、必要な担当者や機材が揃う経時変化を整理し、災害発生からの経過時間を根拠資料とする方法が考えられます。



B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-3 目標時間の把握: 簡易手法による目標時間の把握

様式B-3-2(重要) 全体手順初期: 就業時間外(夜間・休日)の場合(作成例)

時間	対応手順	参集時間の算出
直後	直後 自己及び家族の安全の確認 ・自己及び家族の安全の確認。必要な場合に、救出、初期消火など。 ・自宅の火災発生などの二次災害の防止。 ・避難の必要があれば、避難所等に向かう。	
直後～1時間	社員の安否及び参集可能性の確認 (必要人員2人) ・安否確認要領に従い、全社員の安否確認と参集予定者に対する参集可能性の確認を行う。 ・連絡がない職員には安否確認担当者が連絡を行う。安否確認の責任者は、災害対策本部長などに結果を報告する。途中経過でよい。	必要人員2人 参集時間=距離(自宅～拠点)/移動速度 1時間=(2km)/(2km/s) 2人 延べ人数 2人 ※1時間以内に必要人員2人が対応拠点に参集可能。
直後～2時間	緊急参集 ・災害対策本部が設置される災害が発生したら、災害対策本部のメンバー及び現場担当者は各々の参集箇所へ自動参集する(代替対応拠点への参集を含む) ・それ以外の社員は、安否確認の連絡をし、家族や家屋などが無事で参集できる者については、決められた対応拠点(代替対応拠点を含む)へ参集する。 ・早期に参集したメンバーは、会社幹部の所在・安否を優先的に把握する。	
2～3時間	対応拠点(代替対応拠点を含む)の被害状況の確認、二次災害の防止(必要人員4人) ・参集者は、社屋に入るのに危険がなければ社屋、設備の被害状況を確認し、取りまとめる。 ・ガス、電線、倒れそうな危険物等に対して応急処置。ただし、無理をしない。 ・隣接地域での救出・消火などの支援が必要であれば、可能な限り役割分担の上対応。 ・社屋倒壊の危険、火災発生可能性を判断(危険なら退避) ・重要設備の使用可能性を判断。使用又は早期復旧が無理なら、代替対応拠点の活用を検討。 ・被害状況は時間経過で変わるため、継続的に監視。必要があれば、建物や設備の点検や補修の技術者の来訪を要請(すぐには来ない可能性)	必要人員4人 参集時間=距離(自宅～拠点)/移動速度 1時間=(2km)/(2km/s) 2人 延べ人数 2人 3時間=(6km)/(2km/s) 2人 延べ人数 4人 ※3時間以内に必要人員4人が対応拠点に参集可能。
3～5時間	災害対策本部立上げ・関係する行政機関に対しての連絡調整(必要人員8人) ・災害対策本部を**会議室に立ち上げる。 ・ 6時間以内に、関係する行政機関に**部長(代理**課長)が自社の概況と協定等の業務への対応可能性を連絡。今後の連絡手段等を確認。 ・重要関係先(工事中現場の施主を含む)にも当方の概況を連絡し、先方の情報入手する。 ・先方に連絡がつかない場合、直接出向くことも検討する。 ・緊急参集メンバー以外の社員に、必要な参集等の指示を連絡する。	必要人員8人 参集時間=距離(自宅～拠点)/移動速度 1時間=(2km)/(2km/s) 2人 延べ人数 2人 3時間=(6km)/(2km/s) 2人 延べ人数 4人 5時間=(10km)/(2km/s) 4人 延べ人数 8人 ※5時間以内に必要人員8人が対応拠点に参集可能。 6時間+作業時間1時間=経過時間7時間
平日以内	工事中現場の被害状況の確認、二次災害の防止(必要人員2人、資機材:ﾊﾞｯｸ1台) ・二次災害の発生可能性を調査し、必要な防止措置に着手。 危険があれば、周辺地域や関係組織に至急通報。 平日以降も、以後必要な防止措置が終了するまで対応を継続。	現場A: 必要人員2人、資機材:ﾊﾞｯｸ1台 経過時間6時間 ●移動時間=距離(拠点～現場A)/移動速度 5時間=(10km)/(2km/s) 2人 5時間=(10km)/(2km/s) 2人 ●経過時間+移動時間=経過時間 6時間+5時間=11時間 2人 6時間+5時間=11時間 2人 ※11時間以内に必要人員2人とﾊﾞｯｸ1台が現場Aに参集可能。 11時間+作業時間1時間=経過時間12時間
1日以内	災害協定業務の着手(必要人員2人、資機材:ﾊﾞｯｸ1台) ・重要業務(上述の関係する行政機関への連絡、二次災害の防止等を除く)について、着手や実施の可能時間の積もりを開始。 ・この見積もりに必要な情報を関係先から積極的に収集。 ・救援や復旧工事の発注者等からの要請を受け、随時連絡調整。 ・優先度の高い重要業務から、体制が整い次第着手する。1日以内には必ず災害協定業務に着手する。 ・なお、想定していなかった地域での救出支援要請等があれば、合わせて対応を検討。	災害協定業務A: 必要人員2人、資機材:ﾊﾞｯｸ1台 経過時間17時間 ●移動時間=距離(現場A～災害協定業務実施箇所)/移動速度 5時間=(10km)/(2km/s) 2人 5時間=(10km)/(2km/s) 2人 ●経過時間+移動時間=経過時間 17時間+5時間=22時間 2人 17時間+5時間=22時間 2人 ※22時間以内に業務実施場所に必要人員2人とﾊﾞｯｸ1台が参集可能。

C. 災害時の対応体制

C-1 社員及び家族の安否確認方法

災害対応は、災害時に緊急対応が可能な社員を把握することが第一歩になります。このために、社員やその家族の「安否を確実に確認する方法」を決めておき、緊急対応可能な社員を確保する必要があります。

記載内容

社員および家族の安否確認方法を記載してください。

- ・様式C-1-1(必須) 安否確認方法一覧表
- ・様式C-1-2(重要) 社内の連絡体制表
- ・様式C-1-3(重要) 各社員への周知

チェック項目 安否確認方法が記載されている

- 安否確認の責任者及びその代理者が記載されている
- 担当者が複数記載されている
- 安否確認の方法・手順が記載されている

様式C-1-1(必須) 安否確認方法一覧表(作成例)

安否確認の責任者	責任者: ○○ 代理者: ○○
安否確認の担当体制	担当者: ○○、○○、○○ (複数名記述)
安否確認の実施場所	本社: ○○部 代替実施場所: ○○
安否確認の方法・手順	連絡体制表に従って実施する。安否確認システムを利用して実施する。等 ※必要に応じて、勤務時間外と勤務時間外(深夜、休日)の方法を区別して記載
安否確認の発動条件	B C Pの発動条件を記載
連絡が取れない場合の対応	例: 近隣居住の社員に実地にて確認してもらう。
死傷者が出た場合の社内情報共有方策	社長、幹部、関連部局への連絡ルール等を記載する。
...	

C.災害時の対応体制

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

災害発生に備えて、自発的に社員が行動できるようにBCPの発動基準を整理しておく必要があります。

また、平常時から対応体制と対応拠点を決定し、その概要を把握しておく必要があります。対応体制は、代理者を考慮して指揮命令系統図を整理しておく必要があります。

記載内容

災害対応を行う体制をとる基準を記載して下さい。また、災害時の組織体制と指揮命令系統について記載してください。

- ・様式C-2-1 (必須) 対応体制・対応拠点の概要
- ・様式C-2-2 (必須) 対応体制・指揮命令系統図
- ・様式C-2-3 (重要) 顧客、来客、社員 (協力会社、派遣会社社員などを含む) の避難・誘導方法

チェック項目 発動基準が記載されている

- どの地域で発生する災害を対象とするのかが記載されている
- 発動基準となる数値 (震度や雨量など) や警報などが具体的に記載されている

チェック項目 対応体制が記載されている

- 災害対応拠点の場所 (住所)、連絡先、設備が記載されている
- 災害対応時の役割、氏名、住所が記載されている
- 各役割のリーダーの代理者が記載されている
- 複数の連絡手段が記載されている (PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信など)

C.災害時の対応体制

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

災害発生に備えて、**自発的に社員が行動**できるようにBCPの発動基準を整理しておく必要があります。

また、平常時から対応体制と対応拠点を決定し、その概要を把握しておく必要があります。対応体制は、代理者を考慮して指揮命令系統図を整理しておく必要があります。

【×悪い事例】

- ・〇〇川が氾濫したとき
 - ・〇〇市が冠水したとき
 - ・〇〇地震が発生したとき
 - ・会社のトップが判断する。(その判断を社員に伝える必要が発生する。情報通信ネットワークが遮断・輻輳する条件下では、初動体制の遅れに繋がる)
- (社員は具体的な場所や程度の特定ができず、**自発的な行動に移れない**)



【◎良い事例】

- ・〇〇市にて震度6強以上の地震が発生したとき
 - ・〇〇観測所にて避難判断水位を超えたとき
 - ・〇〇市内にて洪水警報が発令されたとき
 - ・〇〇市で積雪により国道〇号が規制されたとき
- 等、テレビ・ラジオ等で場所や程度が社員独自で特定でき、**自発的に行動できる発動基準を予め定めておく。(発動判断責任者と連絡ができない場合等でも、一定の企業活動を継続できる。)**

C.災害時の対応体制

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

様式C-2-1(必須) 対応体制・対応拠点の概要(作成例)

事項	説明・内容
1 初動対応発動基準 (対象メンバーの自動 参集、災対策本部の 設置基準、BCPの発動基 準)	1) ○○市内に震度○強以上の地震の発生 理由①震度○以上の場合、災害協定に基づき○をする必要があるため。 理由②施工現場、重要な施工済み物件へ確実な対応が必要なため。 2) ○○市内に洪水警報、○○観測所で避難判断水位を超えたとき。 ・・・
2 災害対策本部の設置権 限者、代理権限者	設置権限者：災害対策本部長または社長 代理権限者：第1位：○○常務、第2位：○○部長、第3位：○○部長
3 災害対策本部要員	専務、常務、総務部長、各部部长・・・ (注：事務局長まで記載。別紙でもよい)
4 対応拠点設置場所	○○支店 ○○会議室 住所 〒○○ ○○○
5 連絡手段	固定電話：○○ FAX：○○ 電子メール：○○ 携帯電話：○○ 携帯メール：○○ 衛星電話：○○ 無線：○○
6 災害対策本部内及びそ の近くに備える設備	電話：○回線、FAX：○台、衛星電話：○台、無線○台、ホワイトボ ード：○台、パソコン○台、プリンター○台、コピー機○台、・・・ 上記設備を稼働できる非常用電源：○時間稼働
7 参集要員	1) 災害対策本部の要員は、1の場合には自動的に本社（または代替対応拠 点）に参集する。 2) 施工中現場の確認担当者は、1の場合には、自動的に直接現場に向か う。 3) それ以外の社員は、勤務時間外の場合、安否確認の連絡を行ったう え、家族及び家屋の安全な状況であれば定められた場所（本社、代替対応 拠点など）に参集する。 4) 公共交通機関の途絶等により参集に○時間以上かかる場合、無理をせ ず、連絡をして指示を待つ。 5) ・・・
8 各班の担当業務 (注：班別構成は各社 で行動しやすいように 決めてよい)	1) 総務班：全体調整担当、被害状況書くん担当、・・・ 2) 業務班：応急復旧・災害復旧工事担当、・・・ 3) 対外班：得意先の担当、取引先担当、広報担当、・・・ 4) 支援班：社員の安全確保担当、安否確認担当、・・・ 5) ○○班：・・・
9 ・・・	・・・

C.災害時の対応体制

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

様式C-2-2(必須) 対応体制・指揮命令系統図(作成例)



C.災害時の対応体制

C-3 費用のさほどかからない対策

災害時には、完成図書や過去の重要な情報等、通常使わなくても必要となるものができます。

重要業務の実施・継続に不可欠な情報を整理し、現在のバックアップ状況を把握するとともに、バックアップが必要な場合は今後の対応方針を決定しておく必要があります。

記載内容

社員の緊急作業時（周辺地域などからの救助要請）における安全確保対策やルール（単独行動の禁止、危険な区域への立ち入り禁止、行動記録による行き先・帰社の確認等）をとりまとめてください。

- ・様式C-3-1（重要） 設備、棚・ロッカー等、機器の地震等の対策状況一覧
- ・様式C-3-2（重要） 費用のさほどかからない建物対策、設備等の対策の実施計画
- ・様式C-3-3（必須） 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画

チェック項目 費用をさほどかからない範囲で課題改善に取り組んでいる。

重要なデータや文書の現在のバックアップ状況や今後の取り組むべき対応を認識している

様式C-3-3（必須） 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画（作成例）

重要なデータ・文書	分類	現在のバックアップ状況	今後の対応方針
施工中物件の契約図書	紙	紙媒体として正・副の2部保管している。	・紙媒体はスキャナーして電子化する。電子化後は電子データとして管理する。 ・被災しない箇所に保管する。 ・コピーをとり、遠隔地で保管する。
申請・許認可の書類	紙	一部電子化している。	
財務のデータ	紙	ほとんど行っていない。	・サーバーを導入し、定期的にバックアップデータを作成する。 ・サーバーは、遠隔地でバックアップを行い、二重化を図る。
各種連絡先の情報	紙	一部電子化している。	
取引の状況・記録	電	ほとんど行っていない。	
完成図書	電	DVDに保管している。	
継続業務のデータ	電	サーバーを導入し定期的にバックアップしている。	
・・・	・・・	・・・	

D.対応拠点の確保

D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保

対応拠点が、地震による倒壊、火災、地域のライフラインの途絶などにより使用できない場合も考えられるため、「代替対応拠点」を選定し、その概要を把握しておく必要があります。

記載内容

対応拠点、代替対応拠点について記載してください。

- ・様式D-1-1（必須） 拠点候補リスト
- ・様式D-1-2（必須） 代替対応拠点の概要

チェック項目 対応拠点の検討

拠点候補リストを作成している

チェック項目 代替対応拠点が記載されている

場所（住所）、連絡先、設備を把握している

様式D-1-1（必須） 拠点候補リスト（作成例）

優先順位	拠点施設	電話番号	FAX番号	無線番号
1	本社ビル〇〇会議室	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇
2	〇〇社宅	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇
3	〇〇ビル〇階会議室	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇
4	〇〇研究所〇号館	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

様式D-1-2（必須） 代替対応拠点の概要（作成例）

項目	内容
1. 代替対応拠点名	当社〇〇支店
2. 場所（住所）	〇〇支店 〇〇会議室 住所 〒〇〇〇 〇〇〇
3. 連絡先	固定電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇 衛星電話：〇〇 無線：〇〇
4. 代替対応拠点への直接の緊急参集者及び代表者	〇〇部長、〇〇課長、〇〇、・・・ 全〇名 責任者（所属、氏名）：〇〇部、〇〇 代理責任者（所属、氏名）：〇〇部、〇〇
5. 代替対応拠点設置の判断基準	・発動基準と同じ。 ・本社の対応拠点が被災して使用不能の恐れがある場合。
6. 代替対応拠点及びその近くに備える設備	電話：〇回線、FAX：〇台、衛星電話：〇台、無線〇台。ホワイトボード：〇台、パソコン〇台、プリンター〇台、コピー機〇台、・・・ 上記設備を稼働できる非常用電源：〇時間稼働
7. 代替対応拠点への移動手段	本社から徒歩で移動 〇〇部長の自宅から徒歩で移動。

E. 情報発信・情報共有

E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識

災害協定先・公共発注者・施主等の重要取引先と確実に連絡が取れる体制が必要です。

災害時には、固定電話等が使用できない可能性があるため、携帯メール等の複数の「連絡手段」を確保しておく必要があります。

記載内容

発災直後に連絡を取ることが必要な重要取引先と自社について、相互の連絡対応窓口の連絡先を記載してください。

- ・様式E-1-1（必須） 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト
- ・様式E-1-2（重要） 施工中現場の連絡先リスト

様式E-1-1（必須） 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト（作成例）

チェック項目	関係先の連絡対応窓口が記載されている
<input type="checkbox"/>	資料作成年月日が記載されている
<input type="checkbox"/>	重要取引先の組織名、担当者の所属・氏名が記載されている
<input type="checkbox"/>	複数の連絡手段が記載されている（PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信など）
<input type="checkbox"/>	連絡内容
<input type="checkbox"/>	自社の担当者氏名、代理者氏名が記載されている

重要取引先 組織名	連絡の 重要度	重要連絡先 担当者	連絡手段	連絡内容	自社担当者 及び代理担当者
本社〇〇 事業所	高	所属：〇〇 氏名：〇〇 代理：〇〇	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	被害状況、安否確認等	担当者：〇〇 代理者：〇〇
国土交通省 〇〇出張所 (災害協定先)	高	所属：〇〇 氏名：〇〇 代理：〇〇	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・協定による業務への対応可能性の連絡 ・発注者側の対応体制の把握 ・協定外の緊急業務の有無の把握	担当者：〇〇 代理者：〇〇
〇〇県土整備事業所 (災害協定先)	高	所属：〇〇 氏名：〇〇 代理：〇〇	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・協定による業務への対応可能性の連絡 ・発注者側の対応体制の把握 ・協定外の緊急業務の有無の把握	担当者：〇〇 代理者：〇〇
建設業団体	中	所属：〇〇 氏名：〇〇 代理：〇〇	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・協定による業務への対応可能性の連絡 ・発注者側の対応体制の把握 ・協定外の緊急業務の有無の把握	担当者：〇〇 代理者：〇〇
〇〇会社 (顧客)	中	所属：〇〇 氏名：〇〇 代理：〇〇	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・被害状況 ・対応状況等	担当者：〇〇 代理者：〇〇
...

作成：平成〇年〇月〇日

F 人員と資機材の調達

F-1 自社で確保している人員や資機材の認識

重要業務を継続もしくは早期に復旧するためには、資格保有者や資機材等が必要になります。まずは、自社で保有している「人員や資機材」の種類や量を把握しておく必要があります。

記載内容

自社が保有している「人員や資機材」について記載して下さい。

- ・様式F-1-1（必須） 自社が保有している人員や資機材など
- ・様式F-1-2（重要） 災害時の対応にあたる要員のための備蓄

チェック項目 自社保有の人員や資機材が記載されている

-
- 確認した日付がわかる
-
- 資格（オペレータなど）の種類及び人員数が記載されている
-
- 資機材は種類や数量や保管場所が記載されている

様式F-1-1（必須） 自社が保有している人員や資機材など（作成例）

資源名	種類	確保すべき資源 (人数・数量)	保管場所	現有する資源 (人数・数量)	確認時期
人員	1級土木施工管理技師	〇人	—	〇人	平成〇年〇月〇日
	大型運転免許	〇人	—	〇人	平成〇年〇月〇日
機材	バックホウ0.3m ³	〇台	本社機材置場	〇台	平成〇年〇月〇日
	社有車	〇台	本社車庫	〇台	平成〇年〇月〇日

資材	ブルーシート	〇枚	倉庫A	〇枚	平成〇年〇月〇日
		〇枚	倉庫B	〇枚	平成〇年〇月〇日
	土嚢袋	〇袋	倉庫A	〇袋	平成〇年〇月〇日
	トラロープ	〇本	倉庫A	〇本	平成〇年〇月〇日
	カラーコーン	〇枚	倉庫A	〇枚	平成〇年〇月〇日
	〇枚	倉庫B	〇枚	平成〇年〇月〇日	
...
...

※燃料の確保方法や発電機の確保なども考えていく必要があります。

F 人員と資機材の調達

F-2 自社外からの調達についての連絡先の認識

自社だけで必要な人員や資機材を確保できない場合が想定されます。災害時に不足する人員や資機材の提供を依頼できるよう、平常時から懇意にしている協力会社などの「連絡先」を把握しておく必要があります。

また、懇意にしている協力会社が被災することも想定し、代替りの協力者を用意しておく必要があります。

記載内容

自社外から調達する「人員や資機材」について記載して下さい。

・様式F-2-1（必須） 災害発生直後に調達するリスト

様式F-2-1（必須） 災害発生直後に調達するリスト(作成例)

- | チェック項目 | 調達先の連絡対応窓口が記載されている |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 資料作成年月日が記載されている |
| <input type="checkbox"/> | 連絡先の組織名称、担当者の所属・氏名が記載されている |
| <input type="checkbox"/> | 複数の連絡手段が記載されている（PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信等） |
| <input type="checkbox"/> | 連絡内容（何を調達するか具体的に記載） |
| <input type="checkbox"/> | 自社の担当者氏名、代理者氏名が記載されている |

組織名称	連絡順位	連絡先担当者 所属・氏名	連絡手段	連絡内容	自社担当者氏名及 び代理氏名
A社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇 衛星電話：〇〇	人員の確保 変住業務 遠行協力	担当者：〇〇 代理：〇〇
Aリース社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇	機材のリース	担当者：〇〇 代理：〇〇
Bリース社	2	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇	機材のリース	担当者：〇〇 代理：〇〇
A商社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇	材料の調達（土 嚢袋、薪材、セ メント等）	担当者：〇〇 代理：〇〇
B商社	2	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇	材料の調達（土 嚢袋、薪材、セ メント等）	担当者：〇〇 代理：〇〇
D社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇	装備（防護マス ク等）	担当者：〇〇 代理：〇〇

作成：平成〇年〇月〇日

G 訓練計画と定期点検計画

G-1 訓練計画

災害発生時に、BCPが有効に機能するためには訓練が不可欠です。多くの社員や協力者等が参加できるように「訓練計画」を作成しておく必要があります。

記載内容

災害時対応訓練計画について記載してください。

・様式G-1-1（必須） 災害時対応訓練の実施計画

様式G-1-1（必須） 災害時対応訓練の実施計画(作成例)

- | チェック項目 | 訓練計画が記載されている |
|--------------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> | 資料作成年月日が記載されている |
| <input type="checkbox"/> | 訓練名称が記載されている |
| <input type="checkbox"/> | 訓練内容が記載されている |
| <input type="checkbox"/> | 参加者・対象者が記載されている |
| <input type="checkbox"/> | 予定時期が記載されている |

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
災害時対応の確認訓練 (机上訓練)	緊急参集メンバーが事業継続 計画の応急対応、事業継続の 部分を読み合わせ、各要因が 行うべき対応を確認する。	災害対策本部長、 本部長、各班の中心 メンバー	毎年〇月	〇〇会議室	〇〇部 〇〇課
安否確認と参集訓練	携帯電話メールを基本に、社員 全員に対し安否を問う連絡 をし、回答を求め、結果を集 計する。 また、徒歩参集を行い、自宅 から本社及び現場までの所要 時間を把握する。	全社員	毎年〇月	本社・社宅・ 現場、自宅	〇〇部 〇〇課
避難・誘導訓練（消防法 に基づく又は自主訓練）	災害時の避難・誘導訓練。地震 と火災発生を想定して屋外 避難と点呼、初期消火。	全社員	毎年〇月	本社構内	〇〇部 〇〇課
バックアップデータ利用 訓練	バックアップデータを用いて 業務を別の事業所等で利用す る。バックアップデータでの 業務から、通常方法での業務 へ戻す手順	災害対策本部長、 本部長、各班の中心 メンバー	毎年〇月	本社・代替対 応拠点	〇〇部 〇〇課
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

作成：平成〇年〇月〇日

G 訓練計画と定期点検計画

G-2 定期点検計画

BCPは、記載内容が古くならないように定期点検を行う必要があります。例えば、自社及び関係先の人事異動がある場合、記載内容を更新する必要があります。

記載内容

- ・定期点検が必要な項目について、定期点検計画を作成してください。
- ・様式G-2-1（必須） 事業継続計画の定期点検計画

チェック項目 定期点検計画が記載されている

- 資料作成年月日が記載されている
- 定期点検計画の項目が記載されている
- 担当部署（実施部署、総括部署）が記載されている
- 実施時期が記載されている

様式G-2-1（必須） 事業継続計画の定期点検計画（作成例）

定期点検項目	実施部署	総括部署	実施時期 (チェック)
人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更は無いか	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月
関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更が無いか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月
重要なデータやそのバックアップを実施しているか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月
新たな施工現場ができた場合、被災時の二次災害防止の体制を整備し、事業継続計画反映したか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月
.....	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月

最終更新：平成〇年〇月〇日

H.訓練計画と定期点検計画の実施（新規申込の場合不要）

H-1 訓練計画の実施状況

災害時において、BCPを有効に機能させるには訓練が不可欠であることはG-1で述べました。ここでは、過去2年間に建設会社が実際に実施してきた訓練の実施記録を添付し、訓練内容や社内評価及び改善状況を確認します。

記載内容

- 「G-1 訓練計画」の実施状況を記載してください。
- ・様式H-1-1（必須） 訓練実施記録

チェック項目 「G-1 訓練計画」の実施状況が記載されている
(新規申込の場合は不要)

- 訓練の実施記録が添付されている
- 訓練の実施結果の社内評価が記載されている

様式H-1-1（必須） 訓練実施記録（作成例）

記録項目	内容
訓練名称	安否確認訓練
訓練内容	携帯電話メールを基本に、社員全員に対し安否を問う連絡をし、回答を求め、結果を集計する。 また、徒歩参集を行い、自宅から本社及び現場までの所要時間を把握する。
実施日時	平成〇年〇月〇日（日）
実施場所	会社・現場から各社員の自宅
参加者	全社員
訓練結果	1. 一部社員と連絡をとることができなかった。 2. 自宅と会社の距離が遠く、徒歩参集が難しい社員がいる。 3. 一部の現場は距離が遠く、状況確認に時間を要した。
改善点、所感など	1. 携帯電話の所持義務づける。 2. 災害時の対応にあたる要員は自転車を持参する。 3. 現場代理人を現場に近い協力者に依頼する。

H.訓練計画と定期点検計画の実施(新規申込の場合不要)

H-2定期点検計画の実施状況

策定したBCPは、「情報が古くならないように定期点検が不可欠であることはG-2で述べました。ここでは、過去2年間に建設会社が実際に実施してきた定期点検計画の実施記録を添付し、定期点検計画の実施状況を確認します。

記載内容

「G-2 定期点検計画」に対して実施状況を記載してください。

・様式H-2-1 (必須) 定期点検計画の実施記録

チェック項目 「G-2 定期点検計画」の実施状況が記載されている
(新規申込の場合は不要)

- 定期点検計画の実施記録が添付されている
 定期点検結果の社内評価が記載されている

様式H-2-1(必須) 定期点検計画の実施記録(作成例)

定期点検の実施日時	定期点検の主な内容と是正した項目など	承認者
平成○年○月○日	・様式B-2-2の更新 (人事異動に伴う更新を行った)	○○
平成○年○月○日	・様式D-1-1の更新 (相手先と自社の内容を最新の情報に更新した) ・様式D-1-2の更新 (終了業務の削除と新規業務の追加を行った)	○○
・・・	・様式○○の更新	・・・

H.訓練計画と定期点検計画の実施(新規申込の場合不要)

H-3 事業継続計画の改訂履歴

策定したBCPはPDCAサイクルによりスパイラルアップしていく必要があります。訓練結果、人員や資材の充実、作成様式のバージョンアップなど各社で実施してきた改訂履歴を記載してください。

記載内容

BCPを更新した場合は、その内容を改訂履歴に記載して下さい。

・様式H-3-1 (必須) 事業継続計画の改訂履歴

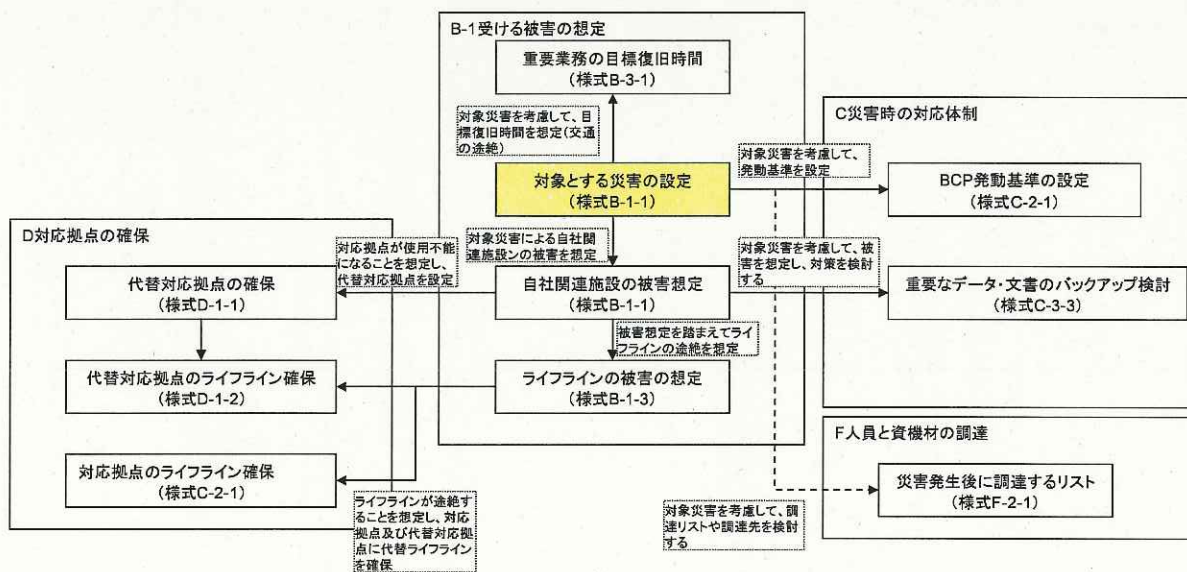
チェック項目 「事業継続計画」の改訂履歴が記載されている
(新規申込の場合は不要)

- 改訂年月日が記載されている
 改訂履歴(主な改訂概要)が記載されている

様式H-3-1(必須) 事業継続計画の改訂履歴(作成例)

版数	策定・改訂年月日	制定・改訂の内容	承認者
初版	平成○年○月○日	新規策定	○○
第2版	平成○年○月○日	見直し・改善による変更内容の概要を記載する。(例: 様式A-3-2を追加した。)	○○
第○版	平成○年○月○日	・・・	

各様式間の整合性



質問等のお問い合わせは、

広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局企画部
防災課 まで

お願いします。